

四万十町第4期障害者計画

(令和6年度～令和 11 年度)

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

(令和6年度～令和8年度)

温かな支え合いのなかで、一人ひとりが輝き、
安心して暮らせる共生のまち 四万十町

案

令和6年3月

四万十町
しまんとがわのまんなか SHIMANTO TOWN

目 次

序論

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の性格	6
3 計画の期間	7
4 策定体制	8
5 計画の推進体制	9
第2章 障がいのある人等の状況	11
1 人口・世帯の状況	11
2 障がいのある人の状況	13

第4期障害者計画

第1章 計画の基本的な考え方	23
1 基本理念	23
2 基本目標	24
3 施策の体系	25
4 重点テーマ	26
第2章 施策の展開	39
基本目標1 お互いに思いやる、共生社会のまちづくり	39
基本目標2 日々の暮らしを支える支援体制づくり	47
基本目標3 自立と社会参加の基盤づくり	54

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

第1章 障がい福祉の充実のための成果目標・活動指標	59
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	59
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	61
3 地域生活支援拠点等における機能の充実	64
4 福祉施設から一般就労への移行等	66
5 障がい児支援の提供体制の整備等	71
6 相談支援体制の充実・強化等	74
7 障がい福祉サービス等の質の向上を図る体制の構築	77
第2章 障がい福祉サービス等の見込み	79
1 障がい福祉サービスの見込み量	79
2 地域生活支援事業の見込み量	85
3 障害児通所支援等に関するサービスの見込み量	94

資料編

1 町内の社会資源について.....99

2 アンケート調査からの意見..... 103

3 関係団体・サービス提供事業所調査からの意見..... 112

4 計画策定の経過 116

5 四万十町障害者計画等策定委員会設置要綱..... 117

6 四万十町障害者計画等策定委員会名簿..... 119

● 「年」の表記について

本計画の文中では和暦を使用しています。

和暦	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
西暦	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年

和暦	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
西暦	2024 年	2025 年	2026 年	2027 年	2028 年	2029 年

● 「障がい」の表記について

本計画では、「障害者」などの「害」の字の表記について、国の法令や地方公共団体などの条例・規則などに基づく法律用語や引用、施設名等の固有名詞以外はひらがなで表記しています。このため、本計画では「害」と「がい」の字が混在する表記となっています。

序論



第1章 計画の概要



1 計画策定の背景と趣旨



(1) 四万十町の取り組み

四万十町（以下、「本町」という。）では、平成19年3月に障がい者施策を計画的・総合的に推進するため、5年間の障がい者施策のあり方を定めた「四万十町障害者計画」と、計画的にサービスを提供していくため、数値目標を設定し、サービス提供体制の確保の方策を定めた「四万十町障害福祉計画」を策定しました。

その後も国の障がい者施策の制度改正等を踏まえながら、平成30年3月、ノーマライゼーション¹の理念のもとに、「温かな支え合いのなかで、一人ひとりが輝き、安心して暮らせる共生のまち 四万十町」をキャッチフレーズに掲げ、「四万十町第3期障害者計画」「四万十町第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」を策定しました。また、令和3年3月には、令和3年度から令和5年度までの成果目標や活動指標等を定めた「四万十町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定しています。

この度、「四万十町第3期障害者計画」「四万十町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」が計画期間終了を迎えることから、障がい者の意向、国の制度の動向、サービスの利用状況などを踏まえ、「四万十町第4期障害者計画」「四万十町第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を策定しました。

■障害者計画と障害福祉計画・障害児福祉計画の関連イメージ

障害者計画

障がい者施策全般に関わる理念、基本的な方針及び目標を定めた計画です。「障がいのある人のための施策に関する基本計画」という位置づけになります。

障害福祉計画・障害児福祉計画

障がい福祉サービス等の成果目標や必要なサービス見込み量等を定めた計画です。「障がい福祉に関する事業計画」という位置づけになります。

¹ 障がいのある人も、そうでない人と同様の生活ができるように支援すべきであるという考え。

(2) 障がい福祉をめぐる国の動向

国では「障害者権利条約」の批准に向け、障がいのある人に関連する各種制度・法律等の整備を進めてきました。本計画は国の動向を踏まえて策定しました。

■国の動き

年度	国の主な流れ	概要
H18	障害者自立支援法の施行	自立支援法に基づく新体系サービスへの移行がはじまる。応益負担によるサービス費用の一部が自己負担となる。
H19	障害者権利条約署名	障がい者の権利条約の締結に向けた取り組みがはじまる。
H20	障害者雇用促進法の一部改正	障害者雇用納付金制度の適用対象範囲が拡大される。
H22	障害者自立支援法の一部改正	利用者負担の見直し、障がい者の範囲の見直し、相談支援の充実、障がい児支援の強化等が盛り込まれる。
H23	障害者基本法の一部改正	目的規定や障がい者の定義等を見直した改正法が施行される。
H24	障害者虐待防止法の施行	障がい者に対する虐待の禁止、国等の責務を定めた法律が施行される。
H25	障害者総合支援法の施行	「障害者基本法の一部改正」を踏まえた基本理念や、障がい者の範囲の拡大等を定めた法律が施行される。
	障害者優先調達推進法の施行	障がい者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項を定めることにより、障がい者施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図る。
H26	障害者権利条約の批准	「障害者の権利に関する条約」の批准書を国際連合事務総長に寄託し、平成26年2月19日より国内において効力を生じている。
H27	難病法の施行	難病の患者に対する医療等に関する法律(難病法)が施行され、難病の患者に対する医療費助成制度が確立された。
H28	障害者差別解消法の施行	差別を解消するための合理的配慮の不提供の禁止等を定めた法律が施行される。
	障害者雇用促進法の改正	雇用の分野における、差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供を義務化する。
	障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正	障がい者の望む地域生活の支援や障がい児へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備を進める。
H30	障害者基本計画(第4次計画)の策定	障害者権利条約の完全実施を目標に掲げ、共生社会の実現を目指して、社会全体での取り組みを定めた。
	障害者文化芸術活動推進法の施行	障がい者の社会参加を促進するため、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加を図る。
	ユニバーサル社会実現推進法の施行	障がい者、高齢者等の自立した日常生活及び社会生活が確保されることの重要性に鑑み、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進する。

年度	国の主な流れ	概要
R1	障害者活躍推進プラン	共生社会に向けて障がい者の活躍の場の拡大を加速するため、労働、教育、スポーツ、文化芸術等6つの政策プランを定めた。
	農福連携等推進ビジョン	障がい者等の農業分野での活躍を通じて、自信や生きがいを創出し、社会参画を促す取り組みを規定した。
	読書バリアフリー法の施行	視覚障がい、発達障がい、肢体不自由等の障がいによって読書が困難な人々の、読書環境を整備することを目指す。
	障害者雇用促進法等の一部改正	自ら率先して障がい者を雇用するよう努めることを国及び地方公共団体の責務とし、民間事業者における短時間労働以外の労働が困難な状況にある障がい者の雇入れ及び継続雇用の支援、国及び地方公共団体における障がい者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置が規定された。
R2	バリアフリー法の一部改正	公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取り組み強化とともに、国民に向けた広報啓発の取り組み促進を規定した。新たに市町村による「心のバリアフリー」の推進に関する事項も追加された。
	電話リレーサービス法の施行	国による基本方針の策定と、聴覚障がい者が手話通訳士などを介して連絡を取る「電話リレーサービス」(パソコンやスマホの画面を通じて手話や文字で発信し、通訳が通話先にその内容を伝えるもの)を制度化し、交付金制度を創設した。
	社会福祉法等の一部改正	地域共生社会※の実現を図るため、地域における包括的相談体制の強化、アウトリーチによるひきこもり対応強化、住民同士の交流拠点の開設支援、関係機関の連携による一体的支援などによる「重層的支援体制の整備」に取り組むことを定めた。
R3	障害者差別解消法の一部改正	事業者に対し合理的配慮の提供を義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図ること、障がいを理由とする差別を解消するための支援措置を強化することを定めた。
R4	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行	障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進する。
	障害者総合支援法、精神保健福祉法、障害者雇用促進法、難病法及び児童福祉法の一部改正	障がい者等の希望する生活を実現するため、障がい者等の地域生活の支援体制の充実、障がい者の多様な就労ニーズに対する支援及び障がい者雇用の質の向上の推進、精神障がい者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化等の措置を講ずる。
R5	障害者基本計画(第5次計画)の策定	障がい者を必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉えた上で、施策を総合的・計画的に推進することで、条約が目指す社会の実現につなげることに加え、障がい者への偏見や差別の払拭、「障害の社会モデル」等障がい者の人権の確保の上で基本となる考え方等への理解促進に取り組み、社会のあらゆる人々が平等に参加し、誰もが自分らしい生き方を実現できる社会を目指すこと等を明確化した。

●「地域共生社会」とは

高齢者や障がいのある人、子どもなど全ての人が、一人ひとりの暮らしと生きがいをともにつくり、高め合う社会のことをいいます。

国は、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を目指しています。

「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みをつくるとともに、市町村においては、地域づくりの取り組みの支援と公的な福祉サービスへのつなぎを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制整備が求められています。

■地域共生社会の実現に向けた国の動き

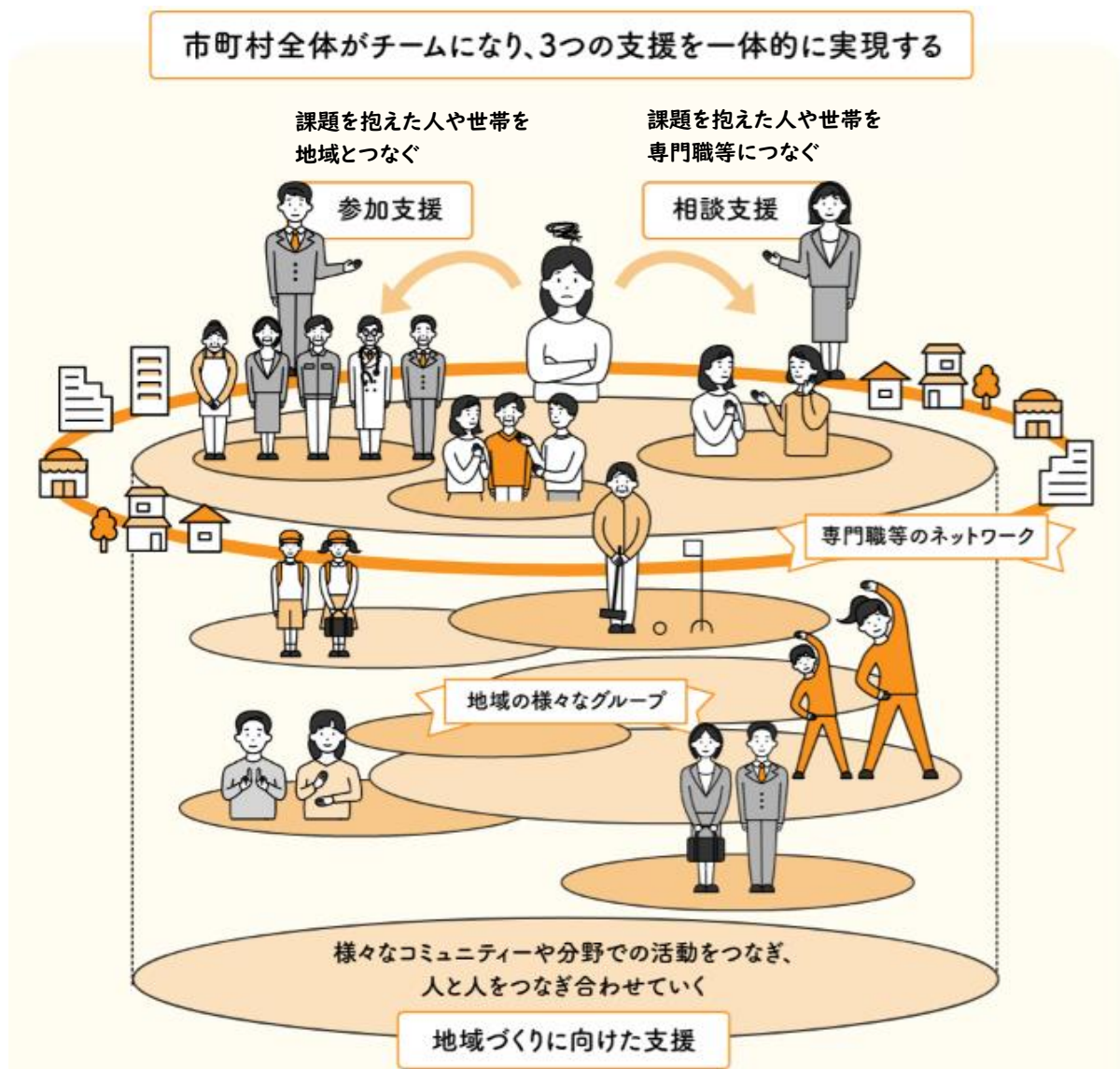
年度	国の主な流れ	概要
H27	「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」	地域社会を取り巻く環境の変化によって、福祉ニーズが多様化・複雑化していることを背景に、従来の分野別の社会福祉サービスから、全ての人が世代や背景を問わず安心して暮らし続けられるまちづくり(全世代・全対象型地域包括支援)の必要性を提示。包括的な相談体制や総合的な福祉サービスの提供など、4つの改革の方向性を示す。
H28	「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定	「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」を踏まえ、子ども・高齢者・障がいのある人など、全ての人が地域、暮らし、生きがいをともにつくり、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を提唱。
H29	地域力強化検討会 最終とりまとめ	「地域共生社会」の実現に向けた具体的な検討を行い、最終とりまとめとして、市町村における包括的な支援体制の構築や、地域福祉(支援)計画で各福祉分野に共通して取り組むべき事項等を提示。
R1	地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ	市町村における包括的な支援体制の整備のあり方や、今後強化すべき社会保障・生活支援の機能について検討し、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う市町村の新たな事業の創設等について提示。
R2	「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」改正	地域共生社会の実現を図るため、生活課題を抱える地域住民を支援する体制や、地域住民が地域福祉を推進するために必要な環境を一体的かつ重層的に支援できるよう、福祉分野に関連する法律に基づき事業を一体的に実施する、重層的支援体制整備事業 [*] の創設等について規定。

●「重層的支援体制整備事業」とは

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対して包括的な支援体制を整備するため、「①属性を問わない相談支援」、「②参加支援」、「③地域づくりに向けた支援」を柱として、これら3つの支援をより効果的・円滑に実施するために、「④アウトリーチ等を通じた継続的支援」、「⑤多機関協働による支援」を新たな機能として強化し、①から⑤までの事業を一体的に実施するものです。

本町では令和5年度より重層的支援体制整備事業の移行準備事業を実施し、高齢、障がい、子ども、生活困窮の分野を超えた、より効果的な支援のあり方を協議、構築することを目指しています。

■重層的支援体制整備事業のイメージ



資料：厚生労働省 地域共生社会のポータルサイト

2 計画の性格

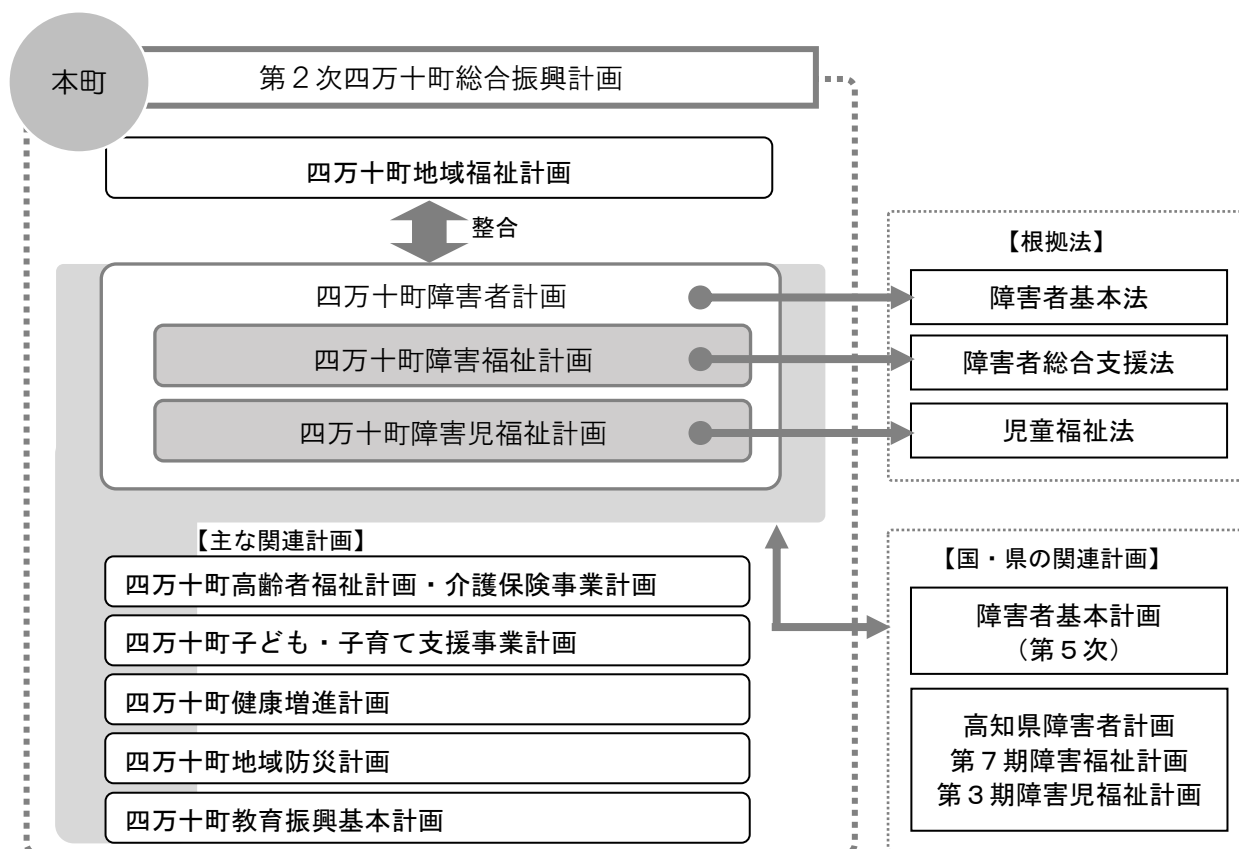
四万十町第4期障害者計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として本町の障がい者施策の基本的な考え方を明らかにし、障がい者施策の総合的な推進を目指すものです。

四万十町第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障がい福祉サービスの事業計画として、成果目標や必要なサービス見込み量等を定めるものです。

本計画の策定においては、国の「障害者基本計画（第5次）」、高知県の「高知県障害者計画・第7期高知県障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」等の内容を踏まえて策定しています。

また、本町における上位計画である「第2次四万十町総合振興計画」の障がい者福祉に関する具体的な部門別計画として位置づけ、各分野の関連計画と整合・調整を図りながら策定します。

■計画の関連イメージ



3 計画の期間

四万十町第4期障害者計画の計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間です。

四万十町第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度の3年間とします。

なお、計画期間中においても、国の動向等により、必要に応じて見直しを行うものとします。

令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
四万十町第 4 期障害者計画 (令和 6 ～11 年度)					
四万十町第 7 期障害福祉計画 第 3 期障害児福祉計画 (令和 6 ～8 年度)			見 直 し	四万十町第 8 期障害福祉計画 第 4 期障害児福祉計画 (令和 9 ～11 年度)	

4 策定体制

（１）四万十町障害者計画等策定委員会の設置

計画の策定にあたっては、住民や関係者等の意見を反映するために「四万十町障害者計画等策定委員会」を設置し、障がいのある人を取り巻く現状課題の反映や、必要な障がい福祉サービスの見込み量等について協議を行いました。

また、庁内関係課との調整や計画素案に対する意見公募を実施し、策定しました。

（２）四万十町障がい者（児）福祉に関するアンケート調査の実施

本計画の策定にあたって、障がい者並びに障がい児の保護者の意見を把握することを目的にアンケート調査を実施しました。

調査区分	配付数	有効回収数	有効回収率
18 歳未満（保護者）	33 件	20 件	60.6%
18 歳以上（本人）	396 件	207 件	52.3%
調査期間	令和4年11月16日（水）～令和4年12月7日（水）		
調査方法	郵送配付・郵送回収		

（３）四万十町障害者計画・障害福祉計画に係るヒアリング調査

本計画の策定にあたって、障がい福祉分野で活動している関係団体並びに事業所の意見を把握することを目的にアンケート調査を実施しました。

調査区分	配付数	有効回収数	有効回収率
町内障がい者関係団体	9 件	7 件	77.8%
町内サービス提供事業所	9 件	6 件	66.7%
調査期間	令和4年11月16日（水）～令和4年12月7日（水）		
調査方法	郵送配付・郵送回収		

5 計画の推進体制

(1) 計画の広報・周知

計画の推進にあたっては、住民や地域の理解促進が不可欠です。ホームページでの公表等、様々な媒体を通じて本計画を広く住民に周知します。

特に、障がいや障がいのある人に関する理解・啓発や、地域での見守り、交流、防災・防犯等の取り組みは、地域との連携や地域住民の主体的な取り組みが不可欠であることから、関係課との連携のもとで重点的な広報を行います。

また、障がいのある人への周知にあたっては、当事者や家族等の意見を取り入れながら、合理的配慮の視点を踏まえ、わかりやすい情報発信を行います。

(2) 計画の推進

障がい福祉サービス等の充実を図るため、サービス提供事業所等へ各種情報提供を行う等、事業参入しやすい環境づくりに努めます。また、利用者がサービス提供事業所の選択に活用できるよう、事業所情報の広報を行います。

また、障がい福祉サービス等で広域的な対応が望ましいものは、県や近隣市町と連携して提供体制の充実に取り組みます。

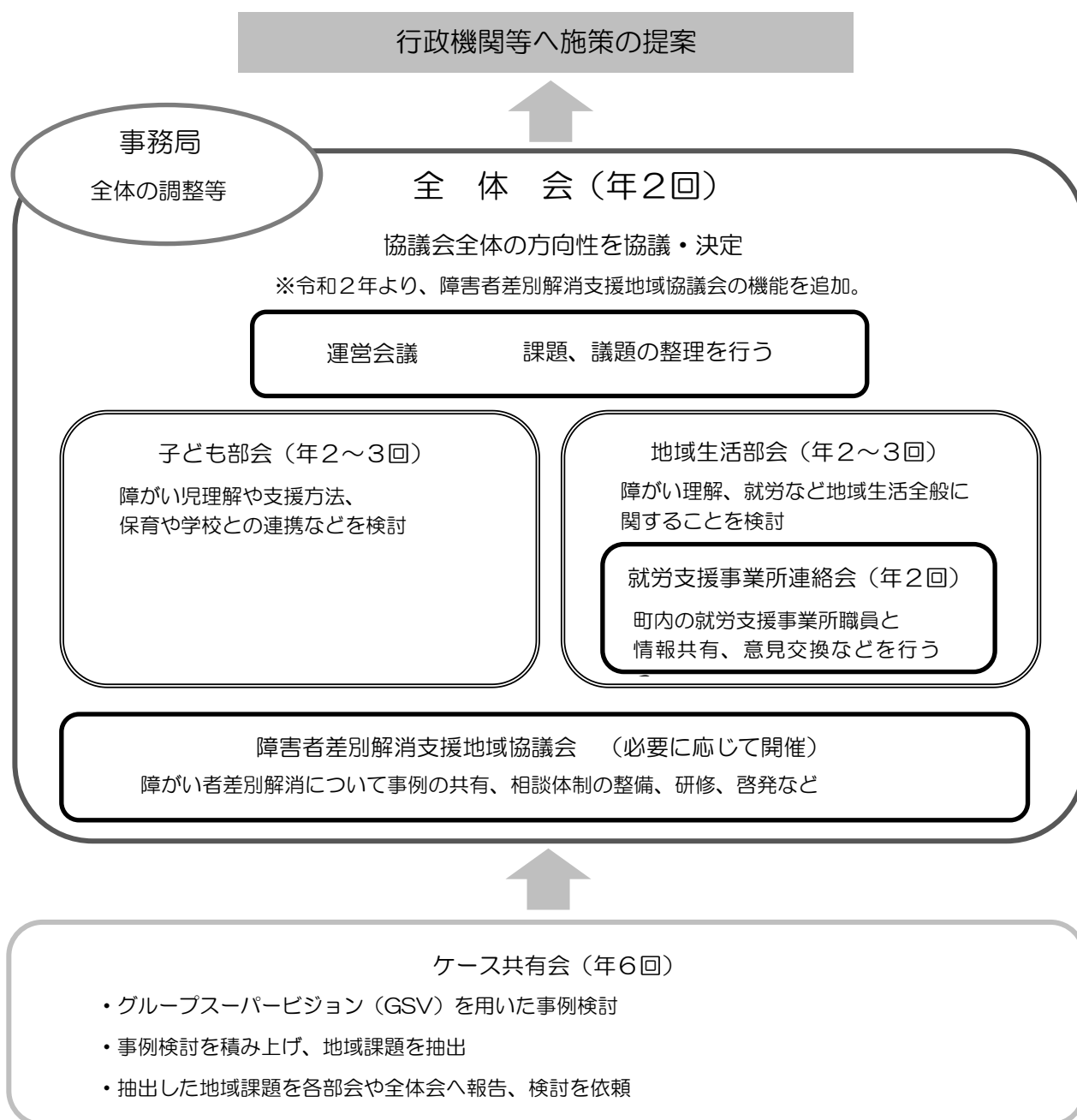
さらに、計画を円滑に推進していくため、健康福祉課が中心となり、保健、医療及び福祉分野をはじめ、子育て、教育、就労、まちづくり等障がい者施策に関わる各分野との連携を図ります。

(3) 計画の進捗管理

本計画を着実に実行していくため、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画の進捗状況の点検及び評価については、「PDCAサイクル」に基づいた進捗管理を図るため、四万十町障害者自立支援協議会で行うこととします。

進捗状況を評価したうえで、施策のより効果的な推進に役立てるとともに、必要に応じて事業の見直し等を行います。

四万十町 障害者自立支援協議会 組織図



第2章

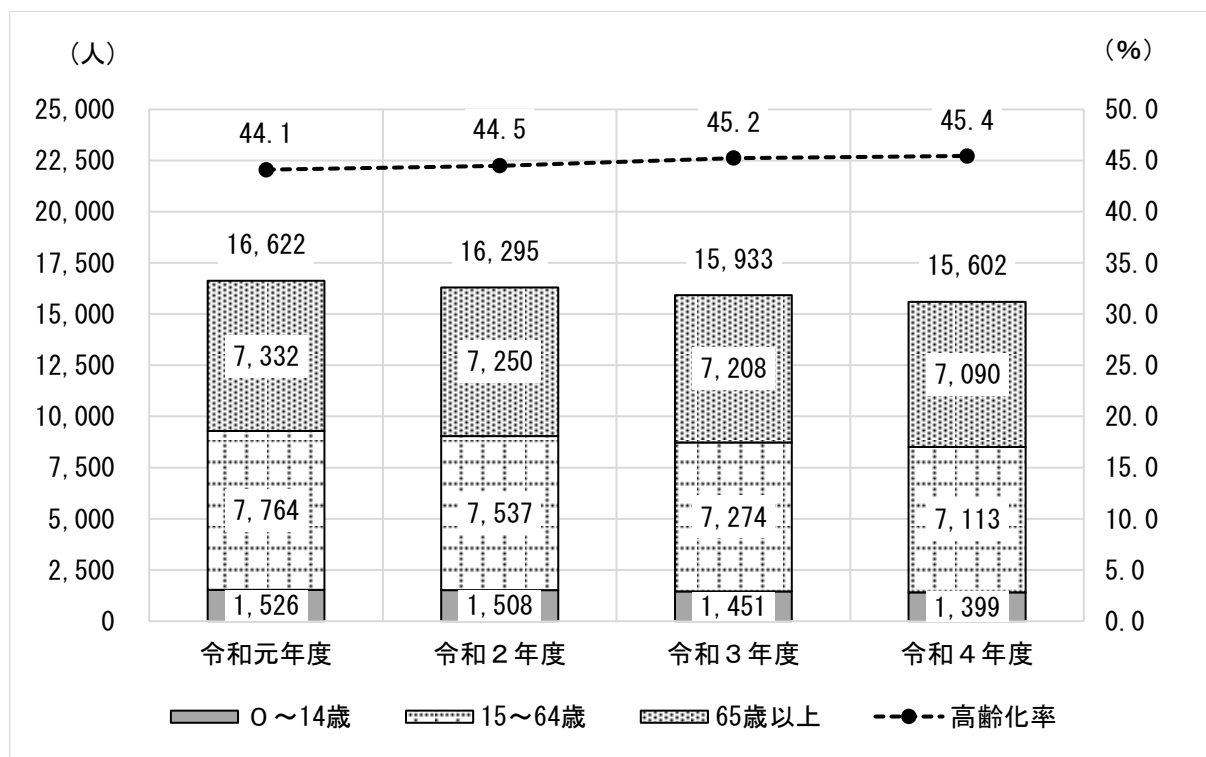
障がいのある人等の状況

1 人口・世帯の状況

本町の人口は年々減少しており、令和4年度末には15,602人となっています。また、少子高齢化が年々進行し、高齢化率（65歳以上割合）は令和4年度末で45.4%となっています。

世帯数も年々減少しています。また、1世帯あたり人員も減少しており、令和4年度末で1.92人となっています。

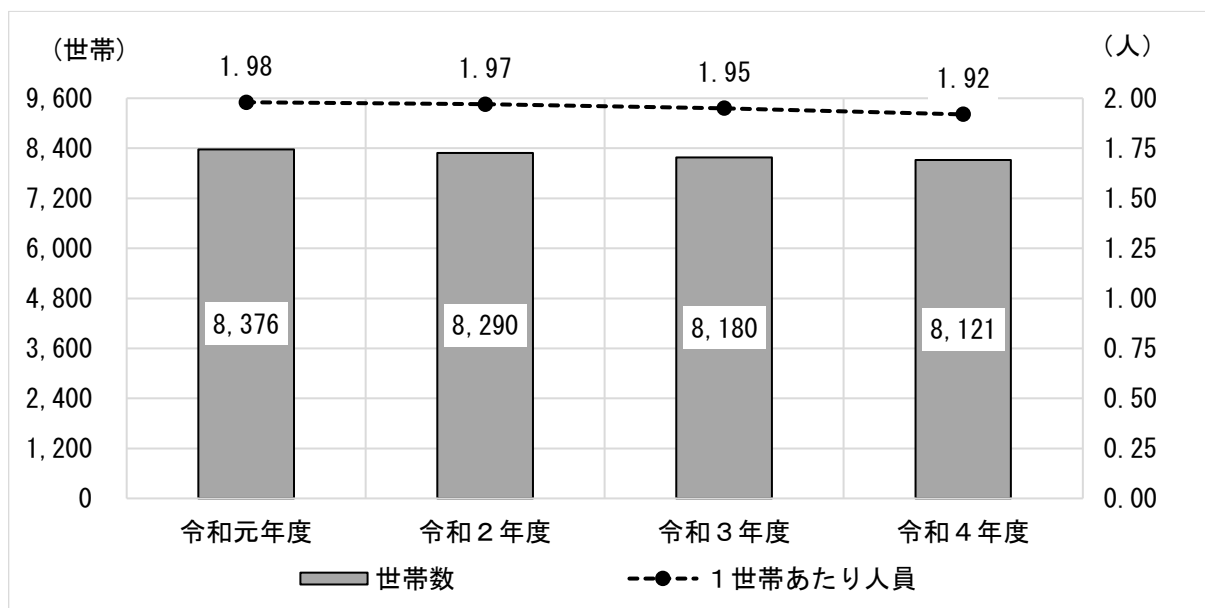
■年齢3区分別人口と高齢化率の推移



項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
0～14歳（人）	1,526	1,508	1,451	1,399
15～64歳（人）	7,764	7,537	7,274	7,113
65歳以上（人）	7,332	7,250	7,208	7,090
総人口（人）	16,622	16,295	15,933	15,602
高齢化率（%）	44.1	44.5	45.2	45.4

資料：【各年度末時点】四万十町（企画課）

■世帯数と1世帯あたり人員の推移



項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
世帯数（世帯）	8,376	8,290	8,180	8,121
1世帯あたり人員（人）	1.98	1.97	1.95	1.92

資料：【各年度末時点】四万十町（企画課）

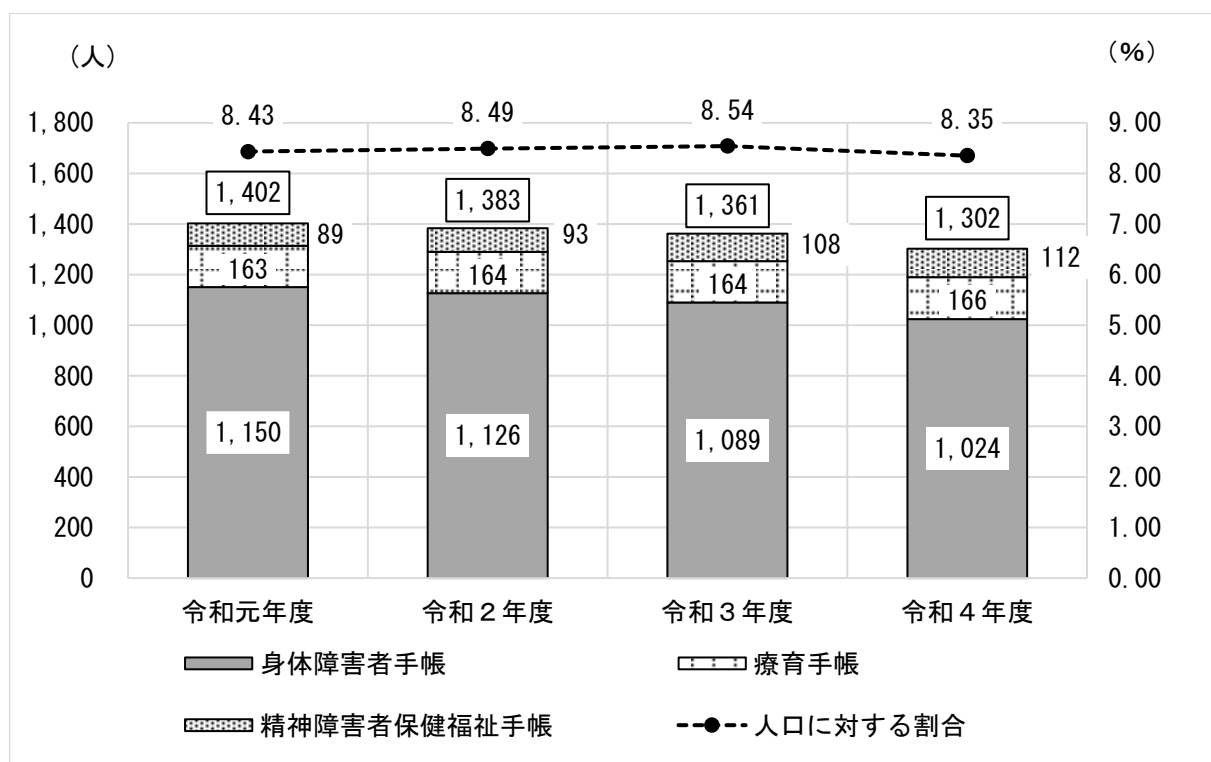
2 障がいのある人の状況

(1) 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数は、令和4年度末で1,302人となっており、総人口に占める割合は8.35%となっています。

手帳種別にみると、全体の8割近くを身体障害者手帳が占めていますが、所持者数は年々減少しています。また、療育手帳の所持者数は横ばいですが、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は増加しています。

■障害者手帳所持者数の推移



項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体障害者手帳（人）	1,150	1,126	1,089	1,024
療育手帳（人）	163	164	164	166
精神障害者保健福祉手帳（人）	89	93	108	112
合計（人）	1,402	1,383	1,361	1,302
人口に対する割合（%）	8.43	8.49	8.54	8.35

資料：【各年度末時点】四十万十町（健康福祉課）

(2) 身体障害者手帳所持者数の推移

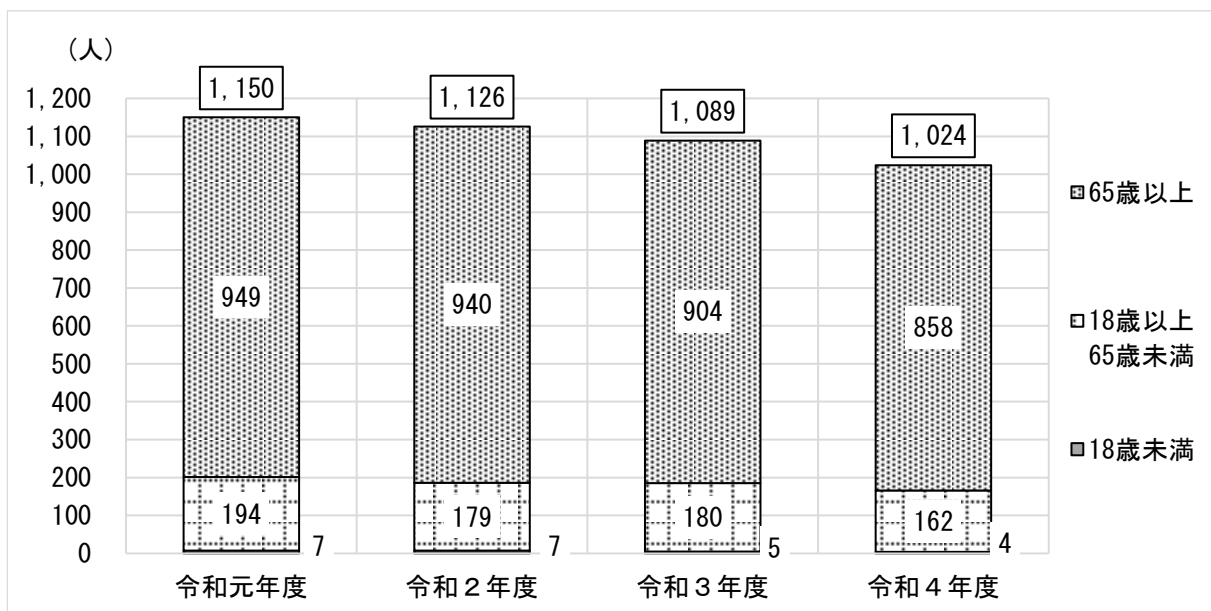
身体障害者手帳所持者数の推移を【年齢別】にみると、18歳未満（障がい児）は10人未満で推移しています。18歳以上65歳未満は年々減少しています。また、全体の8割半ばを占める65歳以上も年々減少しています。

【等級別】にみると、障がいの重い1級が最も多く、次に4級が多くなっています。

【種別】にみると、肢体障がいが全体の5割半ば、次に内部障がい3割を占めています。

※身体障害者手帳とは、身体に永続的な一定の障がいのある人が、各種の福祉サービスを受けるために必要な手帳です。障がいの種類と程度によって、1級から6級まで区分されています。

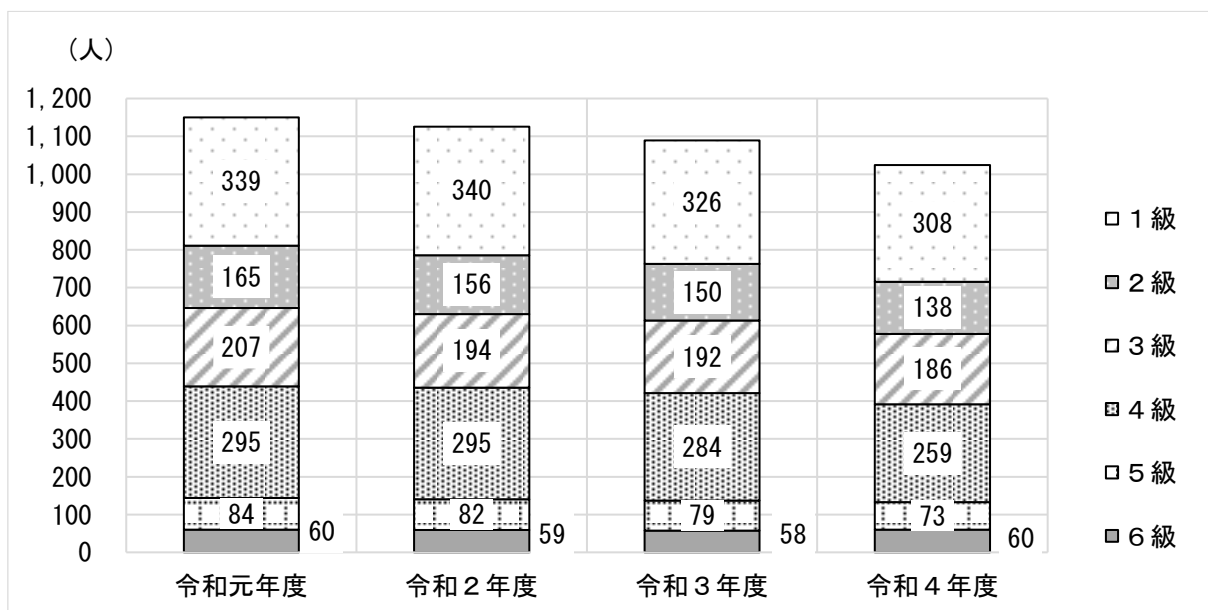
■【年齢別】身体障害者手帳所持者数の推移



項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
18歳未満（人）	7	7	5	4
18歳以上65歳未満（人）	194	179	180	162
65歳以上（人）	949	940	904	858

資料：【各年度末時点】四万十町（健康福祉課）

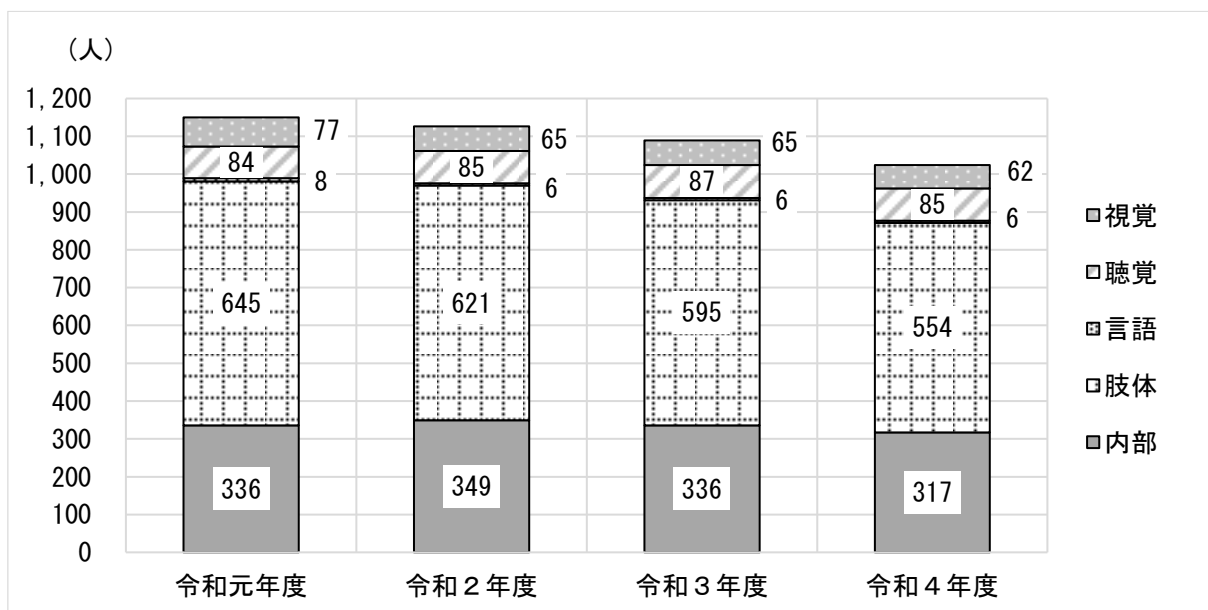
■【等級別】身体障害者手帳所持者数の推移



項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級 (人)	339	340	326	308
2級 (人)	165	156	150	138
3級 (人)	207	194	192	186
4級 (人)	295	295	284	259
5級 (人)	84	82	79	73
6級 (人)	60	59	58	60

資料：【各年度末時点】四万十町（健康福祉課）

■【種別】身体障害者手帳所持者数の推移



項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
視覚（人）	77	65	65	62
聴覚（人）	84	85	87	85
言語（人）	8	6	6	6
肢体（人）	645	621	595	554
内部（人）	336	349	336	317

資料：【各年度末時点】四万十町（健康福祉課）

(3) 療育手帳所持者数の推移

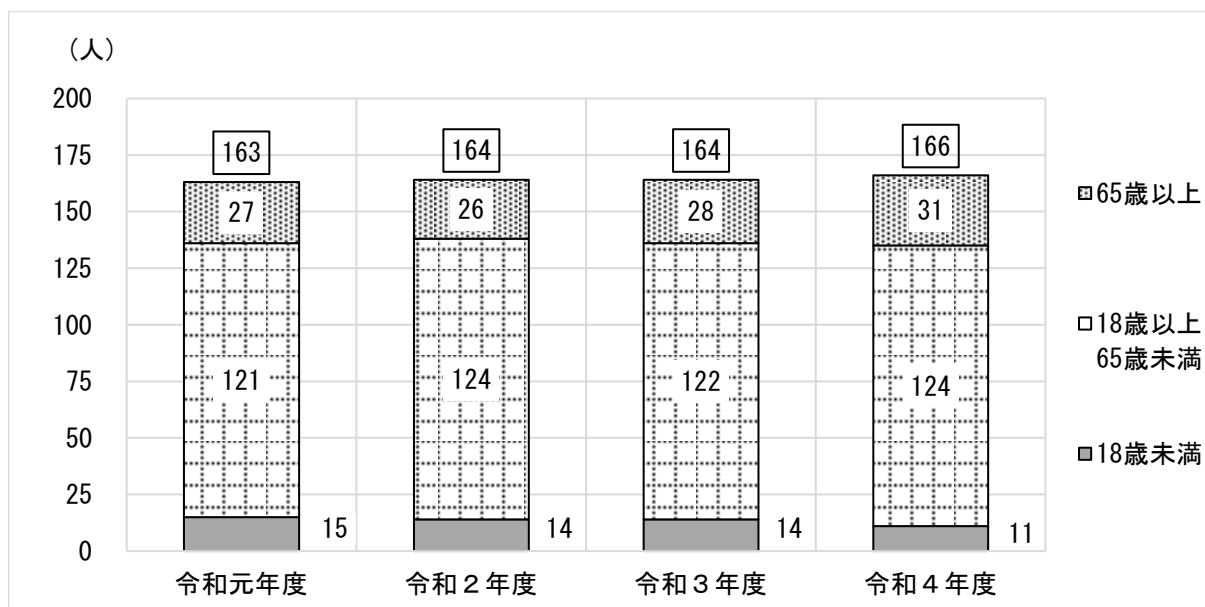
療育手帳所持者数の推移を【年齢別】にみると、18歳未満（障がい児）は10人台で推移しています。

全体の7割を占める18歳以上65歳未満は120人台とほぼ横ばいですが、65歳以上は令和元年度の27人から令和4年度は31人に増加しています。

【程度別】にみると、各区分ともほぼ横ばいで推移しています。

※療育手帳とは、知的障がいのある人が、各種の福祉サービスを受けやすくするための手帳です。高知県では障がいの程度によって、A1（最重度）、A2（重度）、B1（中度）、B2（軽度）の4段階に区分されています。

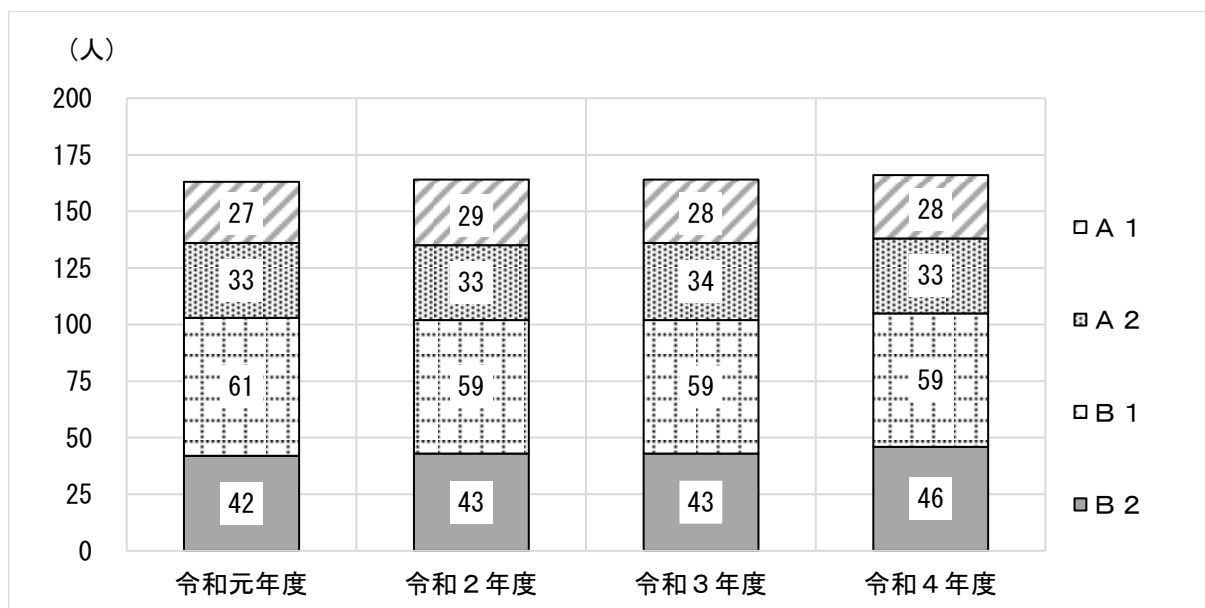
■【年齢別】療育手帳所持者数の推移



項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
18歳未満（人）	15	14	14	11
18歳以上 65歳未満（人）	121	124	122	124
65歳以上（人）	27	26	28	31

資料：【各年度末時点】四万十町（健康福祉課）

■【程度別】療育手帳所持者数の推移



項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
A 1 (人)	27	29	28	28
A 2 (人)	33	33	34	33
B 1 (人)	61	59	59	59
B 2 (人)	42	43	43	46

資料：【各年度末時点】四万十町（健康福祉課）

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

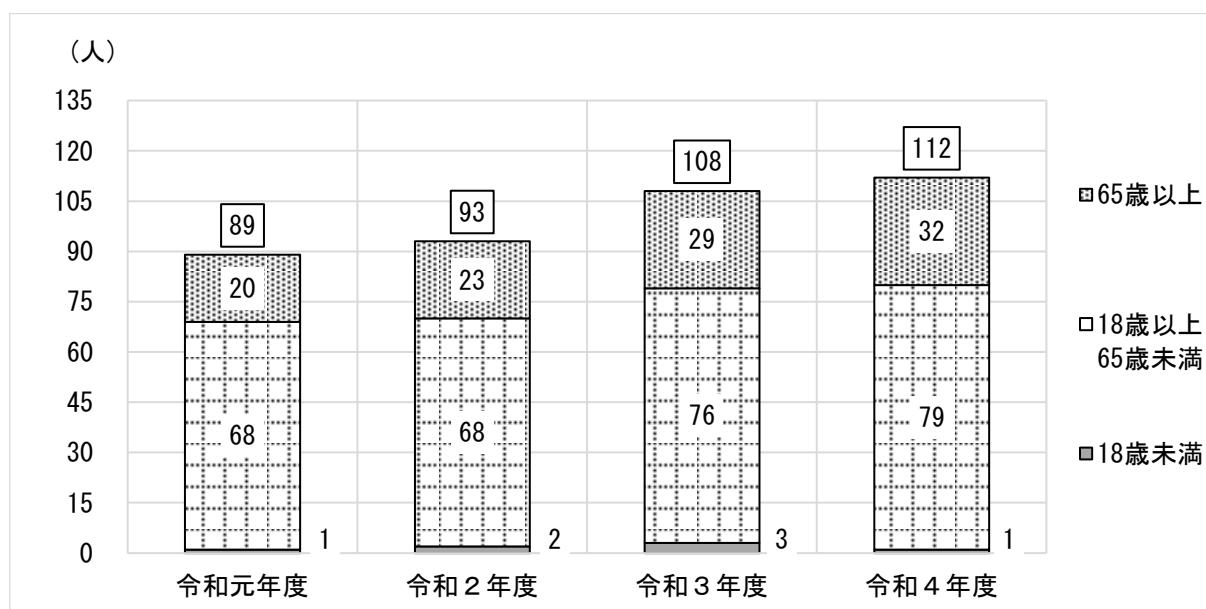
精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移を【年齢別】にみると、18歳未満（障がい児）は令和元年度以降、毎年度1人から3人です。

全体の7割近くを占める18歳以上65歳未満は令和元年度の68人から令和4年度は79人に増加しています。また、65歳以上も令和元年度の20人から令和4年度は32人に増加しています。

【等級別】にみると、2級が7割半ばを占めています。1級、3級の人数はほぼ横ばいですが、2級の人数は令和元年度の60人から令和4年度は84人に増加しています。

※精神障害者保健福祉手帳とは、一定の精神障がいの状態にある人が、各種の福祉サービスを受けやすくするための手帳です。障がいの程度に応じて、重度から1級、2級、3級に区分されています。

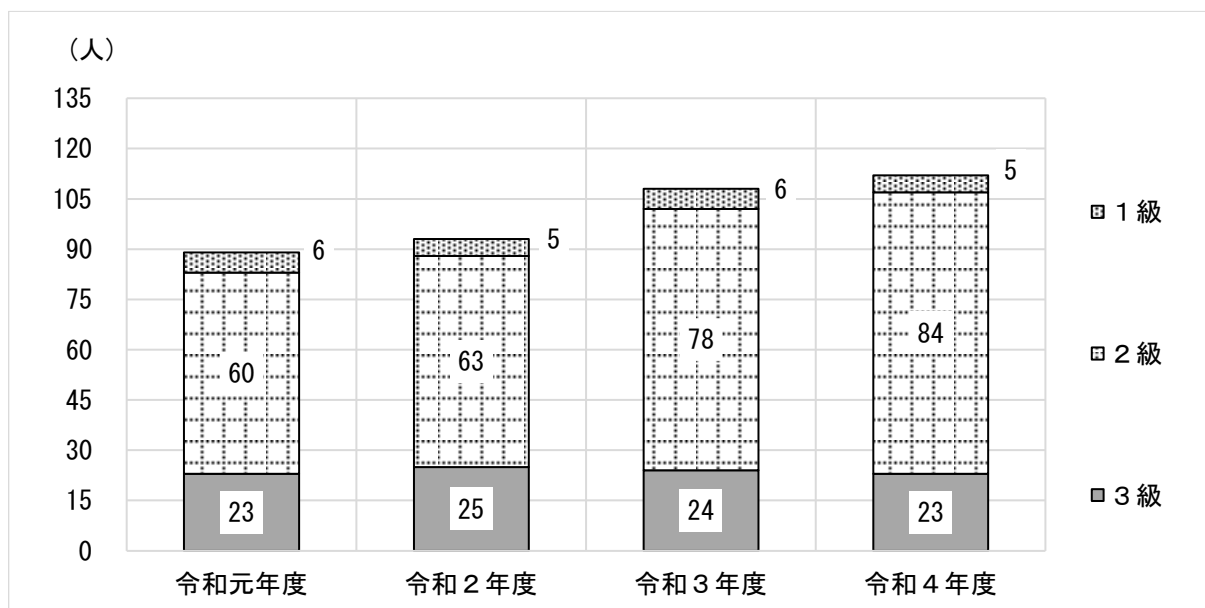
■【年齢別】精神障害者保健福祉手帳所持者数等の推移



項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
18歳未満(人)	1	2	3	1
18歳以上65歳未満(人)	68	68	76	79
65歳以上(人)	20	23	29	32

資料：【各年度末時点】四万十町（健康福祉課）

■【等級別】精神障害者保健福祉手帳所持者数等の推移



項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級 (人)	6	5	6	5
2級 (人)	60	63	78	84
3級 (人)	23	25	24	23

資料：【各年度末時点】四万十町（健康福祉課）

(5) 難病患者等の推移

特定医療費（指定難病）受給者証所持者数は、令和元年度の161人から令和2年度は177人に増加しましたが、令和4年度は153人に減少しています。

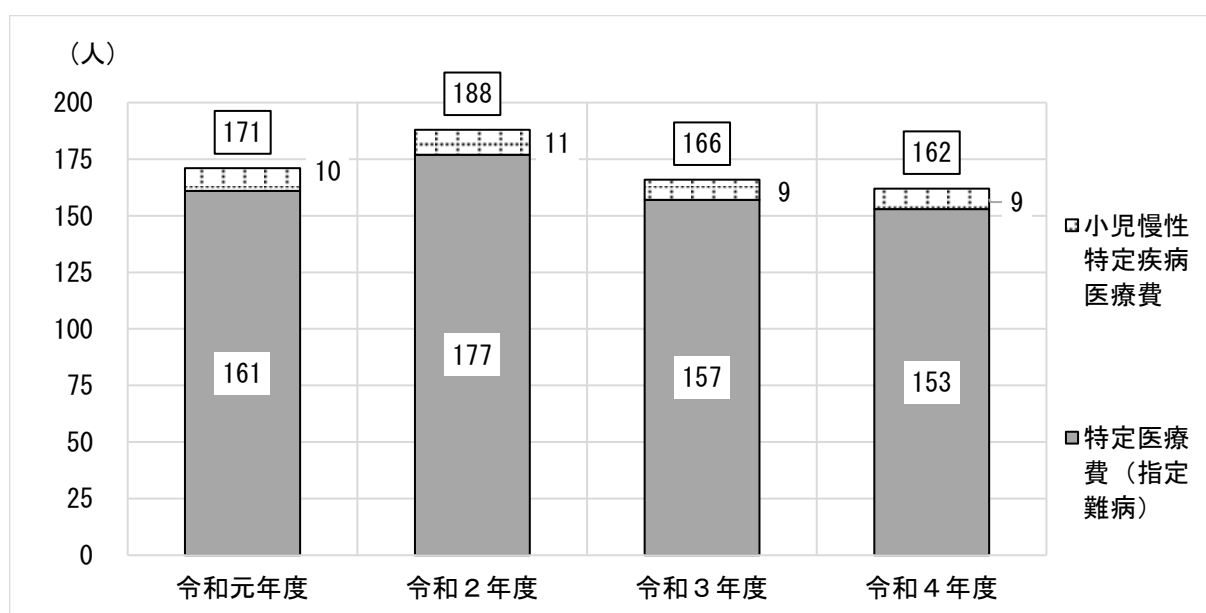
小児慢性特定疾病医療費受給者数は、10人前後でほぼ横ばいです。

※難病とは、法律等による明確な定義はありませんが、行政が「難病」として取り上げる疾病の範囲は、次のように整理されています。①原因不明、治療方法未確立で、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病。②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するため家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病です。

※小児慢性特定疾患とは、幼少期より長期にわたり治療が必要な次の疾患になります。

(1)悪性新生物(2)慢性腎疾患(3)慢性呼吸器疾患(4)慢性心疾患(5)内分泌疾患(6)膠原病(7)糖尿病(8)先天性代謝異常(9)血液疾患(10)免疫疾患(11)神経・筋疾患(12)慢性消化器疾患(13)染色体または遺伝子に変化を伴う症候群(14)皮膚疾患(15)骨系統疾患(16)脈管系疾患の16疾患群に属する762疾病です。

■特定医療費（指定難病）受給者証所持者数及び小児慢性特定疾病医療費受給者数の推移



項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小児慢性特定疾病医療費受給者数（人）	10	11	9	9
特定医療費（指定難病）受給者証所持者数（人）	161	177	157	153
合計（人）	171	188	166	162

資料：高知県（健康対策課）

(6) 特別支援学級・特別支援学校在籍者数の推移

特別支援学級在籍者数の推移をみると、小学校は年度によって増減があり、令和5年度は25人となっています。中学校は増加傾向にあり、令和5年度は14人となっています。

特別支援学校在籍者数の推移をみると、令和5年度では小学部は0人、中学部は2人、高等部は10人となっています。

※特別支援学級とは、小学校、中学校等において障がいのある児童生徒に対し、障がいによる学習上または生活上の困難を克服するために設置される学級です。

※特別支援学校とは、障がいのある幼児児童生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校です。

■特別支援学級在籍者数の推移（各年度5月1日現在）

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	21	30	28	29	25
中学校	8	8	10	13	14
合計	29	38	38	42	39

資料：四万十町（学校教育課）

■特別支援学校小学部・中学部在籍者数の推移（各年度5月1日現在）

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学部（在籍者）	2	2	1	0	0
（うち入学者）	0	0	0	0	0
中学部（在籍者）	6	5	4	2	2
（うち入学者）	2	2	0	2	0

資料：四万十町（学校教育課）

■特別支援学校高等部在籍者数の推移（各年度5月1日現在）

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1年生	1	6	2	4	4
2年生	0	1	6	2	4
3年生	8	0	1	6	2
合計	9	7	9	12	10

資料：高知県（特別支援教育課）

第4期障害者計画



第1章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本町はこれまでノーマライゼーションの理念のもと、「温かな支え合いのなかで、一人ひとりが輝き、安心して暮らせる共生のまち 四万十町」を基本理念（キャッチフレーズ）に掲げ、障がい福祉施策を推進してきました。その結果、様々な専門的な機関が整備され、関係機関の連携体制が構築される等、一定の成果はみられています。一方で、支援者等の人材の確保や障がいに対する理解促進、社会参加支援等、解決すべき課題はまだ多くあります。

そこで、本計画においても引き続き、以下の基本理念（キャッチフレーズ）のもと、障がいの有無に関わらず、誰もがお互いにその個性を尊重し合いながら、主体的に社会参加できるまちづくりを目指し、施策の展開を図ります。

基本理念

温かな支え合いのなかで、
一人ひとりが輝き、
安心して暮らせる共生のまち
四万十町

■基本理念の達成に向けて重要な視点

- ◆自己選択・自己決定の原則のなかで、必要な支援を受けながら、安心して豊かな生活を送ることができる体制づくり
- ◆地域社会の対等な構成員として、その人が持つ能力を十分発揮しながら、積極的に社会参加できる環境づくり

2 基本目標

これまでの町の取り組みや計画策定にあたり把握した課題やニーズを踏まえ、本計画では下記の3つを基本目標として掲げ、本計画の基本理念の実現に向け、障がいのある人の自立を支えるまちづくりを目指します。

基本目標1 お互いに思いやる、共生社会のまちづくり

障がいのある人もない人も互いに個性と人格を尊重し、ともに学び、働き、活動し、支え合って生きていく共生社会の実現に向けて、障がいに関する理解の普及や地域内の交流促進、権利擁護の推進に取り組みます。

また、すべての住民が安心・安全で、快適に暮らせるまちづくりを推進するため、外出しやすい環境づくりに向けた生活空間のバリアフリー化や災害・緊急時をはじめとした生活における安心・安全の確保に取り組みます。

基本目標2 日々の暮らしを支える支援体制づくり

障がいのある人が自己選択・自己決定に基づき、希望する生き方・暮らしを実現できるよう、必要な支援・サービスの利用につながるきめ細かな相談支援に應じるとともに、重層的支援体制整備事業や関係各課との連携による支援体制の強化に取り組みます。

また、障がいの有無に関わらず、すべての人が健やかで活力ある暮らしを実現できるよう、保健・医療・リハビリテーション体制の充実を図ります。

さらに、障がい福祉サービスをはじめとする多様な支援・サービスを十分に確保し、相談支援と一体となって地域生活を支える支援体制づくりを進めます。

基本目標3 自立と社会参加の基盤づくり

障がいのある人が個性と能力を発揮しながら社会の一員としての役割を果たし、自己実現を図ることで、生きがいを持ち、生活の質を高められるようにする必要があります。

そのため、障がいのある子どもや発達に遅れのある子どもが一人の人間として成長し、自立と社会参加を果たせるよう、持てる個性と能力を伸ばし、可能性を引き出す、ライフステージ間での切れ目のない療育・発達支援、教育の充実を図ります。

また、障がいのある人の社会的・経済的自立と、多様な働き方のニーズに対応できるよう、雇用機会の確保に努めるとともに就労支援の取り組みを進めます。

3 施策の体系

基本目標	施策	主な取り組み	頁
1 お互いに思いやる、 共生社会のまちづくり	(1) 相互理解の促進	①広報・啓発の推進	39
		②福祉教育の推進	40
		③交流活動の推進	40
	(2) 地域福祉の推進	①ボランティアの育成と活動支援	41
		②関係団体との連携	41
	(3) 権利擁護の推進	①差別の解消	42
		②虐待の防止に向けた体制の整備	42
		③成年後見制度の利用促進	43
	(4) 安心・安全な暮らしの実現	①防災対策の推進	44
		②防犯対策の強化	45
		③バリアフリーの促進	46
		④交通・移動対策の推進	46
2 日々の暮らしを支える 支援体制づくり	(1) 保健・医療体制の充実	①健康づくりの推進	47
		②障がいの早期発見・早期対応	48
		③医療体制の充実	48
	(2) 相談支援・情報提供の充実	①包括的な相談支援体制の充実	49
		②情報提供の充実	50
	(3) 生活支援の充実	①福祉サービス等の充実	51
		②経済的支援の充実	52
		③生活環境の整備	52
		④意思疎通・コミュニケーション支援の充実	53
3 自立と社会参加の 基盤づくり	(1) 切れ目のない障がい児 支援の充実	①支援体制の充実	54
		②早期療育の充実	55
		③学校教育の充実	55
	(2) 雇用・就労支援の充実	①雇用の場の拡大	56
		②個々に応じた就労支援	57
		③総合的な就労支援の推進	57
	(3) スポーツ・文化活動の充実	①スポーツ・文化芸術活動の振興	58

4 重点課題

本町の現状・課題を踏まえて、本計画期間中に特に取り組む重点課題を以下とします。

重点課題

① 障がいへの理解と多様性の尊重に向けた啓発



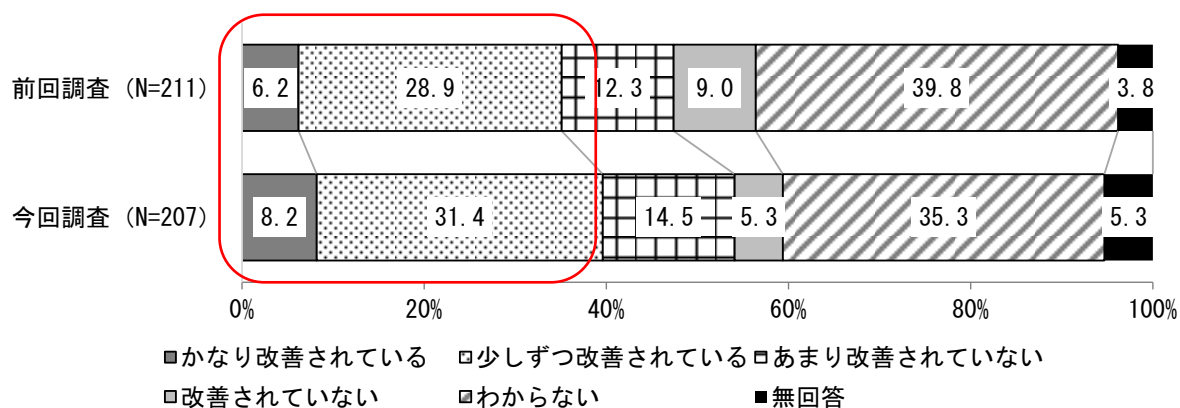
- ・ 町の主な取り組みは、広報等を通じた周知・啓発を継続的に行ってきました。しかし、ここ数年は新型コロナウイルス感染症対策のため、学校教育における体験学習や施設訪問、交流イベントの開催等の取り組みが十分にできませんでした。
- ・ アンケート調査結果では、5～10 年前に比べて障がいのある人に対する差別や偏見は改善されてきたと答えた方は 39.6%であり、前回調査（35.1%）から 4.5 ポイント増えました〔■①-1〕。しかしながら、障がいがあることで差別・偏見を受けたことがあると答えた方は 33.8%であり、中でも、精神障がいのある人が 56.3%に上ります〔■①-2〕。差別・偏見を受けた場面では、前回結果と同様、「仕事や収入」、「公共の場での人の視線」、「隣近所とのつきあい」等を挙げています〔■①-3〕。
- ・ こうした現状と、精神障がいや発達障がいのある人の増加傾向を踏まえると、周囲の人や地域社会が病気や障がい等を特別視するのではなく、本人の個性として尊重し偏見を持たず、ともに地域をつくる仲間として受け入れるよう、「多様性」を認め合うことがますます重要になります。
- ・ このための取り組みを進めるため、病気や障がいのある人が尊厳を持ち、その人が望む生活を送ることのできる地域づくりを進めることが求められます。

主な取り組み

◆広報・啓発の推進	【39 ページ】
◆福祉教育の推進	【40 ページ】
◆差別の解消	【42 ページ】

<アンケート調査結果>

- ①-1 およそ5～10 年前と比べて、障がいのある人に対する差別や偏見は改善されてきたと思いますか。(18 歳以上アンケート)

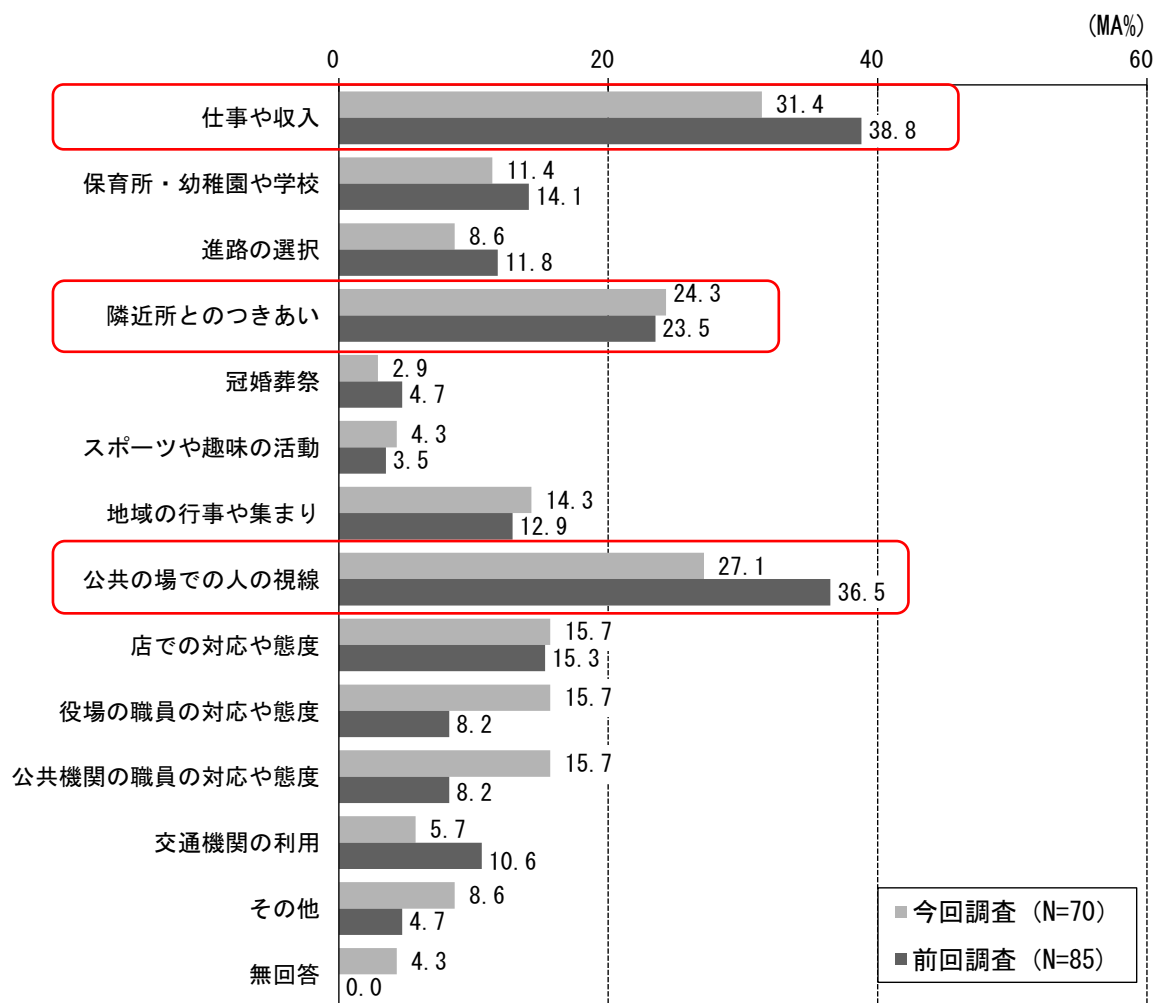


- ①-2 障がいがあることで差別・偏見を受けたことがありますか。(18 歳以上アンケート)

(網掛：各属性の第1位、単位：%)

	ある	少しある	ほとんどない	無回答
全体 (N=207)	14.5	19.3	50.7	15.5
身体障害者手帳 (N=81)	17.3	14.8	51.9	16.0
療育手帳 (N=51)	15.7	15.7	49.0	19.6
精神障害者保健福祉手帳 (N=48)	16.7	39.6	37.5	6.3
自立支援医療受給者証 (N=58)	17.2	19.0	51.7	12.1
特定医療費 (指定難病) 医療受給者証 (N=7)	-	57.1	42.9	-
特定疾患医療受給者証 (N=5)	20.0	40.0	20.0	20.0

■①-3【問で「1 ある」「2 少しある」と答えた方にお聞きます】どのような場面で差別・偏見を受けましたか。(18 歳以上アンケート)



② 地域生活支援の強化



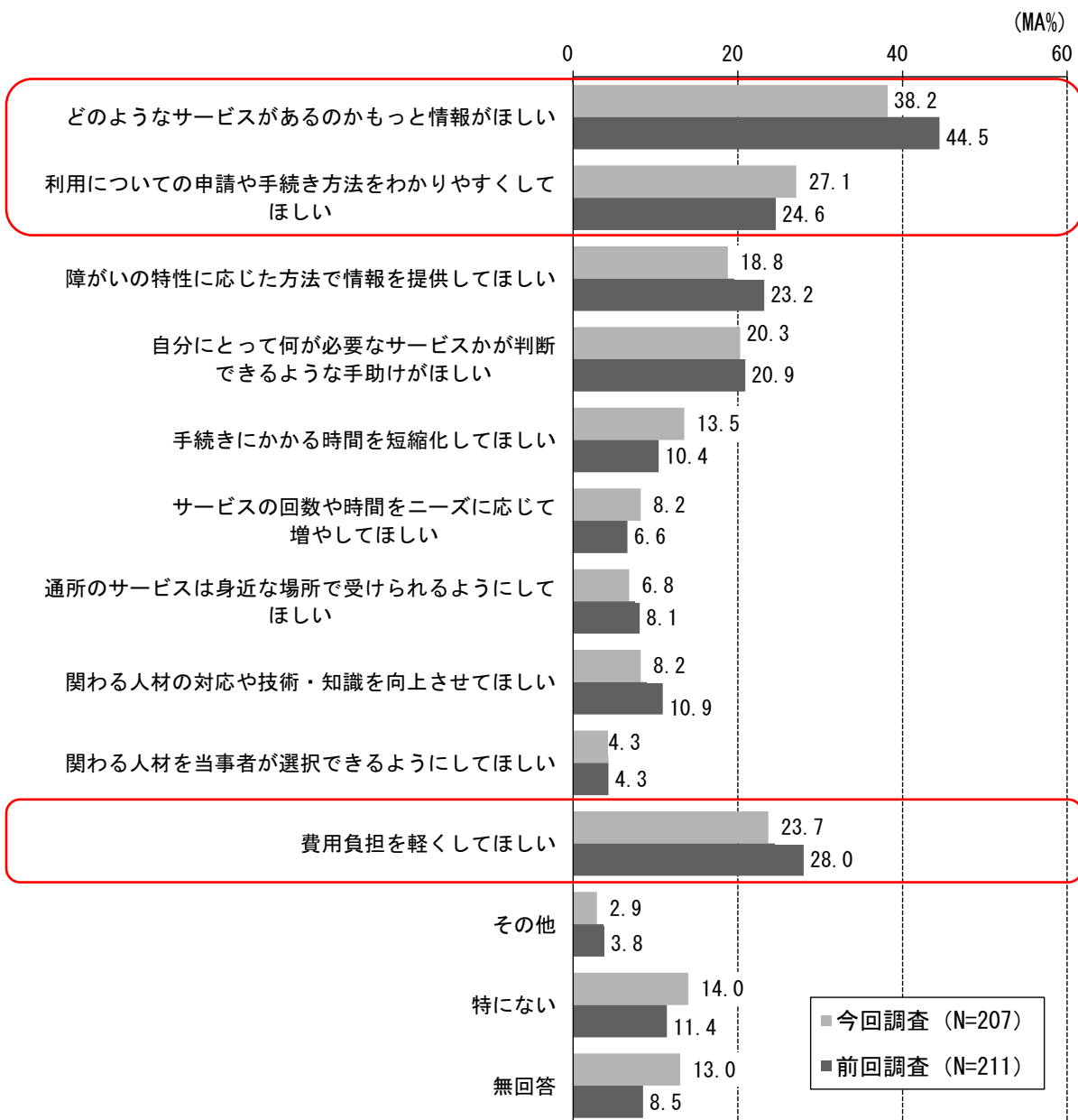
- 町の主な取り組みは、関係機関と連携した相談支援体制を始め、あったかふれあいセンターのサテライト（地区）の展開、地域活動支援センター事業等を行ってきました。また、障がいのある人の学習機会の拡充や県主催のスポーツ大会への送迎支援等を行ってきました。こうした中、サービス事業所の人材不足や、事業・施設利用における利用者の固定化等が課題です。新たな地域生活拠点等の整備も圏域で継続協議中です。
- アンケート調査結果では、障がい福祉サービスを利用しやすくするために今後希望することでは、「どのようなサービスがあるのかもっと情報がほしい」が最も高く、次いで「利用についての申請や手続き方法をわかりやすくしてほしい」、「費用負担を軽くしてほしい」となっています〔■②-1〕。どのような活動をしたいと思うかについて、「買い物」、「旅行」のほかに、「地域の行事や祭り、学校・職場の行事」を挙げています〔■②-2〕。
- 事業所・関係団体調査からは、障がい福祉サービスから介護保険サービスへの円滑な移行の仕組みづくりや、障がい福祉サービスの理解を深める取り組みの必要性、コロナ禍で障がいのある人の活動や社会参加の機会が減った等の意見もありました。
(65歳以上は原則的に介護保険サービスの利用が優先されます)
- こうした現状と障がいのある人の希望を踏まえると、障がいのある人が地域と関わりながら、住み慣れた地域で生活できるよう、障がいのある人の視点に立った福祉サービスの提供と社会参加の支援が重要になります。
- このための取り組みとして、障がいのある人のライフステージに伴走する相談支援ネットワークの構築、地域生活拠点等の整備等の地域生活支援の強化とともに、地域行事やスポーツ・文化芸術に参加しやすい配慮・支援の普及が求められます。

主な取り組み

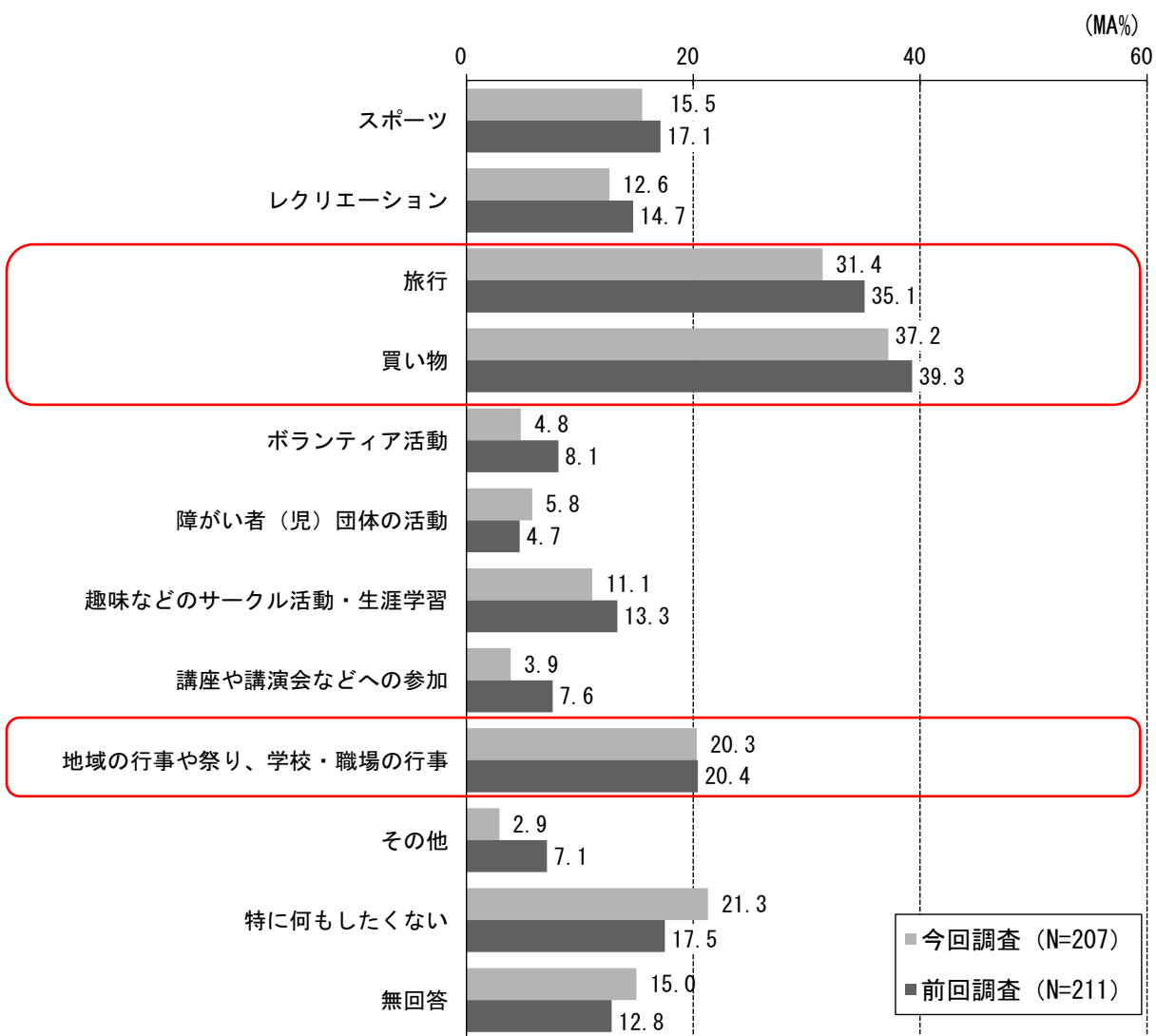
◆包括的な相談支援体制の充実	【49 ページ】
◆福祉サービス等の充実	【51 ページ】
◆生活環境の整備	【52 ページ】

<アンケート調査結果>

■②-1 障がい福祉サービスを利用しやすくするために、今後希望することは何ですか。
(18歳以上アンケート)



■②-2 今後、どのような活動をしたいと思いますか。（18 歳以上アンケート）



③ 障がいのある子どもへの切れ目のない支援



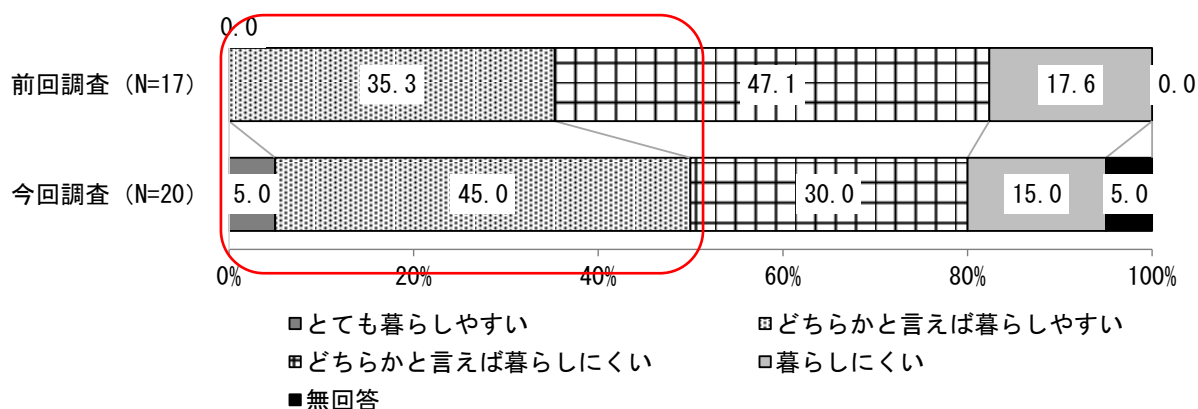
- ・ 町の主な取り組みは、「つながるノート」の活用、障害児長期休暇支援事業（すまいるクラブ）の実施、経験のあるコーディネーター（教員）による特別支援教育等を行ってきました。一方で、近隣市町との共同による児童発達支援センターが未設置であること、障がい児保育のための保育士を確保できないこと等は課題です。
- ・ アンケート調査結果では、障がいのある子どもや保護者にとって四万十町は暮らしやすいと答えた方は 50.0%であり、前回調査（35.3%）から 14.7 ポイント増えました〔■③-1〕。相談機関に最も期待することは、前回調査と同様、「専門的な知識を持ったスタッフがいること」、「必要な機関と迅速に連携してくれること」を挙げています〔■③-2〕。
- ・ 障がいのある子どものための施策やサービスなどで特に充実が必要なことについては、「地域における療育、リハビリテーション体制」、「障害児通園施設（日中一時支援や児童発達支援、放課後等デイサービス）の整備」、「発育・発達上の課題の早期発見・診断」を挙げています〔■③-3〕。お子さんの通学先に希望することは、前回調査と同様、「個々のニーズに応じた支援を行う」が最も高くなっています〔■③-4〕。
- ・ こうした現状と保護者の意向を踏まえると、心身発達の課題等を早期に発見し、成長段階に応じた継続的な支援体制の一層の充実が重要になります。
- ・ このための取り組みを進めるために、療育や発達支援に関する相談体制の充実とともに、関係機関における情報共有と連携の充実、近隣市町と協力した施設整備や人材の確保、特別支援教育の充実を通して、障がいのある子どもが乳幼児期から学齢期に至るまで一貫してより良い支援を受ける地域づくりを進めることが求められます。

主な取り組み

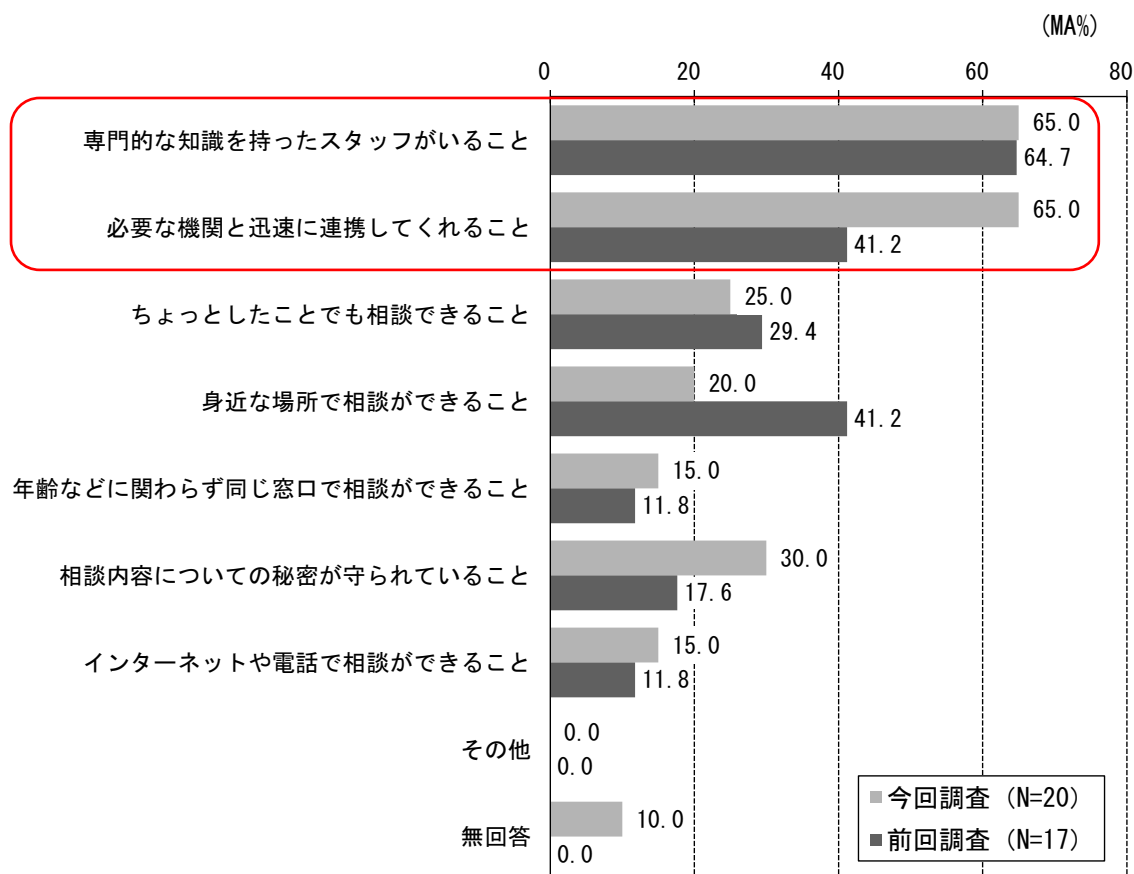
◆支援体制の充実	【54 ページ】
◆早期療育の充実	【55 ページ】
◆学校教育の充実	【55 ページ】

<アンケート調査結果>

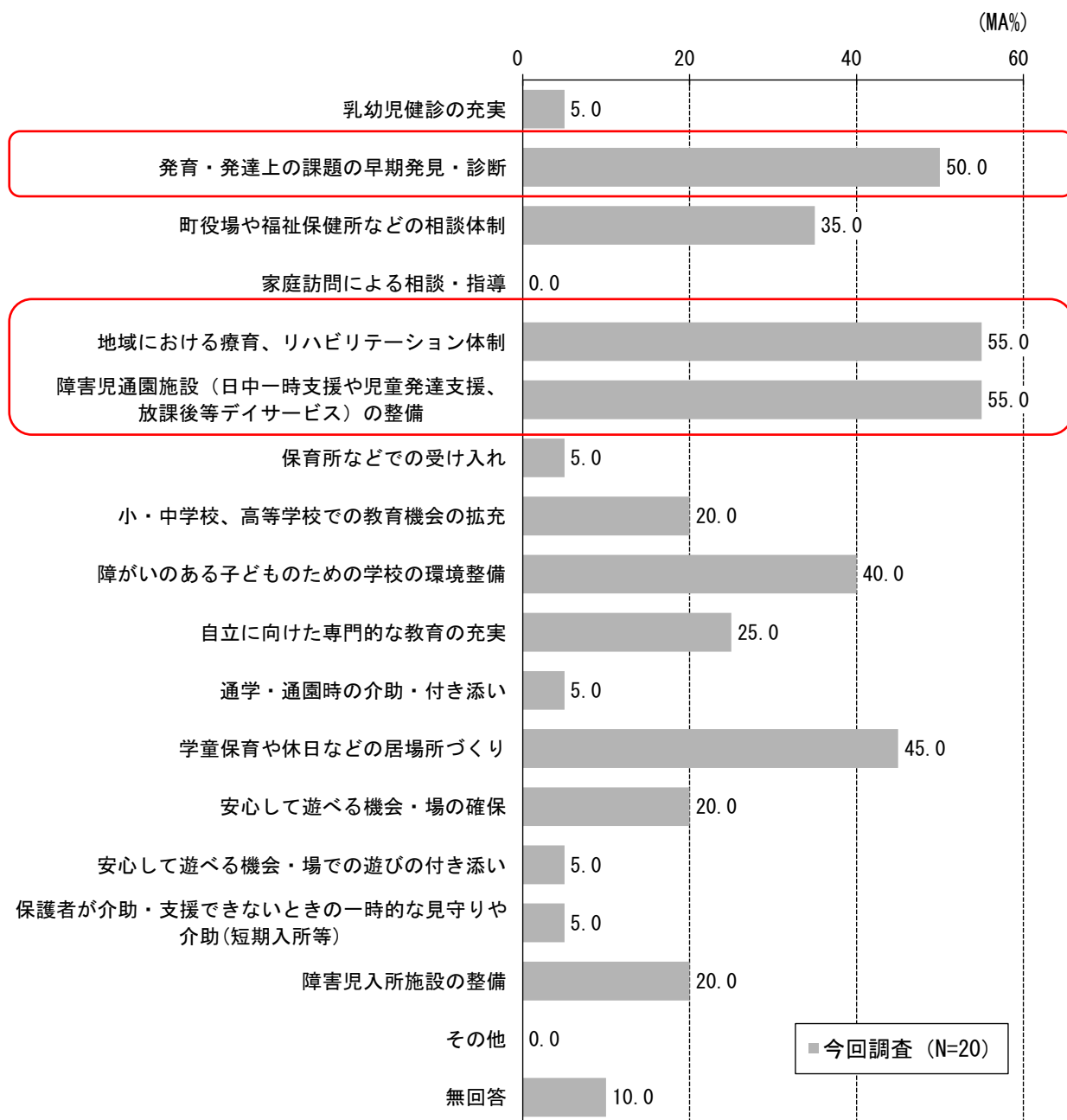
- ③-1 障がいのある子どもや保護者にとって、四万十町は暮らしやすいまちだと思いますか。
(18歳未満アンケート)



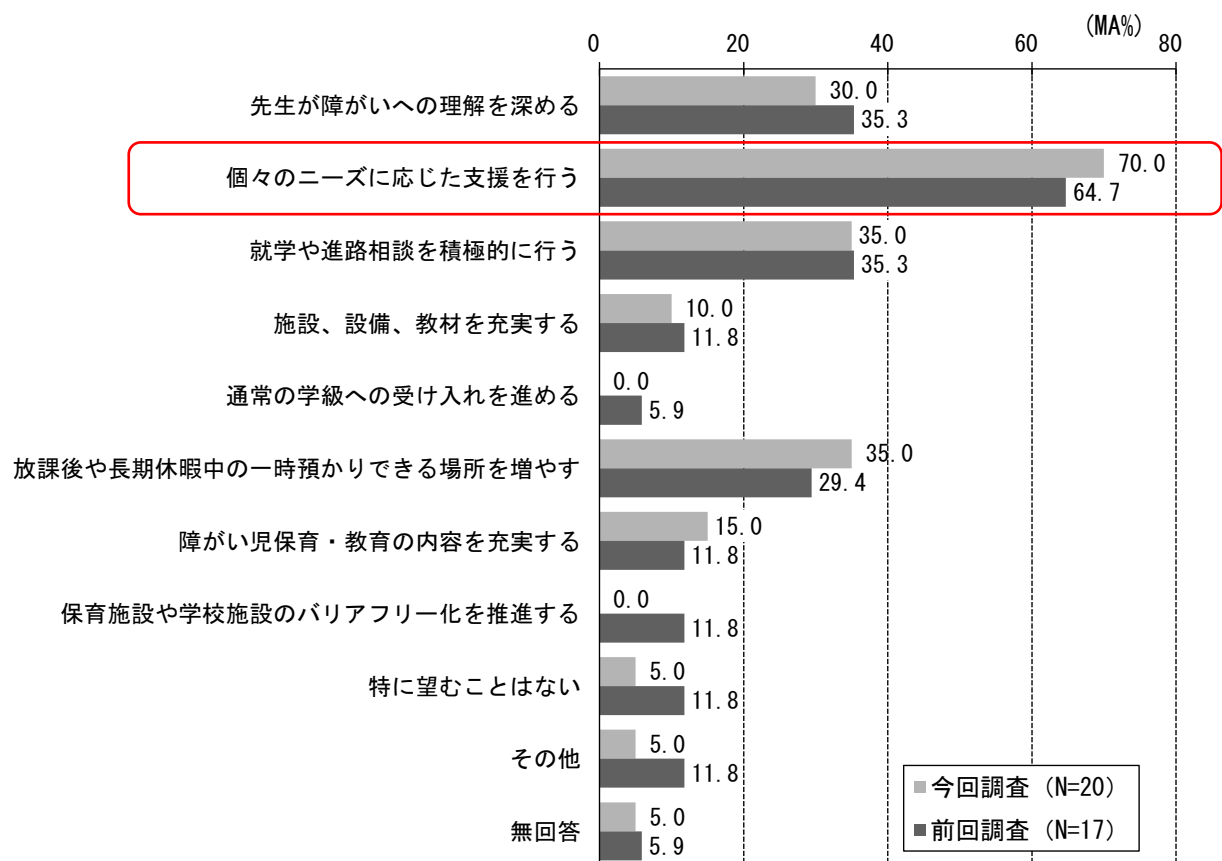
- ③-2 相談機関に期待することは何ですか。(18歳未満アンケート)



■③-3 障がいのある子どものための施策やサービスなどで、特に充実が必要と思うものは何ですか。
(18歳未満アンケート)



■③-4 お子さんの通学先に希望することはありますか。(18歳未満アンケート)





④ 障がいのある人の継続的な雇用・就労への支援

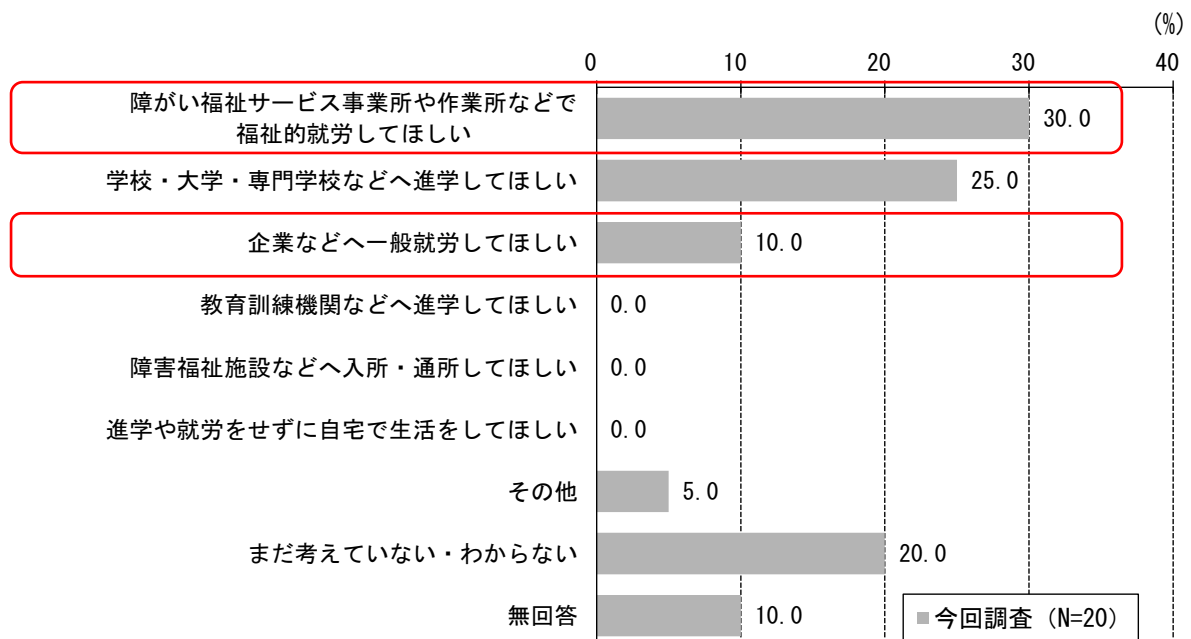
- ・ 町の主な取り組みは、障がい者雇用や職業能力開発・訓練にかかる各種助成制度等の情報提供、就労移行支援や就労継続支援を行う事業所との連携のほか、農福連携の取り組みを開始しました。支援事業を利用しない人の一般就労状況は把握できませんが、支援事業を利用する人については、事業所や企業との連携を図ることで一般就労につなげることも徐々にできています。しかし、町内には障がいのある人の一般就労を受け入れる企業が少なく、また障がいのある人の特性に応じた就労の場を確保することが課題です。
- ・ アンケート調査結果では、お子さんの進路希望の内、雇用・就労への支援としては「障がい福祉サービス事業所や作業所などで福祉的就労してほしい」が最も高く、次いで「企業などへ一般就労してほしい」も挙がっています〔■④-1〕。現在の働き方は「一般の会社や団体で働いている」が最も高く、「就労継続支援事業所（作業所）で働いている」、「自営業や農業、家業などを手伝っている」が続いており、回答者の多くは働いています〔■④-2〕。障がいがあっても働きやすくするために必要なことは、「短時間勤務や勤務日数配慮など、障がいに応じた働き方ができること」、「通勤手段が確保されていること」「働きながら通院できること」を上位に挙げています〔■④-3〕。
- ・ こうした現状、保護者の意向、障がいのある人の希望を踏まえると、障がいのある人が就労し、本人の能力と適性に応じて、仕事を継続できるような環境づくりが重要になります。
- ・ このための取り組みを進めるために、就労や就業継続に関する関係機関との連携強化、障がい者雇用の普及啓発による就労の場と、障がいのある人の特性に応じた就労形態を確保することが求められます。

主な取り組み

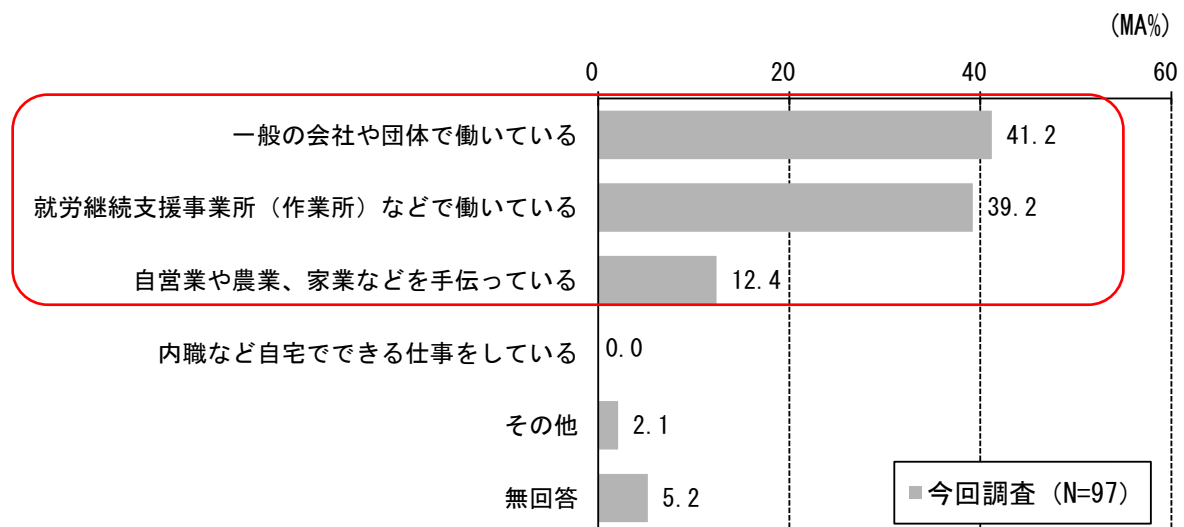
- | | |
|--------------|----------|
| ◆雇用の場の拡大 | 【56 ページ】 |
| ◆個々に応じた就労支援 | 【57 ページ】 |
| ◆総合的な就労支援の推進 | 【57 ページ】 |

<アンケート調査結果>

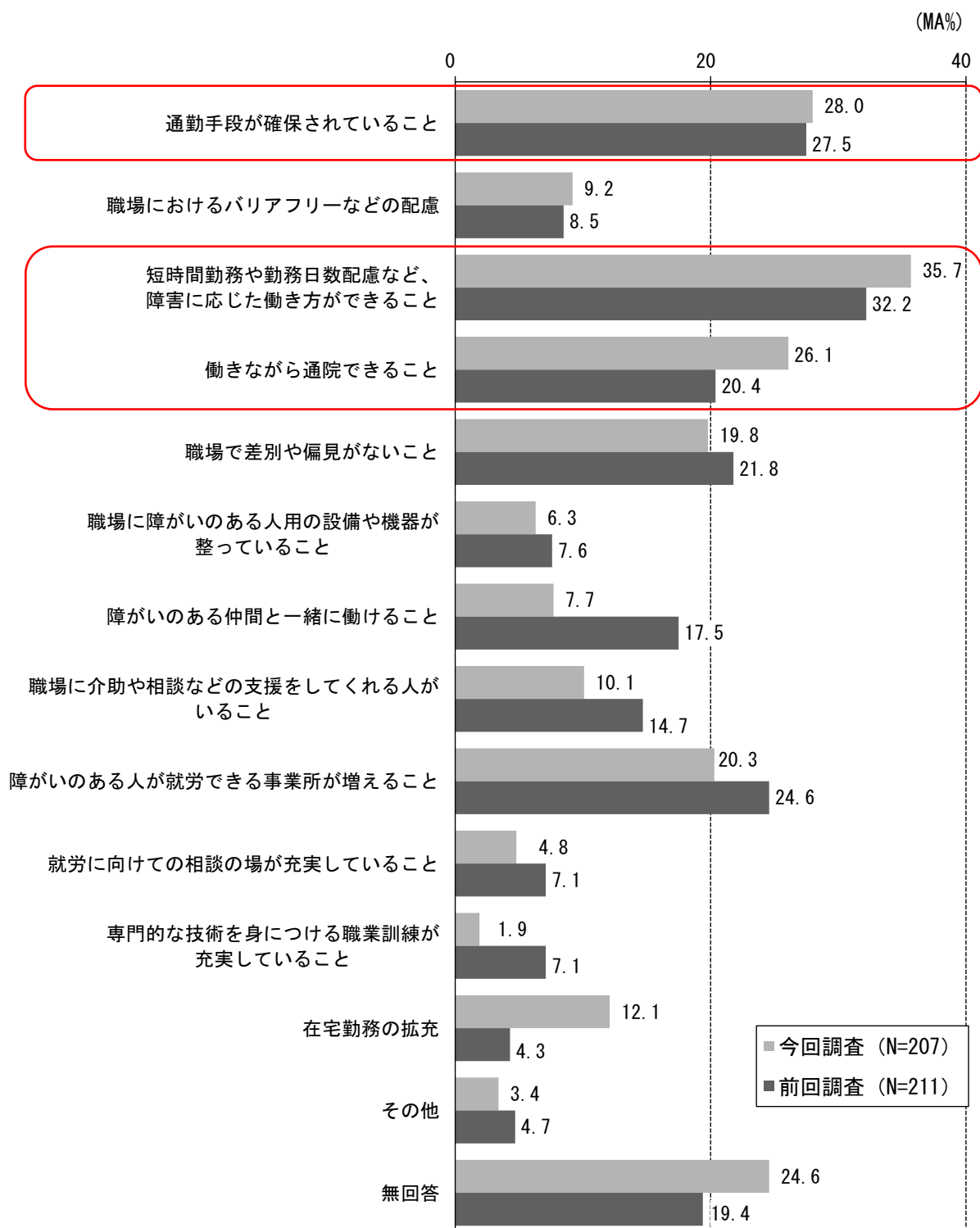
■④-1 お子さんの進路について、どのような進路を希望しますか。(18歳未満アンケート)



■④-2 あなたは、現在どのような形で働いていますか。(18歳以上アンケート)



■④-3 障がいがあっても働きやすくするには、どのようなことが必要だと思いますか。
(18 歳以上アンケート)





第2章 施策の展開

基本目標1 お互いに思いやる、共生社会のまちづくり

(1) 相互理解の促進

現状と課題

- ・ 地域共生社会の基礎となる意識醸成のための広報・啓発、学校教育や学習講座を通じた福祉教育、交流機会の充実を図っています。
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策の影響で休止していた取り組みを含め、内容の一層の充実（パワーアップ）を図るため、ニーズの把握、人材確保が課題です。

施策の方向性

様々な広報媒体やイベント等を活用し、障がい特性や障がいのある人の社会参加への理解促進、地域や教育現場での福祉教育、住民との交流機会の拡充等を通じて、お互いに理解を深め、共生できる地域づくりを目指します。

主な取り組み

① 広報・啓発の推進

取り組み	実施内容	担当課
町広報等での意識啓発	・ 広報づくりのための研修を進め、広報内容の充実を図ります。 ・ 町広報紙やパンフレットによる情報発信のほか、イベントの開催等様々な機会を通じて、住民に対する意識啓発を行います。 ・ 計画改定の際、意識啓発の進捗状況を把握するアンケート調査等を実施します。	企画課 健康福祉課
町職員に対する研修	・ 町職員の障がいに対する理解に向けた研修を、職員研修担当部局の協力のもとに進めます。	総務課 健康福祉課

②福祉教育の推進

取り組み	実施内容	担当課
保育所・学校・地域等における福祉教育の推進	- 各種団体、学校等と協力し、体験学習や施設訪問といった取組を行うとともに、様々な教育活動につながるようにする視点を持って取り組みます。 - 保育、学校教育、地域において福祉教育に携わる関係者の知識や技術向上を推進します。	生涯学習課 学校教育課 健康福祉課

③交流活動の推進

取り組み	実施内容	担当課
各種イベントへの参加促進	- 町内外で実施される各種イベントでは、障がい特性に配慮したイベントの情報発信等、障がいのある人が参加しやすい環境づくりに努めます。 - 障がいのある人を中心とする各種イベント（四万十ふくふくまつり等）では、多くの住民が参加するよう努めます。 - 情報発信の段階から障がい特性に応じた対応を継続していけるよう、発信方法について他課に周知します。	健康福祉課

(2) 地域福祉の推進

現状と課題

- ・ 地域共生社会の実現に向けて、住民同士が支え合う活動と関係団体との連携を進めています。
- ・ 少子高齢化が進んでいることから、メンバーの高齢化などによる各種団体の後継者の育成と確保が課題です。

施策の方向性

障がいのある人が身近な地域で生活を送ることができるよう、ボランティア活動や障がい者団体等の活動を支援し、地域における支え合い・助け合いを促進します。

主な取り組み

①ボランティアの育成と活動支援

取り組み	実施内容	担当課
ボランティア活動への参加促進	・ 住民が様々なボランティア活動に参加できるように、広報・啓発活動や情報提供を行います。	健康福祉課
ボランティア講座の周知	・ 関係機関と連携し、県や社会福祉協議会等が実施する各種講座等の周知を積極的に行います。	健康福祉課

②関係団体との連携

取り組み	実施内容	担当課
障がい者団体への支援	・ 障がい者団体の活動を支援するために補助金を支給します。 ・ 障がい者団体等が主催する各種イベント等に協力し、自主的な活動を支援します。 ・ 障がい者施策について障がい者団体等と情報を共有し、協働することにより、障がい者施策を推進します。 ・ 障がい者団体の新規会員の募集や活動紹介を支援します。	健康福祉課

(3) 権利擁護の推進

現状と課題

- ・ 障がいのある人の尊厳が尊重され、社会参加がしやすい地域づくりに向けて、合理的配慮の提供、偏見や差別の解消、虐待防止、成年後見制度の普及に取り組んでいます。
- ・ 権利擁護への理解が広がっておらず、相談事案も少ないことから、本人、家族、周囲の人々に権利擁護に関する意識醸成、相談窓口等の認知度向上、合理的配慮の普及が課題です。

施策の方向性

障がいのある人への不当な差別や社会的障壁がなくなるように、町が率先して取り組む主体として、合理的配慮の提供や行政サービスの向上に努めるとともに、障がいのある人の人権が脅かされることのないよう、虐待の防止や権利擁護の推進を図ります。

主な取り組み

①差別の解消

取り組み	実施内容	担当課
行政サービス等における合理的配慮の提供	・ 障害者差別解消法により、地方公共団体に義務づけられている不当な差別的取扱いの禁止や障がいのある人への合理的配慮の提供について、町広報などを通じて周知、啓発していきます。 ・ 人事担当部局と職員対応要領の制定に向けて検討を行います。	健康福祉課 総務課

②虐待の防止に向けた体制の整備

取り組み	実施内容	担当課
虐待防止への取り組み	・ 障がい者虐待の防止等に関する広報、その他啓発活動を行います。 ・ 相談支援事業所等の関係機関と連携を図り、虐待の防止や対応を行います。 ・ 支援者向けの研修を高年齢分野と連携して実施します。 ・ 「雇用主による虐待」防止のために、ハローワークなどと連携していきます。	健康福祉課 高齢者支援課

③成年後見制度の利用促進

取り組み	実施内容	担当課
成年後見制度の周知	・障がいのある人の人権や財産を守る成年後見制度について、その有効性や手続き方法等を広く周知・啓発するために、町民向けの研修会の開催などを実施します。 ・専門職と連携した利用促進、支援の取り組みの強化を図ります。	健康福祉課 高齢者支援課

(4) 安心・安全な暮らしの実現

現状と課題

- ・ 障がいのある人と家族が地域で安心して暮らしていける防災・防犯対策、施設とところのバリアフリー、移動が困難な人への支援に取り組んでいます。
- ・ 大規模な自然災害の発生に備えた災害時要配慮者のための福祉避難所の確保（令和5年4月現在 11 か所）、避難所になる学校のトイレのバリアフリー化、福祉タクシー・バス利用以外の移動支援対策が課題です。

施策の方向性

本町では南海トラフ大地震等により甚大な被害が将来的に想定されるため、災害時の支援体制を整備します。

また、障がいのある人が犯罪被害やトラブルに巻き込まれないように、防犯対策の充実を図るとともに、障がいの有無に関わらず、誰もが利用しやすい社会環境が整備されるように、バリアフリーの普及や社会参加のための移動支援の充実に努めます。

主な取り組み

①防災対策の推進

取り組み	実施内容	担当課
災害時要配慮者への対策	・ 地域包括支援センターや消防署、自主防災組織等との連携を強化しながら、災害時に支援が必要な障がいのある人等の状況の把握に努めます。 ・ 地域、関係機関及び関係課が連携し、避難行動要支援者の個別支援計画を作成していきます。	健康福祉課 危機管理課 高齢者支援課
災害時の情報伝達	・ 災害時に屋外放送施設やケーブルテレビを活用した障がいのある人等への情報伝達体制の整備に努めます。 ・ 屋外放送が聞こえにくい世帯に対する支援及びメール配信サービスを活用した新たな情報伝達方法の確立に努めます。	健康福祉課 危機管理課
施設における防災対策の促進	・ 社会福祉施設等に対し、防災設備の整備や施設入所者の避難対策を講じるよう指導します。 ・ 福祉避難所の開設訓練、備蓄物資の充実、町災害対策本部との情報連携等、施設管理者と福祉部局、防災部局が連携して、実効性のある取り組みを進めていきます。	危機管理課

取り組み	実施内容	担当課
避難場所における配慮	・災害時に障がいのある人が安心して避難所で過ごすことができるよう、関係機関と連携しながら、必要な医療体制や介護体制を整備します。 ・一般避難所においても要配慮者の受け入れに対応できるよう、避難所運営マニュアル等を随時見直していきます。 ・災害時要配慮者を受け入れる福祉避難所の確保のため、町内の社会福祉施設等へ協力を呼びかけ、協定締結に努めます。	健康福祉課 危機管理課

②防犯対策の強化

取り組み	実施内容	担当課
防犯意識の普及啓発	・障がいのある人やその家族等が防犯についての意識を高めるとともに、防犯知識を身につけられるように、防犯の知識を得る機会の提供と広報等での普及を図ります。 ・悪徳商法の被害に遭わないよう、消費者生活センターや警察と連携し、悪徳商法に関する情報提供を行います。 ・障がいのある人向けに、担当課と連携して、防犯や消費者被害に関する出前講座を開催します。 ・困った時に相談できる窓口の啓発を行います。	健康福祉課 にぎわい創出課
地域の防犯体制の整備	・民生委員・児童委員等の協力を得ながら、地域での見守り体制の確立に努めます。 ・障がいのある人がそれぞれの地域で安心、安全な暮らしを送れるよう、困った時に地域ですぐに相談できる顔の見える関係づくり、また必要に応じて関係機関と連携できる体制づくりを行います。	健康福祉課

③バリアフリーの促進

取り組み	実施内容	担当課
公共施設の バリアフリー化	・集会所や学校等の多くの人々が利用する公共施設について、段差の解消や障がい者トイレの整備等のバリアフリー化を推進します。 ・学校統合等の状況を加味しながら、学校施設のトイレ改修を計画的に行います。	建設課 健康福祉課 学校教育課
バリアフリー化に 関する啓発	・障がいのある人が外出しにくい環境をつくらな いよう、住民に対する啓発を行う等、バリアフ リー化を推進します。 ・ヘルプマークの周知など、当事者の心のバリア フリーにも配慮していきます。	健康福祉課

④交通・移動対策の推進

取り組み	実施内容	担当課
移動手段の充実	・福祉タクシー・バス利用券交付事業や移動支援 事業等を通じて、移動が困難な障がいのある人 に対して社会生活上必要不可欠な外出や余暇活 動等、社会参加のための外出を支援します。 ・コミュニティバス等の公共交通の充実を検討し ます。	健康福祉課 高齢者支援課 企画課

基本目標2 日々の暮らしを支える支援体制づくり

(1) 保健・医療体制の充実

現状と課題

- ・ 障がいの早期発見と障がいのある人の健康管理に向けた健康教育・健康相談や各種健（検）診の実施、医療を利用しやすい環境整備に取り組んでいます。
- ・ 障がいのある人自身の健康管理に対する意識が低いケースもみられること、圏域内で完結できる医療体制となっていないことが課題です。

施策の方向性

障がいのある人が地域で生活していくためには、保健・医療機関との関わりは不可欠です。各関係機関との連携により、障がいの早期発見・早期対応をはじめ、地域における医療体制やリハビリテーション体制、精神保健福祉の推進を図り、安心して暮らせる支援体制を目指します。

主な取り組み

①健康づくりの推進

取り組み	実施内容	担当課
健康教育・健康相談の実施	・ 健康に関する正しい知識の習得と生活習慣病の予防に向けた教室を開催します。 ・ 家庭を訪問し、病状や治療、生活状況等を確認するとともに、必要に応じて医療機関や福祉サービス等につなげます。 ・ 支援者間や医療機関等と連携し、本人や家族に寄り添った情報提供や相談対応に努めます。	健康福祉課
精神保健福祉の充実	・ 精神科受診のきっかけづくりや家族等への助言を行います。 ・ 精神科医療と地域との連携や地域精神保健のあり方等、精神障がいのある人たちが地域で安心して生活が送れるよう、途切れることのない相談支援体制の強化を図ります。 ・ 広報紙等を活用し、こころの健康についての啓発を継続するとともに、特定健診の場などでのアンケート調査を活用、健康増進計画（こころ分野）とも連動しながら、相談窓口の認知度向上に努めます。	健康福祉課

②障がいの早期発見・早期対応

取り組み	実施内容	担当課
母子保健事業の推進	・乳幼児健康診査や新生児・乳幼児訪問等の母子保健事業の充実に努め、障がいの早期発見・早期対応に努めます。 ・指導が必要な幼児や経過観察が必要な幼児に対して、専門職員による指導を実施します。 ・専門職による既存事業や発達障害早期支援工キスパート事業等を活用し、早期対応の推進を図ります。	健康福祉課
特定健診・各種がん検診の充実	・生活習慣病やその他各疾患の早期発見に努め、健康状態の把握をすることで自らの健康管理を促進します。特に受診率の低い 40・50 歳代の受診を勧めます。	健康福祉課

③医療体制の充実

取り組み	実施内容	担当課
医療費の負担軽減	・医療やりハビリテーションを必要とする障がいのある人の健康管理や、患者及び家族の経済的負担を軽減するため、自立支援医療や重度心身障害児（者）医療費の助成等を行います。 ・透析療法を受けるために医療機関に通院している人に対して、通院に要する費用の一部を助成します。 ・医療費負担軽減等に関する制度の周知を図ります。	健康福祉課
医療体制の整備	・近隣市町村や医療機関等と連携し、保健・福祉を含めた包括的な地域医療体制の充実に努めます。 ・医療の必要な重度障がいの子どもに対して、訪問系医療サービスも含め、町外の医療機関との連携を図り、必要な医療につなげるよう支援します。	健康福祉課

(2) 相談支援・情報提供の充実

現状と課題

- ・ 相談窓口の周知、関係機関と連携した相談支援の実施、誰に対してもわかりやすい情報発信に取り組んでいます。
- ・ 専門的な拠点整備が引き続きの課題です。また、各種の申請や手続きをしやすくすること、情報発信方法の多様化が課題です。

施策の方向性

誰もが安心して身近な地域で暮らすことができるよう、相談窓口の強化や包括的な相談支援体制の充実を図ります。

また、障がいのある人が確実に情報を得ることができるよう、情報提供の充実や情報のバリアフリーについても引き続き実施します。

主な取り組み

① 包括的な相談支援体制の充実

取り組み	実施内容	担当課
切れ目のない相談支援体制の整備	・ 障がいのある人が生涯にわたって切れ目なく相談支援を受けられるように、関係課間の情報共有を図ります。 ・ 町内の相談支援事業所や自立支援協議会、民生委員・児童委員等と連携し、ライフステージにおける課題の共有や相談支援のネットワークの構築に努めます。 ・ ライフステージの移行期支援を円滑に行えるよう、窓口の一本化や体制整備等を検討します。 ・ 子ども家庭センター設置に向けた協議を継続します。	健康福祉課 生涯学習課 学校教育課 高齢者支援課
相談窓口の機能強化	・ 相談業務に従事する職員の資質向上を図るとともに、相談窓口の周知を進めます。 ・ 身近な相談窓口となる民生委員・児童委員や障害者相談員との連携強化等により、多様な相談活動の推進を図ります。 ・ 重層的支援体制整備や基幹型相談支援センター設置の検討を進めます。	健康福祉課 高齢者支援課

②情報提供の充実

取り組み	実施内容	担当課
情報提供の充実	・障がい福祉に関する各種制度・サービスについて、常に最新の情報が得られるよう、ホームページや広報等を通じて随時情報の更新を行います。 ・障がい福祉に関する各種制度の申請様式をホームページから取得できるようにします。	健康福祉課
情報バリアフリーの促進	・広報紙やホームページについて、文字の大きさや色彩等に配慮し、障がいのある人にとって見やすく、わかりやすい情報の提供に努めます。 ・障がいのある人の特性やニーズを把握し、新たな情報提供の方法等を導入していきます。 ・ケーブルテレビや YouTube などを使い、視覚から得る情報だけでなく、聴覚から得る情報を発信します。また、広報紙の音訳を検討します。	健康福祉課 企画課

(3) 生活支援の充実

現状と課題

- ・ 障がいのある人等が地域で安心して暮らしていくため、障害者総合支援法等に基づく障がい福祉サービスをはじめとした生活支援サービスを提供しています。
- ・ 地域生活支援拠点等の整備が引き続きの課題です。また、サービスや事業を実施するための人材不足の解消、各種事業における利用者の固定化の是正が課題です。

施策の方向性

効果的かつ適切なサービス提供が行えるよう、サービスの提供体制の確保や生活安定のための経済的支援、住まいの場の確保等を行い、障がいのある人の地域生活、在宅生活への支援の充実に努めます。

主な取り組み

①福祉サービス等の充実

取り組み	実施内容	担当課
障がい福祉サービス・地域生活支援事業の充実	・ 障がいのある人の居宅での生活を支える訪問系サービスや、障がいのある人の日中においての自立した生活を支援する日中活動系サービス、生活の場となる居住系サービス、地域生活支援事業等の充実を図るとともに、支給決定に基づき適切なサービス提供に努めます。 ・ 事業所の人材不足を補うため、生活支援等における基準該当サービスも視野に入れ支援の充実に努めます。	健康福祉課
地域生活支援拠点等の整備	・ 障がいのある人の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う地域生活支援拠点の整備に向けて、近隣の市町と協議しながら、共同による拠点整備を目指します。	健康福祉課
あったかふれあいセンター事業との連携	・ 拠点施設として、障がいのある人の日中の居場所や就労支援、相談支援を推進していきます。 ・ 住民の身近な地区でのサテライト事業を展開していきます。 ・ 新規利用者の増加に向けて、町の障がい福祉事業との連携を進めます。	健康福祉課

取り組み	実施内容	担当課
地域活動支援センターの継続	- 障がいのある人の日中活動の場として、来所者や同施設内作業所利用者などへ、レクリエーションや創作活動、入浴支援や休息などを提供していきます。 - 引き続き、町の障がい福祉事業との連携、協議を進めます。	健康福祉課
食の支援対策	調理が困難な一人暮らし等の障がいのある人に対し、配食サービスも含め、食の支援対策のあり方の検討を進めていきます。	健康福祉課

②経済的支援の充実

取り組み	実施内容	担当課
経済的支援の充実	障がいのある人の経済的負担を軽減し、地域で安定した生活が送れるよう、国・県の各種手当について、制度の紹介及び利用促進を図ります。	健康福祉課
公共料金等の減免及び税の控除・減免	公共交通機関等の各種割引制度や税・利用料等の減免制度等について、様々な機会や媒体を通して周知し、利用促進を図ります。	健康福祉課

③生活環境の整備

取り組み	実施内容	担当課
入居・入所支援の充実	- ニーズのある人に対し近隣市町と連携し、グループホームや施設等への入所支援を行います。 - 増加するニーズへの対応を図るため、国や県の実施する基盤整備事業等を事業者へ周知し、グループホーム等の整備を促進します。 - 様々な資源の活用や、基準該当施設としての共同利用も検討しながら支援の充実を図ります。	健康福祉課
公営住宅の整備・改修	- 障がいのある人や高齢者が居住する町営住宅の建替え、改善事業等の実施により、バリアフリーに対応した住宅の供給に努めます。 - 集合住宅等で円滑な生活を送れるよう、相談連携体制を継続します。	建設課
暮らしやすい住宅づくりの促進	介護の必要な重度の身体障がい児・者が、住宅において安全かつ健やかな生活を送るために必要な既存住宅の改造費用助成について、様々な機会や媒体を通して周知し、利用促進を図ります。	健康福祉課
ファミリーサポート事業	広報の全戸回覧や、新たな会員確保に向けての研修の継続等を実施し、円滑なサポート体制を継続します。	生涯学習課 社会福祉協議会

④意思疎通・コミュニケーション支援の充実

取り組み	実施内容	担当課
意思疎通支援事業の推進	・聴覚障がいのある人を対象に、手話通訳者や要約筆記者を派遣するとともに、人材の養成を図るための体制整備を図ります。	健康福祉課
手話奉仕員・要約筆記奉仕員の養成	・手話奉仕員・要約筆記奉仕員の人材養成に努めるとともに、奉仕員の活動の場を確保します。	健康福祉課

基本目標 3 自立と社会参加の基盤づくり

(1) 切れ目のない障がい児支援の充実

現状と課題

- ・ 関係機関や様々な領域との連携による支援体制の構築、障がい児の日中活動の場の提供、障がい児保育と特別支援教育の実施に取り組んでいます。
- ・ 児童発達支援センターの設置が引き続きの課題です。また、多機関・多領域との一層の連携、障がい児の日中活動の場の充実、障がい児保育に必要な保育士の不足、保・小・中学校における連続性のある教育相談・就学指導体制の構築が課題です。

施策の方向性

障がいの有無に関わらず、子どもたちがのびのびと成長するには、それぞれの個性を尊重した環境を整備することが大切です。障がいのある子どもが、専門的な療育や一人ひとりの障がいに応じた保育を受けられるように、早期療育や相談体制の充実、特別支援教育の充実を図り、切れ目のない障がい児支援の充実と保護者の支援に努めます。

主な取り組み

①支援体制の充実

取り組み	実施内容	担当課
児童発達支援の充実	・ 障がいのある子どもや発達に遅れのある子どもに対し、基本的な生活習慣及び集団生活への適応性を養うとともに、相談支援等を行う児童発達支援センターについて、近隣の市町と共同による設置を目指します。 ・ 障がいのある子どもの保護者に対して、近隣市町の事業所や類似事業を活用し、子どもの成長・発達に応じて必要な支援を充実していきます。	健康福祉課
関係機関の連携	・ 成長段階に応じた切れ目のない支援が行われるよう、一貫した支援を行うために高知県が作成した「つながるノート」の活用や、保健・医療・福祉・教育等の各分野の連携と支援情報の共有を行います。また、多機関多職種連携を行いながら支援を図っていきます。	健康福祉課 生涯学習課 学校教育課

取り組み	実施内容	担当課
医療的ケアの充実	医療的ケアを必要とする障がいのある子どもが必要な支援を受けられ、家族の負担が軽減されるよう、医療的ケアに対応したサービスの確保と関係機関の連携体制の確立を図ります。	健康福祉課
障害児長期休暇支援事業（すまいるクラブ）の推進	- 障がいのある子どもの長期休暇中、日中活動の場所を提供し、家族の就労支援や介護負担軽減を図ります。 - 事業の受け入れ態勢や受け入れ場所の確保について、当事者家族のニーズや利用者の意向等をもとに支援を図っていきます。	健康福祉課

②早期療育の充実

取り組み	実施内容	担当課
障がい児保育の充実	- 障がいのある子どもを支援するため、加配保育士の確保と必要に応じた配置に努め、保育所における受け入れ体制を充実していきます。また、職員研修の実施により、指導力の向上に努めます。 - 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築に向けて検討します。	生涯学習課 健康福祉課

③学校教育の充実

取り組み	実施内容	担当課
特別支援教育の推進	特別支援教育を推進するため、特別支援教育コーディネーターの配置や全教職員が障がいを理解するための研修を定期的に行います。	学校教育課
教育相談・就学指導の充実	- 就学指導委員会の開催や就学相談を通じ、障がいのある児童生徒の就学を支援します。 - 幼児期から中学校卒業後も視野に入れた、個に応じた連続性のある相談・支援体制の整備を図ります。	学校教育課
障がいのある人への理解を深めるための授業の実施	- 児童生徒の障がいに対する理解を促進するため、授業等において人権教育を進めます。 - 各学校において、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶ「交流及び共同学習」を通じ、障がい理解の促進や学校における「心のバリアフリー」教育の展開を図ります。	学校教育課

(2) 雇用・就労支援の充実

現状と課題

- ・ 公共機関並びに民間企業における障がい者雇用の普及、働く気持ちを持つ障がいのある人への就労支援と、多様な就労のための環境づくりに取り組んでいます。
- ・ 公共機関並びに民間企業で段階的に引き上げられる法定雇用率の達成、障がい者雇用を推進するための町内事業所や関係機関との一層の連携が課題です。

施策の方向性

障がいのある人の一般就労に向けて、事業者への啓発を充実させるとともに、関係機関との連携強化や情報提供等を通じて障がいのある人への就労サポートや就労定着を図ります。

また、一般就労だけでなく、多様な就労の場の確保に努め、その人に応じた自立支援を図ります。

主な取り組み

①雇用の場の拡大

取り組み	実施内容	担当課
住民や事業所への啓発	・ 障がいのある人の雇用義務制度や、企業の社会的責任等の啓発を行います。 ・ パンフレット等の活用により、各種助成制度等の情報提供を行います。	健康福祉課 にぎわい創出課
町職員への障がい者の雇用促進	・ 町職員の雇用にあたっては法定雇用率を基準とし、その能力と適性をもとに積極的な雇用に努めます。 ・ 類似の公務職場・職務における事例を参考にするとともに、障がい者就労支援機関等との連携の下、組織内アンケート等を活用した職務の選定及び創出について検討します。	総務課

②個々に応じた就労支援

取り組み	実施内容	担当課
就労移行支援	福祉施設から一般就労等への移行に向けて、基礎的な訓練の実施、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後における職場定着等、障がいのある人の就労移行支援事業を行う事業所と連携し、相談や手続きの支援を行います。	健康福祉課
就労継続支援	- 一般就労が困難な障がいのある人等を対象に、通所により働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行う就労継続支援事業所と連携し、相談や手続きの支援を行います。 - 働く意欲のある人の利用促進と一般就労に向けた支援強化を図ります。	健康福祉課
各種制度の利用促進	ジョブコーチ支援やトライアル雇用をはじめ、職業能力開発・訓練に係る各種制度や事業主に対する各種助成についての周知に努め、利用促進を図ります。	健康福祉課 にぎわい創出課

③総合的な就労支援の推進

取り組み	実施内容	担当課
工賃水準の向上	- 障害者優先調達推進法に基づき、障がい福祉サービス事業所等からの物品、役務の調達を推進し、工賃水準の向上を目指します。 - 障害者優先調達推進法の周知、啓発を図ります。	健康福祉課 総務課
ハローワーク等との連携強化	障がい者雇用に関する情報共有や事業者に対する理解促進に向け、障害者自立支援協議会、地域生活部会を通して定期的に情報交換をする等、ハローワーク等とのさらなる連携強化を図ります。	健康福祉課 にぎわい創出課
町内事業所の連携・協働	町内作業所を核とした事業所連絡会を継続し、作業所間の連携強化と共に、課題の共有や協同の支援体制を構築していきます。	健康福祉課
農福連携の推進	高知県障害保健支援課、須崎農業振興センター、高南農業改良普及所等が構成員となる農福連携推進協議会でのネットワークづくりやマッチングの推進、自立支援協議会との連携、就労継続支援事業所の利用者や生きづらさを抱えた方の就労へのつなぎ支援等を継続します。	健康福祉課 にぎわい創出課 農林水産課

(3) スポーツ・文化活動の充実

現状と課題

- ・ 障がいのある人が活動しやすい環境づくりに向けて、学習講座の開催、文化施設・体育施設の利用支援、スポーツ大会・イベント等への参加支援に取り組んでいます。
- ・ 障がいのある人のニーズを踏まえた事業の実施、支援制度の利用促進が課題です。

施策の方向性

障がいのある人が、スポーツや文化活動等を通じて社会参加をし、健康づくりや生きがいづくり、自己実現を図ることができるよう、身近な地域で気軽に参加できる活動の提供、活動の場づくりに努めます。

主な取り組み

①スポーツ・文化芸術活動の振興

取り組み	実施内容	担当課
障がい者の学習機会の拡充	・ 障がいのある人やその家族等のニーズの把握に努めながら、ふくふくまつりなどを活用し、参加しやすい各種講座の開催に努めます。	健康福祉課
利用支援の充実	・ 障がいのある人が気軽に文化・芸術に触れる機会を持つことができるよう、文化施設・体育施設の利用料等について割引適用の拡充を図ります。 ・ 各種施設の利用制度の周知や相談対応に努めます。	生涯学習課
読書バリアフリーの取り組み	・ 読書が困難な人々の読書環境を整備していきます。町立図書館では大活字本やサピエ図書館（活字による読書が困難な人に点字図書や録音図書のデータを提供するシステム）の導入など、読書バリアフリーの取り組みを進めていきます。	生涯学習課
スポーツ大会・イベント等への参加促進	・ 県が主催するスポーツ大会をはじめ、各種大会・イベント等について周知するとともに、気軽に参加しやすくなるように送迎等の支援をします。	健康福祉課

第 7 期障害福祉計画・

第 3 期障害児福祉計画



第1章 障がい福祉の充実のための成果目標・活動指標

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（令和3年度～令和5年度）についての進捗状況、またそれを踏まえ具体的な指針を示した成果目標、活動指標は下記の通りです。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

■第6期計画等の実績

本町では国・県が示す指針に準拠して成果目標を設定し、障がいのある人の状況と意向、地域の受け入れ体制等の状況を踏まえたうえで、サービス事業所や各種支援機関等と連携しながら、地域移行に向けて取り組みを進めてきました。

国の指針に基づく成果目標を本町に当てはめた場合、地域生活移行者数が4人、施設入所者数の削減数が1人となります。しかし、本町では地域での生活が困難で施設入所を必要とされる重度の障がい者がいることや障がい者の高齢化、受け皿となる社会資源の不足等、地域移行に向けた支援体制が十分でないため、施設入所者数を削減することは極めて困難な状況であり、個々の状況を踏まえての成果目標としました。

その結果、施設入所から地域生活への移行者数については、目標値1人に対して令和5年度までの移行実績は0人であり、目標の達成とはなりませんでした。施設入所の削減数については、令和5年度末までに目標値5人増加に対して実績見込みも5人増加と目標値の数値となりました。

■取り組み状況

基準値	数値	
令和元年度末時点の施設入所者数（A）	58人	
令和5年度末時点の施設入所者数（B）	目標値	実績見込値
	63人	63人

目標	目標値	実績見込値	考え方
地域生活移行者数 （令和5年度末まで）	1人	0人	令和5年度末までの地域移行者数（C）
	1.7%	0%	$(C) / (A)$
施設入所者の削減数 （令和5年度末まで）	5人増	5人増	令和5年度末までの削減見込み数（D） $(A) - (B)$
	8.6%増	8.6%増	$(D) / (A)$

■第7期計画等の考え方

国の指針	《成果目標》 ○令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。 ○令和8年度末時点の施設入所者数を、令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。 《活動指標》 ○障害福祉サービス（訪問系、日中活動系、居住系、相談支援）の利用者数、利用時間数、利用日数
四万十町の方針	○国の指針に基づく成果目標を本町に当てはめた場合、地域生活移行者数が4人、施設入所者数の削減数が3人となります。 しかし、本町では地域での生活が困難で施設入所を必要とされる重度の障がい者がいることや障がい者の高齢化、受け皿となる社会資源の不足等、地域移行に向けた支援体制が十分でないため、施設入所者数を削減することは極めて困難な状況です。 施設入所者を削減するために必要な方策を今後も検討していきますが、個々の状況を踏まえての成果目標とします。 ○活動指標（障がい福祉サービス）については「第2章 1 障がい福祉サービスの見込み量」に記載します。

■第7期計画等の成果目標

項 目	基準値
令和4年度末時点の施設入所者数（A）	61人
令和8年度末時点の施設入所者数（B）	58人

項 目	目標値	考え方
地域生活移行者数 （令和8年度末まで）	1人	令和8年度末までの地域移行者数（C） （6.0%以上）
	1.6%	（C） / （A）
施設入所者の削減数 （令和8年度末まで）	3人	令和5年度末までの削減見込み数（D） （A）－（B）（5.0%以上）
	4.9%	（D） / （A）

■第7期計画等の活動指標

「第2章 1 障がい福祉サービスの見込み量」参照。

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

■第6期計画等の実績

精神疾患等のある人たちが地域で安心して生活できる支援体制の構築について、国の指針は、令和5年度末までに保健・医療・福祉関係者による協議の場（各圏域／各市町村）を設置することなどを基本としました。

本町では、既存の四万十町精神保健ネットワーク会を活用し、圏域内外の各種支援機関や専門職で地域の精神保健の課題に対する協議検討を図ることを成果目標としました。

四万十町精神保健ネットワーク会を活用して、地域の関係機関との連携を強化し、地域の精神保健の課題に対する協議を図ることができています。

※四万十町精神保健ネットワーク会とは、精神科医療と地域の連携、地域精神保健のあり方等を模索し、精神疾患等のある人たちが地域で安心して生活ができるよう、途切れることのない支援体制の構築を目指して開催しています。

〈参加機関〉高知県精神保健福祉センター・高知県須崎福祉保健所・障害者相談支援事業所・訪問看護事業所・精神科医療機関・健康福祉課 等

■第6期計画等の活動指標

サービス名	単位	計画			実績		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	か所	1	1	1	1	1	1
協議の場の協議回数	回	2	2	2	2	1	3
協議の場への関係者の参加者数	人	各回 15 人程度以上			19 人/回		
協議の場の目標設定	—	地域課題の共有を持ってシステム構築に臨む			R3)「にも包括」の理解と検討 R4) 感染症流行時の医療連携、ひきこもり支援プラットフォームの検討 R5) 事例検討、ひきこもりの理解と支援を考える（親のつどい）		
協議の場の評価の実施回数	回	1	1	1	1	0	1
精神障がい者の地域移行支援事業利用者数	人/年	1	1	1	0	1	0
精神障がい者の地域定着支援	人/年	1	1	1	0	0	0

サービス名	単位	計画			実績		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
精神障がい者の 共同生活援助	人/年	1	1	1	13	13	12
精神障がい者の 自立生活援助	人/年	0	0	0	0	0	0

人/年は利用者数

■第7期計画等の考え方

国の指針	《成果目標》 (都道府県、市町村) ○精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数は325.3日以上を基本とする。 ○令和8年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)を、令和2年度と比べて約3.3万人の減少を目指す。 ○令和5年度末までの精神病床における早期退院率は、入院後3か月時点68.9%以上、6ヶ月時点84.5%以上、1年時点91.0%以上を基本とする。 《活動指標》 ○保健・医療・福祉関係者による協議の場(各圏域/各市町村)の設置。 ○保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数。 ○保健、医療(精神科、精神科以外の医療機関別)、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数。 ○協議の場における目標設定及び評価の実施回数。 ○精神障害者の地域移行支援の利用者数。 ○精神障害者の地域定着支援の利用者数。 ○精神障害者の共同生活援助の利用者数。 ○精神障害者の自立生活援助の利用者数。 ○精神障害者の自立訓練(生活訓練)の利用者数。(新規) (都道府県) ○精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数。
四万十町の 方針	○四万十町精神保健ネットワーク会を活用し、圏域内外の各種支援機関や専門職で、地域の精神保健の課題に対する協議検討を行います。 ○精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して暮らすことができるよう、医療、障がい福祉、介護、住まい、社会参加、地域の助け合いなどが包括的に確保された精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について、県及び関係機関と連携して取り組みます。

■ 第7期計画等の活動指標

指標名	単位	計画		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	か所	1	1	1
協議の場の開催回数	回	2	2	2
協議の場への関係者の参加者数	人/回	21	21	21
協議の場における目標設定	-	地域課題の共有と多機関による重層的な支援体制の構築を推進		
協議の場における評価の実施回数	回/年	1	1	1
精神障がい者の地域移行支援事業利用者数	人/年	1	1	1
精神障がい者の地域定着支援事業利用者数	人/年	1	1	1
精神障がい者の共同生活援助（グループホーム）利用者数	人/年	10	10	10
精神障がい者の自立生活援助利用者数	人/年	0	0	0
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）利用者数（新規）	人/年	1	1	1

人/年は利用者数

3 地域生活支援拠点等における機能の充実

■第6期計画等の実績

障がい者の地域生活を支援する地域生活支援拠点の整備について、国の指針は、令和5年度末までの間、各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本としました。

本町では、高幡圏域障害福祉担当者会を中心に、圏域での共通の受け入れ依頼用の書式を作成し、令和2年度から運用を開始してきました。そして、高幡圏域において緊急時の短期入所とその後の生活拠点及び資源の確保についての協議を進めること、自立支援協議会において年1回、運用状況及び改善点についての検証・検討機会を設けることを成果目標としました。

高幡圏域障害福祉担当者会において設置に向けての協議が行われており、現在も協議中となっています。

※地域生活支援拠点とは、障がい者の重度化や高齢化、親亡き後等を見据え、「相談・緊急時の受け入れ、対応・体験の機会、場・専門的人材の確保、養成・地域の体制づくり」の機能を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することを目的としているものです。

■第6期計画等の成果目標・活動指標

サービス名	単位	計画			実績		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
地域生活支援拠点等の設置	か所	1	1	1	0	0	0
機能充実に向けた検証及び検討の実施	回/年	1	1	1	0	0	0

回/年は実施回数

■第7期計画等の考え方

国の指針	《成果目標・活動指標》 ○令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより、効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。 ○令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。（新規）
四万十町の方針	○高幡圏域において、緊急時の短期入所とその後の生活拠点及び資源の確保についての協議を進めます。 ○自立支援協議会において年1回、運用状況及び改善点についての検証・検討機会を設けます。 ○強度行動障害を有する障がい者に対して、障がい福祉サービス等において適切な支援ができるよう、ニーズを把握するとともに、地域における課題の整理や人材育成に努めます。

■第7期計画等の成果目標・活動指標

項 目	単位	計画		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等の設置	か所	○	○	1
コーディネーターの配置人数（新規）	人	○	○	1
機能充実に向け、支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施	回/年	○	○	1
強度行動障害を有する者に関する支援体制の整備の有無（新規）	-	無	無	有

回/年は実施回数

4 福祉施設から一般就労への移行等

■第6期計画等の実績

福祉施設から一般就労への移行推進について、国の指針は、令和5年度中に就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援）を通じて一般就労への移行する人数を、令和元年度実績の1.27倍以上を達成することなどを基本としました。

本町では、一般就労への移行にあたり、相談支援やサービス提供事業所等とともに、一般就労への不安解消に努めるとともに、ハローワーク、県及び関係機関と連携を図りながら、一般就労や雇用支援策の理解促進に取り組んできました。しかし、町内では零細な事業所が多いため、障がいのある人の一般就労を受け入れる事業所が少なく、国の指針に基づく目標達成は極めて困難な状況です。そのため、個々の状況を踏まえながら、柔軟に対応することを成果目標としました。

町内には、障がいのある人の一般就労を受け入れる事業所は少ないですが、個々に合った就労を目指す中で、事業所や企業など関係機関と連携を図ることによって、一般就労につなげることができています。

※福祉施設とは、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労継続支援、就労移行支援）を指します。

※一般就労した人（一般就労移行者）とは、福祉施設を退所し、企業等に就職した人や在宅で就労した人（パート、家業への従事含む＝農林漁業含む）及び自ら起業した人を指します（就労継続支援A型を利用する場合を除きます）。

■第6期計画等の成果目標

①-1 福祉施設から一般就労への移行者数

項 目	区 分	数 値	考え方
福祉施設を退所して一般就労した人数	【基準値】 （令和元年度）	5人	令和元年度に、一般就労した人数
	【目 標】 （令和5年度）	【目標値】 3人（0.6倍） 【実績見込値】 4人（0.8倍）	令和5年度に、一般就労した人数

①-2 就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数

項 目	区 分	数 値	考え方
就労移行支援事業を通じて一般就労した人数	【基準値】 （令和元年度）	1人	令和元年度に、就労移行支援事業を利用して一般就労した人の数
	【目 標】 （令和5年度）	【目標値】 1人（1.0倍） 【実績見込値】 1人（1.0倍）	令和5年度に、就労移行支援事業を利用して一般就労した人の数

①-3 就労継続支援A型を通じた一般就労への移行者数

項 目	区 分	数 値	考え方
就労継続支援A型 を通じて一般就労 した人数	【基準値】 (令和元年度)	1人	令和元年度に、就労継続支援A型を利用して一般就労した人の数
	【目 標】 (令和5年度)	【目標値】 1人(1.0倍) 【実績見込値】 0人(0倍)	令和5年度に、就労継続支援A型を利用して一般就労した人の数

①-4 就労継続支援B型を通じた一般就労への移行者数

項 目	区 分	数 値	考え方
就労継続支援B型 を通じて一般就労 した人数	【基準値】 (令和元年度)	3人	令和元年度に、就労継続支援B型を利用して一般就労した人の数
	【目 標】 (令和5年度)	【目標値】 1人(0.33倍) 【実績見込値】 3人(1倍)	令和5年度に、就労継続支援B型を利用して一般就労した人の数

② 就労移行支援事業等を通じて一般就労した人の就労定着支援事業利用率

項 目	区 分	数 値	考え方
就労移行支援事業等 を通じて一般就労した人の就労定着支援事業利用率	【基準値】 (令和元年度)	100%	令和元年度に、就労移行支援事業等を通じて一般就労した人の就労定着支援事業利用率
	【目 標】 (令和5年度)	【目標値】 100% 【実績見込値】 0%	令和5年度に、就労移行支援事業等を通じて一般就労した人の就労定着支援事業利用率

③ 就労移行支援事業所の就労定着率

項 目	区 分	数 値	考え方
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所	【基準値】 (令和元年度)	0か所	令和元年度の就労定着率が8割以上の事業所数
	【目 標】 (令和5年度)	【目標値】 1か所 【実績見込値】 1か所	令和5年度の就労定着率が8割以上の事業所数

■第6期計画等の活動指標

○就労移行支援の利用者数、利用日数	令和3年度：1人 22日 令和4年度：1人 22日 令和5年度：2人 21日
○就労定着支援の利用者数	令和3年度：2人 2日 令和4年度：2人 2日 令和5年度：2人 2日
○就労移行支援事業等（就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型）から一般就労への移行者数	成果指標①-2（就労移行支援）、①-3（就労継続支援A型）、①-4（就労継続支援B型）に準ずる。

■第7期計画等の考え方

国の指針	《成果目標》 ■就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行に関する目標 ○就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援）の利用を経て一般就労に移行する者の数を令和8年度中に令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。 ○そのうち、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型については、以下のとおりとする。 ・就労移行支援事業：令和3年度実績の1.31倍以上とすることを基本とする。 ・就労継続支援A型事業：令和3年度実績の概ね1.29倍以上を目指す。 ・就労継続支援B型事業：令和3年度実績の概ね1.28倍以上を目指す。 ○就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本とする。（新規） ■一般就労後の定着支援に関する目標 ○就労定着支援事業の利用者数は、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とすることを基本とする。 ○就労定着率については、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率（※）が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを基本とする。 ※就労定着実績体制加算：前年度末から過去6年間に就労定着支援の利用を終了した者に占める一般就労への移行先での雇用継続期間が前年度において3年6か月以上6年6か月未満に該当した者の割合が7割以上であることを要件としている。（都道府県等のみ） ○都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を見て取組を進めることを基本とする。（新規） 《活動指標》 ○就労移行支援の利用者数、利用日数。 ○就労移行支援事業等（就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型）から一般就労への移行者数。 ○就労定着支援の利用者数。 ○就労選択支援の利用者数。（新規）（都道府県） ○福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数。 ○福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数。 ○福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数。 ○障害者に対する職業訓練の受講者数。
------	--

四万十町の 方針	○町内では零細な事業所が多いため、障がいのある人の一般就労を受け入れる事業所が少なく、国の指針に基づく目標達成は困難ではありますが、個々の状況を踏まえながら、柔軟に対応します。 ○活動指標については成果指標に準ずる項目及び「第2章 1 障がい福祉サービスの見込み量」に記載します。
-------------	--

■第7期計画等の成果目標

①- 1 福祉施設から一般就労への移行者数

項 目	区 分	数 値	考え方
福祉施設を退所して一般就労した人数	【基準値】 (令和3年度)	1 人	令和3年度に、一般就労した人数
	【目 標】 (令和8年度)	3 人 (2.0 倍)	令和8年度に、一般就労した人数(1.28 倍以上)

①- 2 就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数

項 目	区 分	数 値	考え方
就労移行支援事業を通じて一般就労した人数	【基準値】 (令和3年度)	0 人	令和3年度に、就労移行支援事業を利用して一般就労した人数
	【目 標】 (令和8年度)	1 人 (一 倍)	令和8年度に、就労移行支援事業を利用して一般就労した人数(1.31 倍以上)

①- 3 就労継続支援A型を通じた一般就労への移行者数

項 目	区 分	数 値	考え方
就労継続支援A型を通じて一般就労した人数	【基準値】 (令和3年度)	0 人	令和3年度に、就労継続支援A型を利用して一般就労した人数
	【目 標】 (令和8年度)	1 人 (一 倍)	令和8年度に、就労継続支援A型を利用して一般就労した人数(1.29 倍以上)

①- 4 就労継続支援B型を通じた一般就労への移行者数

項 目	区 分	数 値	考え方
就労継続支援B型を通じて一般就労した人数	【基準値】 (令和3年度)	1 人	令和3年度に、就労継続支援B型を利用して一般就労した人数
	【目 標】 (令和8年度)	1 人 (2.0 倍)	令和8年度に、就労継続支援B型を利用して一般就労した人数(1.28 倍以上)

②就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合

項 目	区 分	数 値	考え方
利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合（新規）	【参考値】 （令和3年度）	100%	令和3年度に、5割以上の事業所数の割合
	【目 標】 （令和8年度）	100%	令和8年度に、5割以上の事業所数の割合 （50.0%以上）

③就労定着支援事業の利用者数

項 目	区 分	数 値	考え方
就労定着支援事業を利用した人数	【基準値】 （令和3年度）	3人	令和3年度に、就労定着支援事業を利用した人の数
	【目 標】 （令和8年度）	2人 （1.7倍）	令和8年度に、就労定着支援事業を利用した人の数 （1.41倍以上）

④就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合

項 目	区 分	数 値	考え方
一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合	【参考値】 （令和3年度）	100%	令和3年度に、7割以上の事業所数の割合
	【目 標】 （令和8年度）	100%	令和8年度に、7割以上の事業所数の割合 （25.0%以上）

■第7期計画等の活動指標

○就労移行支援の利用者数、利用日数	「第2章 1 障がい福祉サービスの見込み量」を参照。
○就労定着支援の利用者数	
○就労選択支援の利用者数（新規）	
○就労移行支援事業等（就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型）から一般就労への移行者数	成果指標①-2（就労移行支援）、①-3（就労継続支援A型）、①-4（就労継続支援B型）に準ずる。

5 障がい児支援の提供体制の整備等

■第6期計画等の実績

障がい児の支援について、国の指針は、令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置することなどを基本としました。

本町では、高幡圏域において児童発達支援センター設置に向けて協議を進めることなどを成果目標としました。

児童発達支援センターについては、高幡圏域で協議を進めてきましたが、令和5年度末までの設置にはいたらず、引き続き圏域での課題整理などを進めていきます。

障がい児通所サービス事業所が町内にないため、必要に応じて町外の事業所を利用するよう支援を行いました。

■第6期計画等の成果目標

目 標	目標値	実績値	考え方
児童発達支援センターの設置数	1 か所	0 か所	令和5年度末までの児童発達支援センターの設置数
保育所等訪問支援事業所数	1 か所	0 か所	令和5年度末までの保育所等訪問支援事業所数
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所数	1 か所	0 か所	令和5年度末までの重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所数
医療的ケア児支援について連携を図るための協議の場の設置	1 か所	0 か所	令和5年度末までに協議の場の設置
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置	配置	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

■第7期計画等の考え方

国の指針	《成果目標》 ■障害児に対する重層的な地域支援体制の構築に関する目標 ○令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。（※地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、障害福祉主管部局等が中心となって、中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備すること） ○令和8年度末までに、全ての市町村において障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。（新規） ■難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築に関する目標 （都道府県のみ） ○各都道府県は難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画を策定すること。 ○令和8年度末までに、各都道府県、また必要に応じて政令市において、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保や、新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築を推進すること。 ■重症心身障害児・医療的ケア児への支援に関する目標 ○令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。 ○各都道府県、各圏域又は各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。（新規） （都道府県のみ） ○令和8年度末までに、各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置すること。（新規） ■障害児入所施設からの円滑な移行調整に関する目標 （都道府県及び政令市） ○令和8年度末までに各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置することを基本とする。（新規） 《活動指標》 （都道府県・市町村） ○児童発達支援の利用児童数、利用日数。 ○放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数。 ○保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数。 ○居宅訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数。 ○障害児相談支援の利用児童数。 ○医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数。 （都道府県） ○都道府県における医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数。（新規） ○福祉型障害児入所施設の利用児童数。 ○医療型障害児入所施設の利用児童数。
-------------	--

四万十町の 方針	○児童発達支援センターは、令和８年度末までに共同設置に向け、引き続き高幡圏域で協議を進めます。 ○保育所等訪問支援事業所は、町内にないため、町外事業所を必要に応じて活用するとともに、児童発達支援センター設置協議のなかで拡充を図ります。 ○重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保は現段階で単独設置は難しく、高幡圏域で協議を進めます。 ○医療的ケア児支援のための連携協議の場については、引き続き、四万十町障害者自立支援協議会の子ども部会を活用します。また、医療的ケア児等に関するコーディネーターについても引き続き配置します。 ○活動指標については「第２章 ３ 障害児通所支援等に関するサービスの見込み量」に記載します。
-------------	--

■第７期計画等の成果目標

項 目	目 標	考え方
児童発達支援センターの設置数	１ か所	令和８年度末までの児童発達支援センターの設置数
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築（新規）	有	令和８年度末までに、全ての市町村において障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。（新規）
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所数	１ か所	令和８年度末までの重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所数
医療的ケア児支援について連携を図るための協議の場の設置	設置	令和５年度末までに協議の場の設置
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数	３ 人	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数

■第７期計画等の活動指標

「第２章 ３ 障がい児通所支援等に関するサービスの見込み量」参照。

6 相談支援体制の充実・強化等

■第6期計画等の実績

第6期計画から新規目標となった相談支援体制の充実・強化について、国の指針は、令和5年度末までに、市町村または圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの実施体制を確保することを基本としました。

本町では、町内2か所の相談支援事業所を基本とした障がい支援を継続することなどを成果目標としました。

町内2か所の相談支援事業所と連携し、相談支援体制の充実を図りました。また1名の相談支援専門員が主任相談支援専門員の資格を取り、各種連絡会などへの参加をしていただき相談支援の強化に努めました。

■第6期計画等の成果目標

目 標	目標値	実績値	考え方
相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの実施体制を確保	確保	確保	令和5年度末までに実施

■第6期計画等の活動指標

指標名	単位	計画			実績		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
総合的・専門的な相談支援の実施の有無	-	有	有	有	有	有	有
専門的な指導、助言件数	件/年	6	6	6	6	6	6
人材育成の支援件数	件/年	10	10	10	10	10	10
連携強化の取り組みの実施回数	回/年	6	6	6	6	6	6

■第7期計画等の考え方

国の指針	《成果目標》 ○令和8年度末までに各市町村において、基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）する。 ○基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。 ※基幹相談支援センターを設置するまでの間においても、各市町村において地域の相談支援体制の強化に努める。 ○協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。（新規） 《活動指標》 ○基幹相談支援センターの設置の有無。（新規） ○基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数、地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数、個別事例の支援内容の検証の実施回数。 ○基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数。（新規） ○協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）、参加事業者・機関数、協議会の専門部会の設置数及び実施回数（頻度）（新規）
四万十町の方針	○地域における相談支援体制の充実・強化を図るため、基幹相談支援センターの機能について十分に検討し、令和7年度末までの設置に向け検討を進めます。 ○総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担うとともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保します。 ○自立支援協議会において、個別事例の検討等を通じて抽出される課題を踏まえて地域の支援体制の整備の取組の活性化を図ります。

■第7期計画等の成果目標

項 目	目 標	考 え 方
基幹相談支援センターを設置	設置	令和7年度末までに設置 （複数市町村による共同設置可）
基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保	確保	令和7年度末までに実施
個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行う、この取組を行うための協議会の体制を確保（新規）	確保	令和7年度末までに実施（新規）

■第7期計画等の活動指標

指標名	単位	計画		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置の有無（新規）	-	無	有	有
専門的な指導、助言件数	件/年	6	6	6
人材育成の支援件数	件/年	10	10	10
連携強化の取り組みの実施回数	回/年	6	6	6
個別事例の支援内容の検証の実施回数（新規）	回/年	6	6	6
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数（新規）	人	0	1	1
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）（新規）	回/年	6	6	6
協議会の参加事業者・機関数（新規）	団体	3	3	3
協議会の専門部会の設置数（新規）	部会	2	2	2
協議会の専門部会の実施回数（頻度）（新規）	回/年	2	2	2

件/年は実施件数、回/年は実施回数

7 障がい福祉サービス等の質の向上を図る体制の構築

■第6期計画等の実績

第6期計画から新規目標となった障がい福祉サービス等の質の向上を図る体制の構築について、国の指針は、令和5年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みを実施する体制を構築することを基本としました。

本町では、職員の研修参加などを成果目標としました。

障がい福祉サービス等に係る研修会へ参加し、サービス提供体制の質の向上を図りました。また、審査結果については、必要に応じて事業所や関係自治体と連携を図り情報共有を行いました。

■第6期計画等の成果目標

目 標	目標値	実績値	考え方
サービスの質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築	構築	構築	令和5年度末までに実施

■第6期計画等の活動指標

サービス名	単位	計画			実績		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
障がい福祉サービス等に係る研修への参加人数	人/年	29	24	24	1	1	3
審査結果を共有する体制の有無	-	有	有	有	有	有	有
審査結果を共有する体制に基づく実施回数	回/年	12	12	12	12	12	12

人/年は参加人数、回/年は実施回数

■第7期計画等の考え方

国の指針	《成果目標》 ○令和8年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。 《活動指標》 ○都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数（市町村） ○都道府県による相談支援従事者研修（初任者・現任・主任）及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修（基礎・実践・更新）の修了者数（新規） ○都道府県による相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数（新規） ○障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数（市町村） ○都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数（都道府県、政令市、中核市）
四万十町の方針	○県や専門機関が実施する障がい福祉サービス等に係る研修へ適宜参加し資質の向上に努めます。 ○障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果については、必要に応じて事業所や関係自治体と連絡を取り合い、共有を行っているため、引き続きこの体制を継続していきます。

■第7期計画等の成果目標

項 目	目 標	考 え 方
サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制の構築	構築	令和8年度末までに実施

■第7期計画等の活動指標

指標名	単位	計画		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修への参加人数	人/年	2	2	2
審査結果を共有する体制の有無	-	有	有	有
審査結果を共有する体制に基づく実施回数	回/年	12	12	12

人/年は参加人数、回/年は実施回数



第2章 障がい福祉サービス等の見込み

1 障がい福祉サービスの見込み量

(1) 訪問系サービス

■サービスの内容

サービス名	内容
居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事等の介助をします。
重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事等の介助や外出時の移動の補助をします。
同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）や外出支援等を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助等をします。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が非常に高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

■サービス量の見込み

サービス名	単位	実績			計画		
		令和3年度 (令和4年3月)	令和4年度 (令和5年3月)	令和5年度 (令和5年7月)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間/月	210	151	162	150	146	150
	人/月	12	10	12	12	11	11
重度訪問介護	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
同行援護	時間/月	0	0	0	7	7	7
	人/月	0	0	0	1	1	1
行動援護	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
重度障害者等 包括支援	単位/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

時間/月は利用時間数、単位/月は利用単位数、人/月は利用者数

■見込み量の確保の方策

- 四万十町では重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援については利用できる事業所が少ないことやニーズが少なかったため、居宅介護のみの実績となっています。
- 居宅介護は、令和3年度から10～12人程度の利用があり、今後も現状程度の利用を見込みます。また、同行援護は実績につながりませんでした。利用のニーズがあったため、計画に1人程度の利用を見込んでいます。
- 訪問系サービスは、日常生活を営むうえで支障がある障がいのある人の居宅生活を支えるために、大変重要なサービスです。そのため、入所施設や精神科病院からの地域移行を見据えて、受け皿となる事業所の拡大を図るため、多様な事業所の参入を働きかけるとともに、サービスに関する情報提供に努め、利用者本位のサービス提供を推進できるよう、サービス量の確保に努めます。

(2) 日中活動系サービス

■サービスの内容

サービス名	内容
生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護等をします。
自立訓練 (機能訓練)	身体に障がいがあり、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間、身体機能の向上のために必要な訓練をします。
自立訓練 (生活訓練)	知的または精神に障がいがあり、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間、生活能力の向上のために必要な訓練をします。
就労選択支援	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。※令和7年度中の施行に向け、現在も国において内容を検討中です。
就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間、生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。
就労継続支援A型	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約に基づく就労の機会の提供や生産活動、その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。
就労継続支援B型	一般企業等での就労が困難な人に、就労の機会の提供や生産活動、その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人に、相談を通じて就業に伴う生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や、それに伴う課題解決に向けて必要となる支援をします。
短期入所	家で介護を行う人が病気等の場合、短期間、施設へ入所できます。
療養介護	医療の必要な障がい者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。

■サービス量の見込み

サービス名	単位	実績			計画		
		令和3年度 (令和4年3月)	令和4年度 (令和5年3月)	令和5年度 (令和5年7月)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日/月	1,480	1,504	1,410	1,435	1,410	1,444
	人/月	71	70	72	72	70	72
うち重度障がい者	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (機能訓練)	人日/月	23	0	23	23	22	23
	人/月	1	0	1	1	1	1
自立訓練 (生活訓練)	人日/月	21	0	0	0	0	0
	人/月	1	0	0	0	0	0
就労選択支援 (新規)	人日/月					3	3
	人/月					3	3
就労移行支援	人日/月	22	22	23	10	10	10
	人/月	1	1	2	1	1	1
就労継続支援 A型	人日/月	134	113	84	88	86	87
	人/月	6	5	4	4	4	4
就労継続支援 B型	人日/月	1,552	1,533	1,362	1,383	1,403	1,427
	人/月	86	86	82	83	84	85
就労定着支援	人/月	2	2	2	2	2	2
短期入所	人日/月	53	68	17	22	21	22
	人/月	6	4	3	3	3	3
うち重度障がい者	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
療養介護	人/月	6	6	6	6	6	6

人日/月は利用日数、人/月は利用者数

■見込み量の確保の方策

- 生活介護は、毎年度 70 人程度が利用しています。今後も現状程度の実績を見込みます。
- 自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）は、毎年度 1 人が利用しています。今後も現状程度の利用を見込みます。
- 新規の事業となる就労選択支援は、令和 7 年度・8 年度にそれぞれ 3 人を見込みます。
- 就労移行支援は、毎年度 1～2 人が利用しています。今後も現状程度の利用を見込みます。
（注：障がい者等のニーズは、特別支援学校卒業者等、休職者で復職を希望する者、新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数を含む）
- 就労継続支援 A 型は、毎年度 4～6 人が利用しています。今後も現状程度の利用を見込みます。
（注：地域の雇用情勢等を勘案する）
- 就労継続支援 B 型は、毎年度 84～86 人が利用しています。今後も就労ニーズの高まりや特別支援学校卒業生の新規利用等を踏まえ、利用者の増加を見込みます。
- 就労定着支援は、毎年度 2 人が利用しています。今後も現状程度の利用を見込みます。
- 短期入所は、毎年度 3～6 人が利用しています。今後も現状程度の利用を見込みます。
- 療養介護は、毎年度 6 人が利用しています。今後も現状程度の利用を見込みます。
- サービスの確保方策については、各サービスの利用見込みに適切に対応できるよう、サービス提供事業所の適正な配置や受け入れ枠の拡充に向け、近隣市町及び事業者との調整に努めながら、サービス提供体制を確立させていきます。

(3) 居住支援・施設系サービス

■サービスの内容

サービス名	内容
共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営む人に、住居の相談や日常生活上の援助をします。
施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護等をします。
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用していた人で一人暮らしを希望する人等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

■サービス量の見込み

サービス名	単位	実績			計画		
		令和3年度 (令和4年3月)	令和4年度 (令和5年3月)	令和5年度 (令和5年7月)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助	人/月	37	34	34	33	33	33
うち重度障がい者	人/月	0	0	0	0	0	0
施設入所支援	人/月	61	61	61	61	60	58
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0

人/月は利用者数

■見込み量の確保の方策

- 共同生活援助は、令和3年度に 37 人の利用がありましたがその後減少しており、今後も現状程度の利用を見込んでいます。福祉施設から地域生活への移行も図りつつ、今後整備計画のある法人等に対しては情報提供を行いながら整備促進を図っていきます。
- 自立生活援助は、これまで利用がありません。県内でみても利用可能な事業所がほぼないことや、ニーズがないことから今後も利用見込みは想定していません。(注：障がい者等のニーズは、単身である障がい者の数・居住している家族による支援を受けられない障がい者の数を見込む)

(4) 相談支援

■ サービスの内容

サービス名	内容
計画相談支援	障がいのある人の心身の状況や環境、サービス利用等の意向を聞き取り、その人に合ったサービス利用の計画を作成します。
地域移行支援	施設入所者または精神科病院に入院している人に対して、住居の確保や地域生活に移行するための相談等の支援をします。
地域定着支援	単身等で生活する障がいのある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急の事態に相談等の必要な支援をします。

■ サービス量の見込み

サービス名	単位	実績			計画		
		令和3年度 (令和4年3月)	令和4年度 (令和5年3月)	令和5年度 (令和5年7月)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	39	31	38	39	37	38
地域移行支援	人/月	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	人/月	0	0	0	1	1	1

人/月は利用者数

■ 見込み量の確保の方策

- 計画相談支援は、ひと月 30～40 人程度が利用しています。今後も現状程度を見込みます。
- 地域移行支援、地域定着支援は、これまで利用者がありません。今後は入院中の精神障がい者の地域移行を想定し、利用者を見込みます。(注：地域定着支援のニーズは、単身である障がい者の数・居住している家族による支援を受けられない障がい者の数を見込む)
- サービスの確保方策については、一人ひとりの心身の状況や生活環境等を勘案して最適なサービスを提供するために、近隣市町及び事業者との調整や相談支援を行う人材の確保に努めながら、サービス提供体制を確立させていきます。

2 地域生活支援事業の見込み量

必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。

■サービス量の見込み

サービス名	単位	実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業の有無	-	有	有	有	有	有	有

■見込み量の確保の方策

今後も障がいのある人の不安を解消し、共生・共助の社会づくりを推進するため、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を実施します。

(2) 自発的活動支援事業

障がいのある人やその家族、地域住民等が地域で自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）を支援します。

■サービス量の見込み

サービス名	単位	実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業の有無	-	有	有	有	有	有	有

■見込み量の確保の方策

ボランティア団体等への委託や自立支援協議会等により、事業を実施しています。今後も民間団体や事業者等と一体となってイベントを行う等、活動を支援していきます。

(3) 相談支援事業

障がいのある人やその保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。

■サービス量の見込み

サービス名	単位	実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	か所	2	2	2	2	2	2
住宅入居等支援事業の有無	-	無	無	無	有	有	有

■見込み量の確保の方策

障害者相談支援事業は、町内2か所の委託相談支援事業所により、障がいのある人の立場に立った相談支援に努めます。住宅入居等支援事業については、当事者のニーズとともに広域支援も踏まえつつ検討します。

(4) 成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な障がいのある人の金銭管理や障がい福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるよう、成年後見制度の利用を支援します。また、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる人に対して、必要となる経費のすべてまたは一部を補助します。

■サービス量の見込み

サービス名	単位	実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	件	1	2	2	2	3	3

■見込み量の確保の方策

令和4、5年度にそれぞれ2件の利用があり、今後も成年後見制度の利用促進を踏まえ、利用者増で見込んでいます。

障がいのある人の必要な援助として権利擁護の取り組みを推進しつつ、成年後見制度の周知を図ります。また、成年後見制度の利用困難者に経済面から補助を行い、制度の利用を促進します。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。

■サービス量の見込み

サービス名	単位	実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見支援事業の有無	-	無	無	無	有	有	有

■見込み量の確保の方策

町内ではしまんと町社会福祉協議会が法人後見を実施しています。今後増加が見込まれる法人後見へのニーズに対応できるよう、連携して支援体制を構築していきます。

(6) 意思疎通支援事業

■サービスの内容

サービス名	内容
手話通訳者派遣事業	手話や要約筆記を必要とする聴覚障がい者を対象に、手話通訳者を派遣することで、意思の疎通と社会参加を支援する事業です。
要約筆記者派遣事業	手話や要約筆記を必要とする聴覚障がい者を対象に、要約筆記者を派遣することで、意思の疎通と社会参加を支援する事業です。

■サービス量の見込み

サービス名	単位	実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣事業	利用者数 (実人数)	5	5	4	5	5	5
要約筆記者派遣事業	派遣回数	1	2	2	2	2	2

■見込み量の確保の方策

手話通訳者派遣事業は、毎年度5人が利用しています。今後も現状程度の利用を見込みます。

要約筆記者派遣事業は、個人への派遣実績はなく、毎年開催されるイベントに年2回派遣しています。今後もイベントへの派遣を見込みます。

今後も利用ニーズに応えられるよう、手話通訳及び要約筆記登録者の確保と質の向上に取り組めます。

(7) 日常生活用具給付等事業

障がいのある人等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付または貸与します。

■ サービスの内容

サービス名	内容
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等
自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障害者用屋内信号装置等
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計等
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障害者用情報受信装置等
排泄管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつ等
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障がいのある人の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

■ サービス量の見込み

サービス名	単位	実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件	1	0	0	0	0	0
自立生活支援用具	件	1	2	2	2	2	3
在宅療養等支援用具	件	0	4	2	2	2	2
情報・意思疎通 支援用具	件	5	2	3	3	3	3
排泄管理支援用具	件	596	473	440	498	497	496
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	0	1	0	0	0	0
合計	件	603	482	447	505	504	504

■ 見込み量の確保の方策

日常生活用具給付等事業は、サービスや年度によって増減はあるものの、一定の利用があります。

今後も障がいのある人の日常生活の便宜を図り、在宅生活をより円滑に過ごすことができるよう、利用者のニーズを把握するとともに、日常生活用具に関する情報提供の充実に努め、必要な日常生活用具の給付を引き続き行います。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者等とのコミュニケーションの支援のため、手話奉仕員や要約筆記奉仕員を養成するための研修を定期的実施することで、障がい者の社会参加と交流を促進します。

■サービス量の見込み

サービス名	単位	実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業（修了者数）	人	0	0	13	13	10	10

■見込み量の確保の方策

令和5年度に厚生労働省が定めたカリキュラムによる前期（入門編）の手話奉仕員養成講座を開催し、修了者数13人の実績となっています。令和6年度には引き続き後期（基礎編）の講座を開催します。

(9) 移動支援事業

屋外での移動を伴う心身障がい者・児に対して、地域での自立した生活や社会参加を促すために、外出に必要な支援を行います。

■サービス量の見込み

サービス名	単位	実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	人/月	2	2	4	4	4	4
	時間/年	42	61	84	84	84	84

■見込み量の確保の方策

令和4年度まで2人の実績でしたが、令和5年度には4人の利用がありました。今後は利用実績を踏まえて、毎年度4人と見込みます。

障がいのある人の障がい特性やニーズに対応できるサービス提供事業者の参入の促進に努めます。

(10) 地域活動支援センター、あったかふれあいセンター

障がいのある人の創作的活動・生産活動の機会を提供し、社会との交流を促進し、自立した生活を支援します。また、「あったかふれあいセンター事業」により、交流活動を促進します。

■サービス量の見込み

サービス名	単位	実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援 センター基礎 的事業	か所	1	1	1	1	1	1
	人/年	808	780	760	760	760	760
あったかふれ あいセンター 事業	か所	3	3	3	3	3	3
	人/年 (障がい分)	707	637	600	600	600	600

■見込み量の確保の方策

地域活動支援センターは1か所、あったかふれあいセンターは3か所で実施しています。

令和3年度は利用者数（延べ）700人を超える実績がありましたが、以降減少しています。

両センターともに今後も現状程度の利用を見込み、利用者の状況に応じた活動の機会の提供や交流活動の継続を図ります。

任意事業

(11) その他事業

①訪問入浴サービス事業

訪問による居宅での入浴サービスや送迎による施設での入浴サービスを提供することにより、身体の清潔の保持や心身機能の維持を図ります。

■サービス量の見込み

サービス名	単位	実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴 サービス事業	か所	2	2	2	2	2	2
	人/月	0	0	0	0	0	0

■見込み量の確保の方策

令和5年度まで利用はありませんが、福祉施設からの地域生活への移行を推進するうえで、今後も社会福祉協議会による事業を継続して実施します。

②日中一時支援事業

障がいのある人の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を図るとともに、障がいのある人の日中における活動の場を確保する事業です。

■サービス量の見込み

サービス名	単位	実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援 事業	か所	2	2	2	2	2	2
	人/月	1	2	1	1	1	1

■見込み量の確保の方策

令和3年度から令和5年度は月平均1～2人が利用しています。今後も現状程度の利用を見込みます。

障がい児・者の日中に活動する場を確保し、家族の就労支援、休息やリフレッシュ等のために利用できるよう、サービス提供事業者の育成と確保に努めます。

③生活訓練等事業

日常生活上必要な訓練・指導等を実施します。

■サービス量の見込み

サービス名	単位	実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活訓練等事業	回/年	77	32	30	30	30	30
	人/年	113	82	80	80	80	80

■見込み量の確保の方策

令和3年度には年間延べ100人を超える利用がありましたが、以降利用者は減少しています。

今後も利用ニーズを把握しながら一定程度の利用を見込み、生活の質の向上を図るために事業を実施します。

④成年後見制度普及啓発事業

成年後見制度の普及啓発を目的に、本人と家族への支援から考える親なき後のサポートとして、成年後見制度利用促進のための普及啓発を行います。

■サービス量の見込み

サービス名	単位	実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度 普及啓発事業 による講演会 の実施	回/年	0	1	1	1	1	1

■見込み量の確保の方策

令和4年から毎年実施するように計画しています。今後も引き続いて成年後見制度の普及啓発に努めるよう講演会の実施に向けた取り組みを行っていきます。

⑤自動車運転免許取得・改造助成事業

障害者手帳等を所持し、就労等社会活動への参加のため運転免許を取得しようとする方に免許取得に要した費用の一部を助成しています。

また、重度身体障がい者が社会参加等のため自らが所有し、運転する自動車のハンドル・ブレーキ・アクセルなどを改造する場合に、その費用の一部を助成しています。

■サービス量の見込み

サービス名	単位	実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車運転免許取得・改造助成事業	助成件数	0	1	1	2	2	2

■見込み量の確保の方策

令和4、5年度は運転免許取得で各1件の実績となっています。今後も各年度、運転免許取得1件・自動車改造助成1件の利用を見込みます。また、事業の周知等にも努めていきます。

3 障害児通所支援等に関するサービスの見込み量

「障害児福祉計画」の策定が義務づけられたことにより、児童福祉法に基づくサービスの見込み量を設定します。

(1) 発達障がい児支援

■サービスの内容

サービス名	内容
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講	○ペアレントトレーニングは、環境調整や子どもへの肯定的な働きかけを学び、保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動の促進と不適切な行動の改善を目的としたプログラムです。 ○ペアレントプログラムは、子どもの行動修正までは目指さず、「保護者の認知を肯定的に修正すること」に焦点を当てた簡易的なプログラムです。
ペアレントメンター養成	発達障がいのある子どもを育てた経験のある親であり、同じ親の立場で良き相談相手となれる人のことです。
ピアサポート活動	ピアサポートは、同じ困難さを抱える、あるいは困難な立場にある人々が互いに支え合うことです。

■サービス量の見込み

サービス名	単位	実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレント トレーニングの受講者数（保護者）	人/年	1	0	0	3	3	3
同 実施者数（支援者）	人/年	0	0	0	5	5	5
ペアレント プログラムの受講人数（保護者）	人/年	1	0	0	3	3	3
同 実施者数（支援者）	人/年	0	0	0	5	5	5
ペアレントメンターの人数（隔年研修）	人/年	0	0	0	2	2	2
ピアサポート活動への参加人数	人/年	0	0	0	8	8	8

人/年は利用者数

■見込み量の確保の方策

発達障がい児への支援ニーズの拡大に伴い、本町における実態把握や利用ニーズを把握しながら、自主グループの活動支援や、自立支援協議会研修会等を活用し、人材の育成を図ります。

(2) 障害児通所支援等

■サービスの内容

サービス名	内容
児童発達支援	障がいのある児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある児童に対して、医療型児童発達支援センター等の指定発達支援医療機関において児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児に対して、放課後や長期休暇中に生活能力向上のために必要な訓練等を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を利用している障がい児に対して、障がい児施設等で指導経験のある児童指導員、保育士による訪問指導を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等で障害児通所支援を利用することが著しく困難な障がい児に対して、居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援	障がい児が障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス等）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。
医療的ケア児に対するコーディネーター	医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、適切な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域の課題整理や地域資源の開発等を行いながら地域づくりを推進する役割を担うコーディネーターとして相談支援専門員等を養成し、配置します。

■サービス量の見込み

サービス名	単位	実績			計画		
		令和3年度 (令和4年3月)	令和4年度 (令和5年3月)	令和5年度 (令和5年7月)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日/月	2	2	5	7	7	7
	人/月	1	2	4	5	5	5
医療型児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人日/月	26	21	3	22	22	22
	人/月	3	4	1	3	3	3
保育所等訪問支援	人日/月	4	6	5	7	8	9
	人/月	4	6	5	7	8	9
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人/月	4	5	4	6	8	10

人日/月は利用日数、人/月は利用児童数

サービス名	単位	実績			計画		
		令和3年度 (令和4年3月)	令和4年度 (令和5年3月)	令和5年度 (令和5年7月)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	2	2	2	3	3	3

■見込み量の確保の方策

- 児童発達支援は、近年利用者が増加し、4人が利用しています。児童発達支援サービスへ早期につながるよう発達の気になる子への支援を重点に行い、今後も現状程度の利用を見込みます。
- 放課後等デイサービスは、毎年度2～3人が利用しており、今後も現状程度の利用を見込みます。近隣に事業所はありませんが、事業所が遠くても利用できるよう、今後も福祉と教育のつながりや連携を図ります。
- 保育所等訪問支援は、今後も利用増加を見込みます。今後は児童発達支援と連携して月1～2回の保育所等訪問を想定し、利用可能な事業所の確保に努めます。
- 障害児相談支援は、4～5人が利用しており、サービス利用の増加見込みにともない、利用増加を見込みます。
- 医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援は、これまで利用はなく、今後も利用は想定しませんが、療育の必要な子どもやその家族が抱える子どもの発達への不安に対応し、近隣市町及び事業者との調整に努めながら、サービス提供体制を確立させていきます。
- 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置については、対象となる医療的ケア児の把握に努めつつ、自立支援協議会子ども部会を協議の場とし、さらなる体制整備を進めます。
- なお、サービス量の見込みは、障がい児等のニーズ、重症心身障がい児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズを含めて勘案します。

(3) その他の障がい児サービス等

■ サービスの内容

サービス名	内容
障害児長期休暇支援事業 (すまいるクラブ)	学校等の長期休暇期間中に地域において障がい児の援助を行うことにより、障がい児及びその保護者の地域生活を支援します。

■ サービス量の見込み

サービス名	単位	実績			計画		
		令和3年度 (令和4年3月)	令和4年度 (令和5年3月)	令和5年度 (令和5年7月)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児長期休暇支援事業	人 (登録者)	4	6	7	6	6	6
	人/年	80	141	225	185	199	214

■ 見込み量の確保の方策

四万十町では現在委託により、長期休暇支援事業を行っています。今後も家族の就労支援や休息・リフレッシュ等のために利用できるよう、支援者の確保に努め、障がい児の日中活動が行える場を確保します。

資料編

1 町内の社会資源について

(1) 障がい福祉サービス事業所

①指定相談支援事業所

事業所	電話番号	事業所の所在地
相談支援事業所 わらわ	0880-29-0015	四万十町東町4-10
しまんと町社協 相談支援事業所	0880-22-1195	四万十町茂串町11-30

②居宅介護事業所

事業所	電話番号	事業所の所在地
社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会 指定居宅支援事業所 くぼかわ	0880-22-1195	四万十町茂串町11-30
社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会 指定居宅支援事業所 せいぶ	0880-27-1177	四万十町大正32-1

③短期入所事業所

事業所	電話番号	事業所の所在地
障害者支援施設 オイコニア	0880-22-8382	四万十町仁井田字倉木462
小規模多機能ホーム 香月	0880-22-5666	四万十町香月が丘7-30

④グループホーム

事業所	電話番号	事業所の所在地
グループホーム 笑和	0880-29-0015	四万十町東町4-10

⑤障害者支援施設（施設入所支援）

事業所	電話番号	事業所の所在地
障害者支援施設 オイコニア	0880-22-8382	四万十町仁井田字倉木462

⑥生活介護

事業所	電話番号	事業所の所在地
障害者支援施設 オイコニア	0880-22-8382	四万十町仁井田字倉木 462
デイサービスセンター緑林荘	0880-22-2181	四万十町仕出原 496-1
リハ・トレススタジオ リポート	0880-29-6067	四万十町本町 2-10
リハデイサービス フィット	0880-29-6112	四万十町琴平町 3-8
小規模多機能ホーム 香月	0880-22-5666	四万十町香月が丘 7-30
デイサービスセンター百年荘	0880-27-1177	四万十町大正 32-1
デイサービスセンターこいのぼり	0880-28-5331	四万十町昭和 470-6
デイサービスセンターひだまり	0880-29-1051	四万十町昭和 41-1

⑦就労継続支援（A型・B型・就労定着）

事業所	事業	運営主体	電話番号	事業所の所在地
作業所 由菜の里	継続 B	特定非営利活動法人 由菜の里	0880-22-3702	四万十町 北琴平町 4-8
就労継続支援B型 事業所 あさぎり	継続 B	(福) さくら 福祉事業会	0880-22-4638	四万十町 茂串町 1-14
就労継続支援B型 事業所 やまびこ	継続 B		0880-29-4777	四万十町大正 190
就労継続支援多機 能型事業所 しまんと創庫	継続 A	(有) 西宮物産	0880-22-3741	四万十町神ノ西 1229-2
	継続 B			
	就労 定着			

⑧自立訓練（生活訓練）

事業所	電話番号	事業所の所在地
デイサービスセンター さくら貝	0880-25-0888	四万十町興津 2520-1

(2) 地域交流の場

① あったかふれあいセンター

あったかふれあいセンターとは、子どもから高齢者まで、年齢や障がいの有無に関わらず、誰もが気軽に集える場所として、介護予防体操や健康体操、障がいのある人の就労支援、地域に出向いてのサロン活動等、様々な取り組みを行っている地域福祉の拠点です。センターの利用は無料です。（一部、運動器具利用の際等は有料の場合があります。）

名称	運営主体	実施場所・問い合わせ先
あったかふれあいセンター くぼかわ	株式会社 アクトワン	四万十町琴平町 3-8 TEL：0880-29-6112
あったかふれあいセンター やまびこ	(福) さくら福祉事業会	四万十町大正 190 TEL：0880-29-4888
あったかふれあいセンター 十和	特定非営利活動法人 さわやか四万十	四万十町昭和 502-2 TEL：0880-28-5166

ぜひ一度、お気軽にお立ち寄りください。（送迎については、各センターにお問い合わせください。）

② 障がい者の交流、生きがいづくり

名称	活動内容	実施場所・問い合わせ先
地域活動支援センター やまびこ	地域で生活する障がいのある人に、状況に応じて創作活動や生産活動の機会を提供	四万十町大正 190 TEL：0880-29-4888
ほっとサロン (窪川・大正・十和)	月に1～2回程度、障がいのある人や家族等が参加し、学習会、調理実習、創作活動等を開催	窪川・大正・十和地域（3か所） 四万十町（健康福祉課・町民生活課） 本庁：0880-22-3115 大正町民生活課：0880-27-0112 十和町民生活課：0880-28-5112

(3) 当事者団体や家族会

名称	活動内容	事務局・問い合わせ先
四万十町障害者連盟	会員相互の親睦を深め、障がい者福祉の増進、地域福祉の推進を目的に、各種親睦行事、研修会等を行っている。	しまんと町社会福祉協議会 TEL：0880-22-1195
四万十町家族会 ほほえみ (精神障害者家族会)	当事者家族の悩みや相談事等、なんでも話し合える集いの場を定期的に開催している。	NPO 法人由菜の里 TEL：0880-22-3702
認知症家族の会	認知症の人を介護している家族、介護経験者等の交流や勉強会等を行い、在宅介護を支援する。	四万十町地域包括支援センター TEL：0880-22-3385 四万十町地域包括支援センター大正支所 TEL：0880-27-1212 四万十町地域包括支援センター十和支所 TEL：0880-28-5518
発達障がい児親の会 「カーネーション」	自閉症の子を持つ親同士で情報交換や、親の持つ悩みの共有等を行い、サービスにつなげるための会を2か月に1回定期的に開催している。	四万十町役場健康福祉課 TEL：0880-22-3115
窪川断酒会	当事者・家族による断酒継続のための自主グループミーティング。 年末年始を除く第2、第4土曜日 19：00～21：00 四万十町役場東庁舎2階第2会議室	四万十町折合 12 西村 方博 TEL：0880-22-1273
ひきこもり親の会	ひきこもりの状態にある子どもの親や家族がつどい、共通の問題や悩みを語り合う場所。 奇数月第3土曜日 10：00～12：00	しまんと町社会福祉協議会 TEL：0880-22-1195 0880-28-5331

2 アンケート調査からの意見

(1) アンケート調査の概要

本調査は、障がいのある皆さまや障がいをお持ちのお子さまの保護者の方の実情やニーズを把握すること、障がい福祉分野で活動している皆さまの活動の状況や障がいのある方に関係する取り組みや考えをお聞かせいただくため実施しました。

<当事者調査>

調査の対象者：18歳未満アンケート（保護者の方） 33人

18歳以上アンケート（ご本人） 396人

調査の期間：令和4年11月16日（水）～令和4年12月7日（水）

調査の方法：郵送による配付・郵送による回収

配付・回収数：下記の通り

調査区分	配付数	有効回収数	有効回収率
18歳未満	33件	20件	60.6%
18歳以上	396件	207件	52.3%

<関係団体・事業所調査>

調査対象者：町内障がい者関係団体、町内サービス提供事業所

調査期間：令和4年11月16日（水）～令和4年12月7日（水）

調査方法：郵送による配付・回収

調査区分	配布数	有効回収数	有効回収率
関係団体	9件	7件	77.8%

団体名	配布数	有効回収数	有効回収率
・四万十町身体障害者連合会 ・四万十町家族会ほほえみ ・要約筆記ボランティア「コスモス」 ・D○ネットワーク ・くぼかわボランティア連絡協議会	9件	7件	77.8%

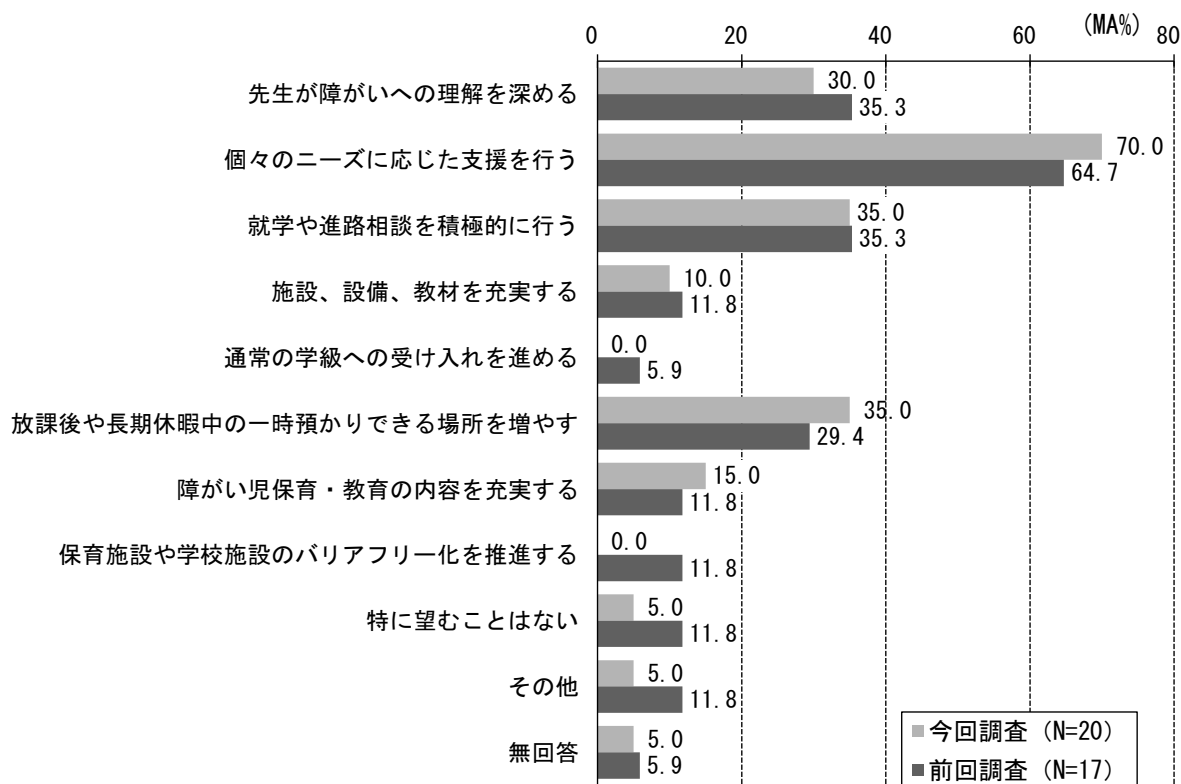
調査区分	配布数	有効回収数	有効回収率
町内事業所	9件	6件	66.7%

団体名	配布数	有効回収数	有効回収率
・社会福祉法人しまんと町福祉協議会 指定居宅支援事業所くぼかわ ・社会福祉法人しまんと町福祉協議会 指定居宅支援事業所せいふ ・障害者支援施設 オイコニア ・就労継続支援B型事業所 由菜の里	9件	6件	66.7%

(2) 18 歳未満アンケート（保護者）調査結果

問 お子さんの通学先に希望することはありますか。（3つまで○）

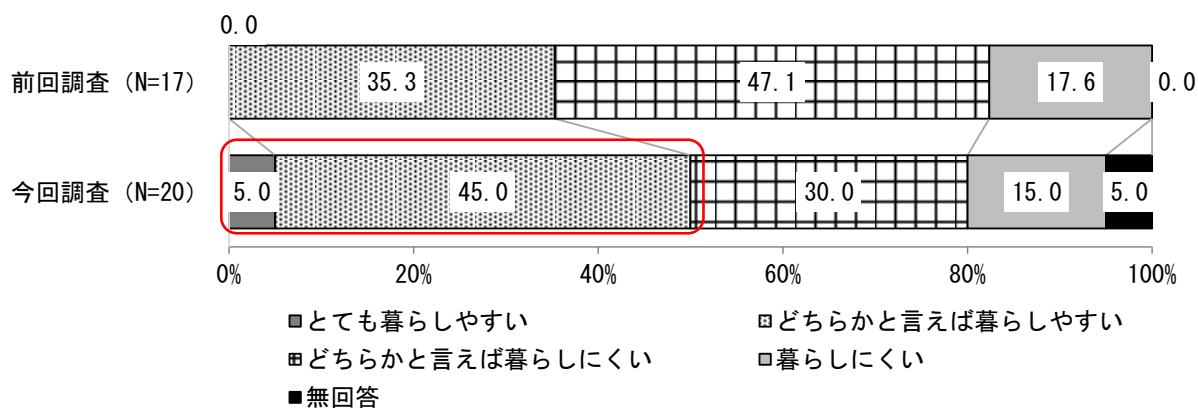
お子さんの通学先に希望することについて、「個々のニーズに応じた支援を行う」（70.0%）が最も高く、「就学や進路相談を積極的に行う」（35.0%）、「放課後や長期休暇中の一時預かりできる場所を増やす」（35.0%）が続きます。



問 あなたは、障がいのある子どもや保護者にとって、四万十町は暮らしやすいまちだと思いますか。（1つに○）

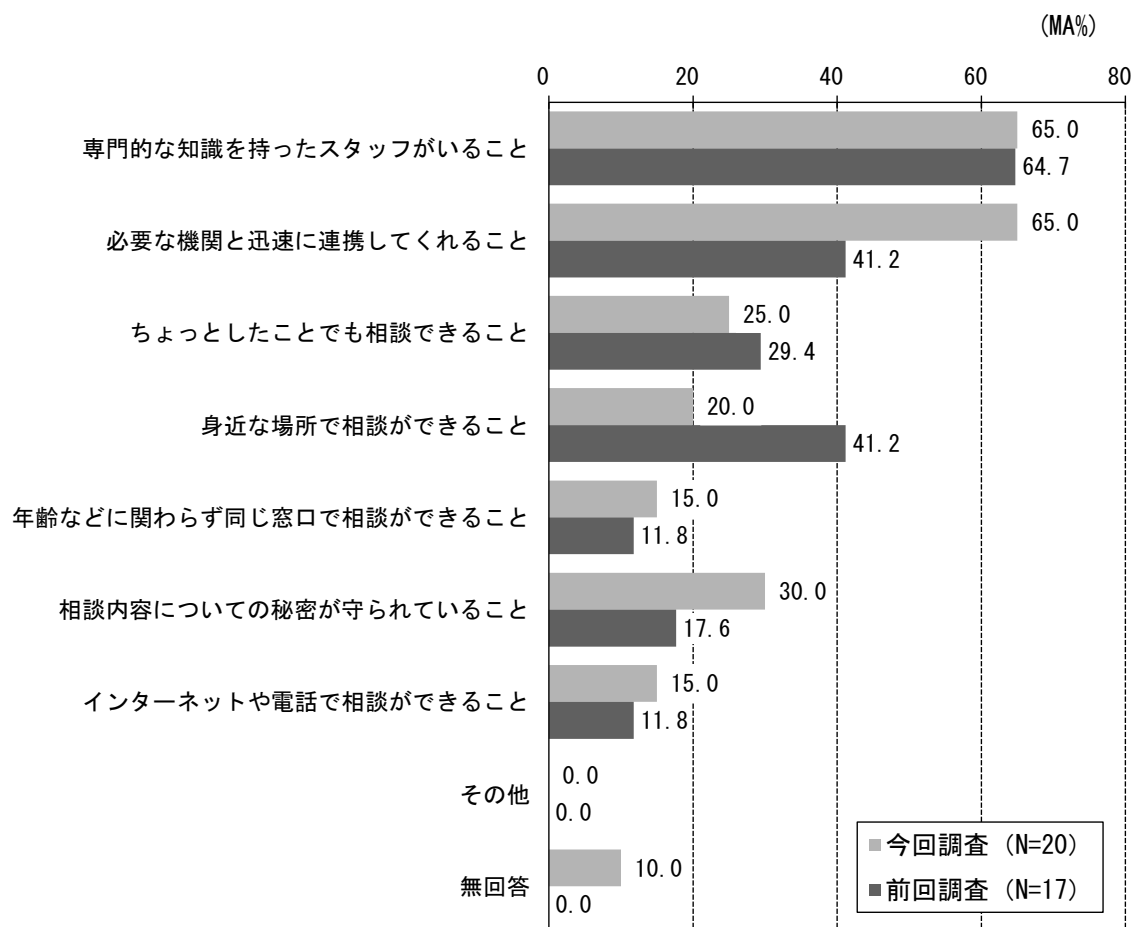
障がいのある子どもや保護者にとって、四万十町は暮らしやすいまちだと思うかについて、「どちらかと言えば暮らしやすい」（45.0%）が最も高く、「どちらかと言えば暮らしにくい」（30.0%）、「暮らしにくい」（15.0%）が続きます。

『暮らしやすい』（「とても暮らしやすい」＋「どちらかと言えば暮らしやすい」の合計）は50.0%となっています。



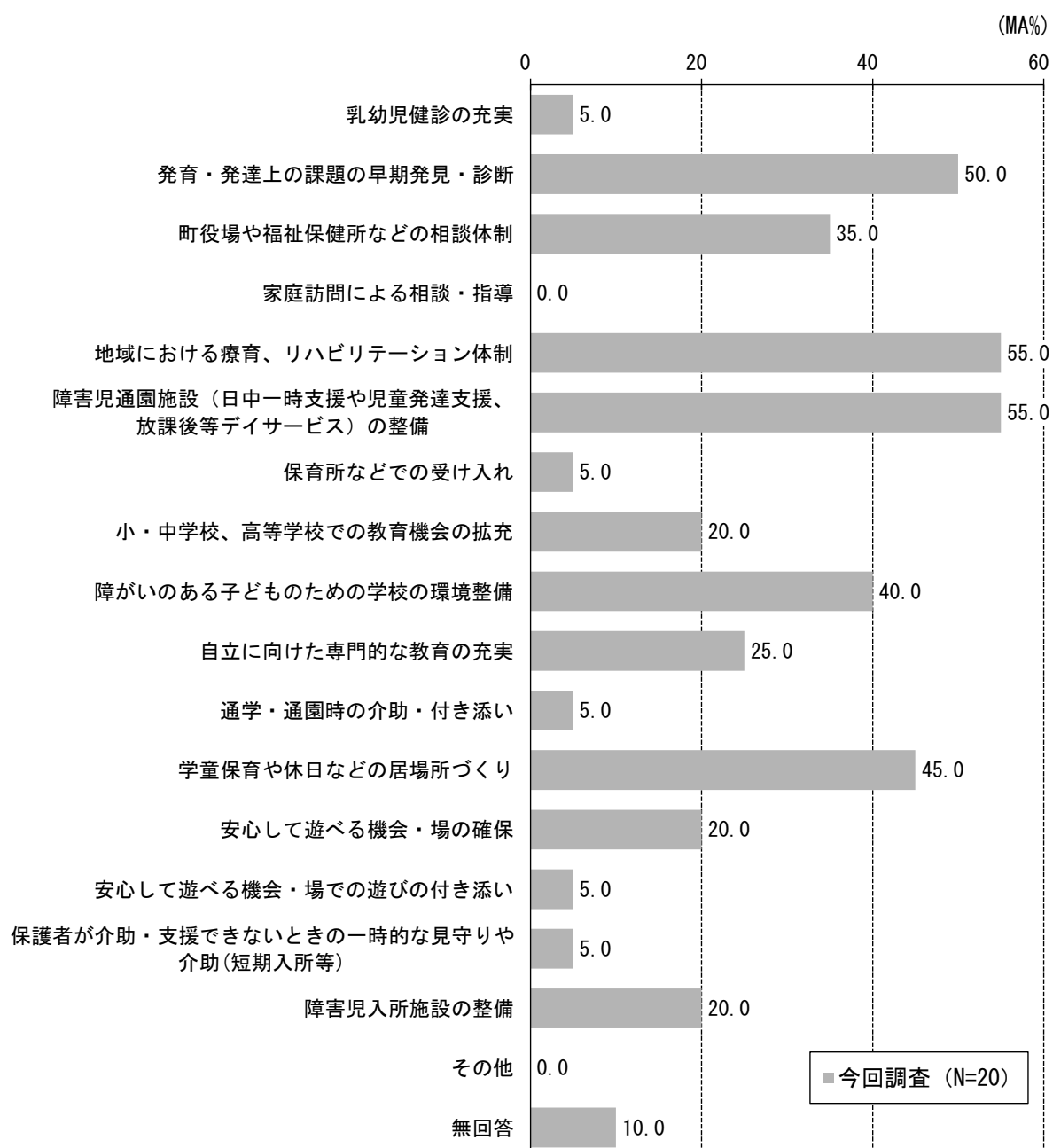
問 相談機関に期待することは何ですか。（3つまで○）

相談機関に期待することについて、「専門的な知識を持ったスタッフがいること」（65.0%）と「必要な機関と迅速に連携してくれること」（65.0%）が最も高く、「相談内容についての秘密が守られていること」（30.0%）が続きます。



問 障がいのある子どものための施策やサービスなどで、特に充実が必要と思うものは何ですか。
(主にあてはまるもの5つまで○)

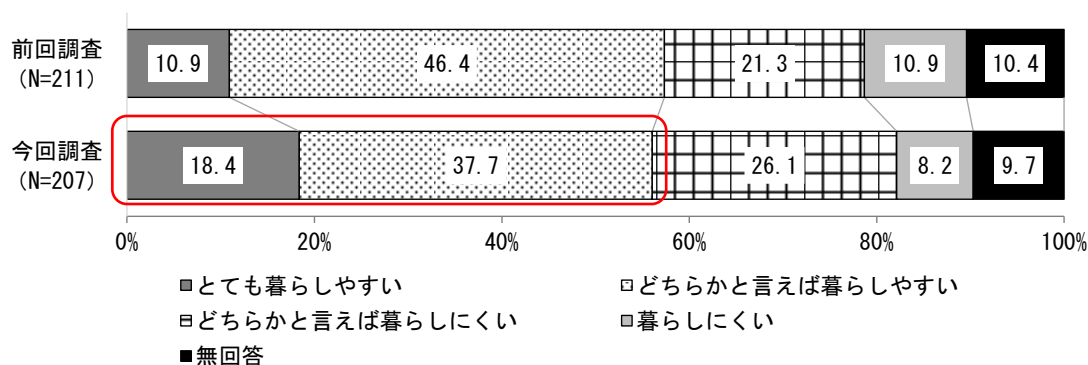
障がいのある子どものための施策やサービスなどで特に充実が必要と思うものについて、「地域における療育、リハビリテーション体制」(55.0%)と「障害児通園施設(日中一時支援や児童発達支援、放課後等デイサービス)の整備」(55.0%)が最も高く、「発育・発達上の課題の早期発見・診断」(50.0%)が続きます。



(3) 18 歳以上アンケート調査結果

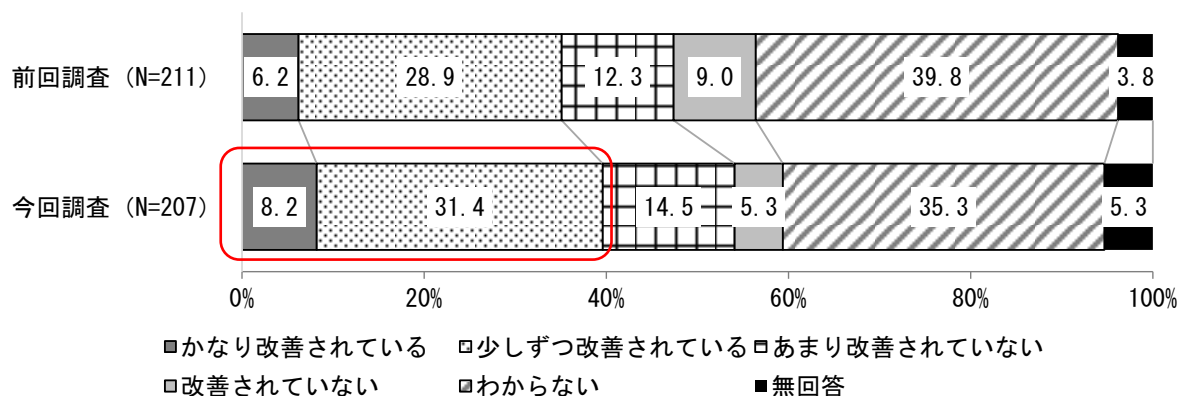
問 障がいのある人にとって、四万十町は暮らしやすいまちだと思いますか。(1つに○)

障がいのある人にとって四万十町は暮らしやすいまちだと思うかについて、「どちらかと言えば暮らしやすい」(37.7%)が最も高く、「どちらかと言えば暮らしにくい」(26.1%)、「とても暮らしやすい」(18.4%)が続きます。『暮らしやすい』(「とても暮らしやすい」+「どちらかと言えば暮らしやすい」の合計)は56.1%となっています。



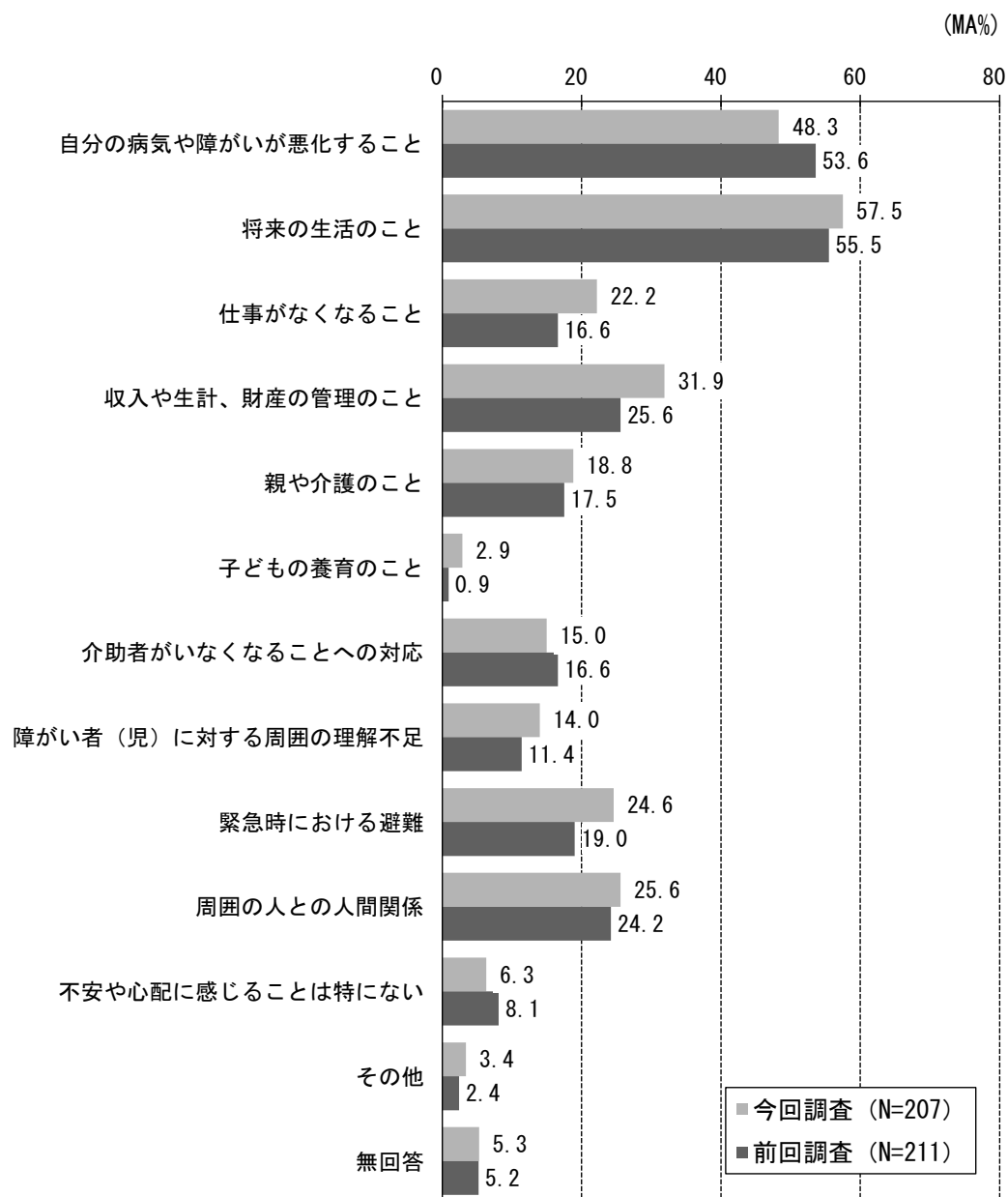
問 およそ5～10年前と比べて、障がいのある人に対する差別や偏見は改善されてきたと思いますか。(1つに○)

およそ5～10年前と比べて障がいのある人に対する差別や偏見は改善されてきたと思うかについて、「わからない」(35.3%)が最も高く、「少しずつ改善されている」(31.4%)、「あまり改善されていない」(14.5%)が続きます。『改善されたと思う』(「かなり改善されている」+「少しずつ改善されている」の合計)は39.6%、『改善されたと思わない』(「あまり改善されていない」+「改善されていない」の合計)は19.8%となっています。



問 現在または将来、不安や心配に感じていることはありますか。(あてはまるものすべてに○)

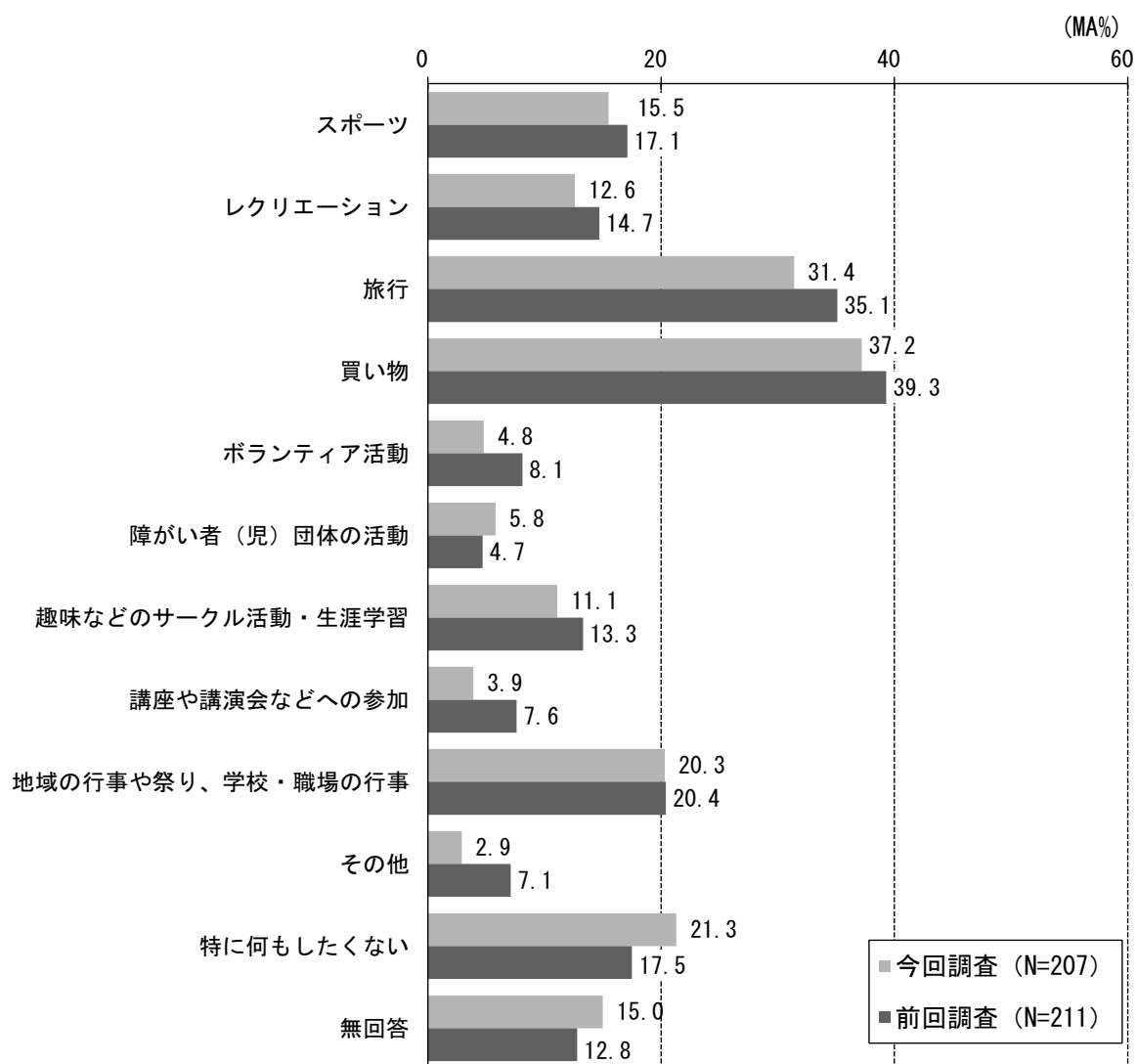
現在または将来、不安や心配に感じていることについて、「将来の生活のこと」(57.5%)が最も高く、「自分の病気や障がいが悪化すること」(48.3%)、「収入や生計、財産の管理のこと」(31.9%)が続きます。



問 今後、どのような活動をしたいと思いますか。（あてはまるものすべてに○）

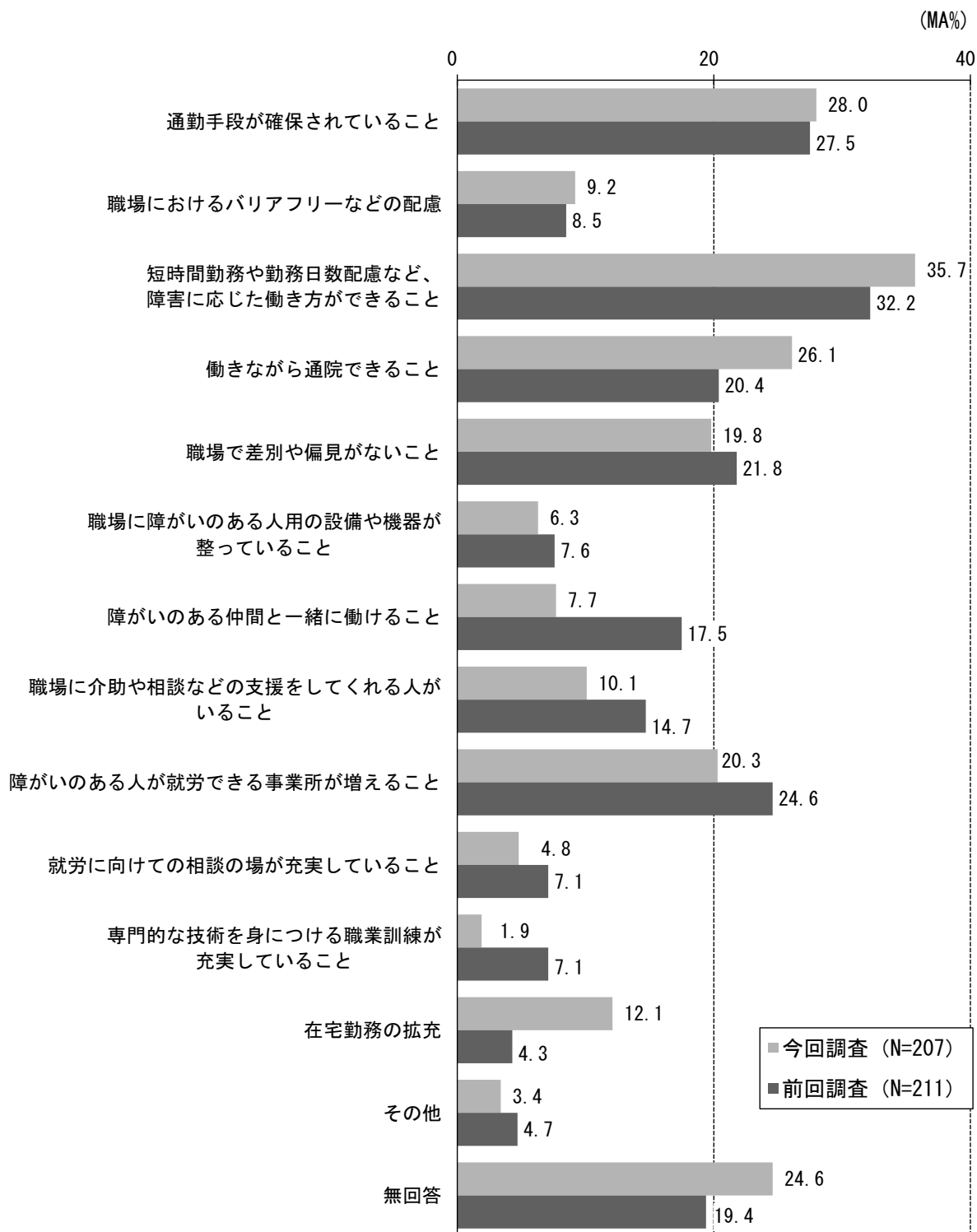
今後、どのような活動をしたいと思うかについて、「買い物」（37.2%）が最も高く、「旅行」（31.4%）、「地域の行事や祭り、学校・職場の行事」（20.3%）が続きます。

「特に何もしたくない」は21.3%となっています。



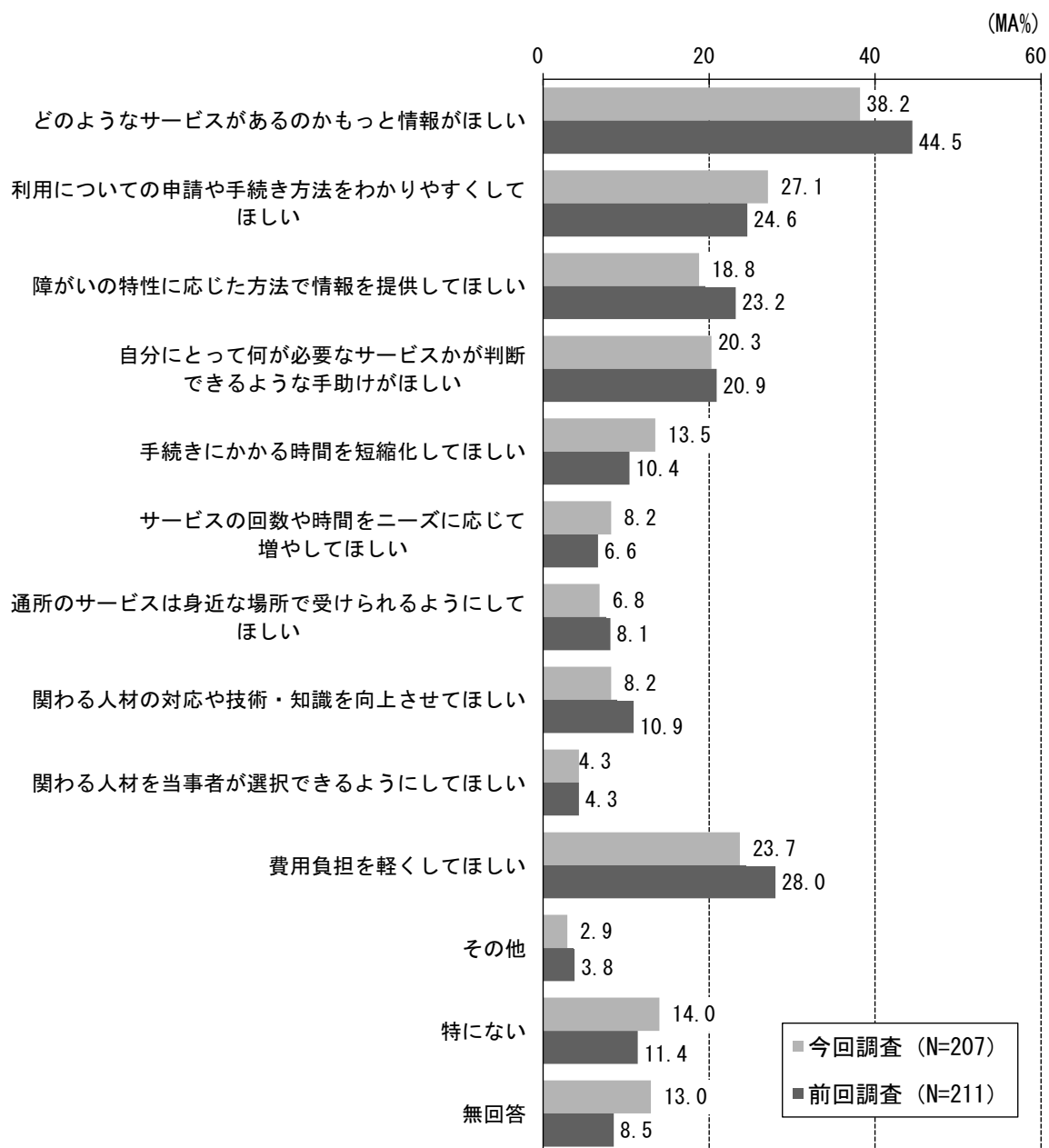
問 障がいがあっても働きやすくするには、どのようなことが必要だと思いますか。（3つまで○）

障がいがあっても働きやすくするためにどのようなことが必要だと思うかについて、「短時間勤務や勤務日数配慮など、障がいに応じた働き方ができること」（35.7%）が最も高く、「通勤手段が確保されていること」（28.0%）、「働きながら通院できること」（26.1%）が続きます。



問 障がい福祉サービスを利用しやすくするために、今後希望することは何ですか。（3つまで○）

障がい福祉サービスを利用しやすくするために、今後希望することについて、「どのようなサービスがあるのかもっと情報がほしい」（38.2%）が最も高く、「利用についての申請や手続き方法をわかりやすくしてほしい」（27.1%）、「費用負担を軽くしてほしい」（23.7%）が続きます。



3 関係団体・サービス提供事業所調査からの意見

(1) 関係団体ヒアリング調査結果

問 貴団体が活動している中で、どのような障がい者に関する問題や課題を感じますか。

記述内容
(問題・課題) 直接的な就労支援や行動支援は当センター体制上困難なため、今後も他施設（関係機関）と連携を図り必要な場所への紹介等がスムーズに行えるよう支援体制を構築させることが課題となる。 当事者や家族が高齢化して、本来の障がいのある生きづらさに、さらに高齢問題が重なり、家族が崩壊しかねないこと。 コロナ禍で障がいのある人の活動や社会参加の機会が奪われている。 20 年以上にわたって活動しているが、障がいのある方、そうでない方も「多様性」ということに関して理解を深めて共感していく必要性を感じています。 この活動の周知はまだまだ低い。もっと多くの人に知ってほしい。情報保障を必要とする人が申請し、利用する訳ですが、個人負担のないことを知る人は少ない。要約筆記者でなく、行政が周知・養成を図ってほしい。 ・窪川や大正、また西土佐など隣接する地域には作業所等の機関があるが、十和地域にはない ・発達障がいの十代で相談や通所、トレーニングできる場所がなく、2 次、3 次障がいとこじらせている人が多い ・制度の間にいる障がい者や発達障がいの人の支援やサポートを当団体で行っているが、地域資源の少なさ、既存サービスの融通の利かなさ、専門性のなさ等からすべて課題解決に至らない。 ・障がい者によっては問題行動や権力の横暴を感じることもあり、センターの利用ができなくなった障がい者もあり、コミュニケーションや対応力に課題を感じる

問 5 障がい者を取り巻く現状や身近で感じている課題、四万十町に希望することなどについて、自由にお書きください。

①障がい児・者に対する福祉サービスについて
困り事の相談を最初の窓口で解決できる仕組みづくり。決して当事者の困り事をたらいまわしにしないこと。 移動支援 障がい者や発達障がい者の継続した就労ができる。制度の間にいる障がい者の柔軟な支援やサービス。
②地域での支えあいに向けた連携強化について
一機関・一施設で対応することは負担を負うため、町内の協力できる限りの社会資源が協力・連携し、少しずつ負担を背負えるような包括的支援システム（ネットワーク）の構築が必要だと考える。 小地域で年に 1 回は顔合わせができるような集まりをつくり、地域で誰もが顔なじみになれば、自然と見守りができるようになるのでは。

地域で暮らし続けていくためには資源が少な過ぎる。
福祉関係者の集まりだけではなく、その人の住いする地域で、皆と語り合い、地域（ご近所）の連携をつくる。
中山間地のこの地域では「障がい者の住居が山奥にある」「医療を受けるために病院まで遠く、交通手段が少ない」「本人の特性や性格によるコミュニケーション能力から本来受けられる生活支援等のサービスが受けられない」等の課題を感じることもある。上記にも記入した制度の間にいる障がい者の柔軟な支援やサービスが必要だと感じる。
③障がい者の社会参加について
就労支援のつなげ役としてきたが、就労先に「限りがある」・「賃金が安い」といったことにより紹介して就労できる場所に制限がみられる。
送迎サービスの充実を図る。
ボランティア、車の便が少ないため働けないこと。
働く＝社会参加ではない。楽しみを持って集える場所が必要。
社会参加促進のために訪問活動の回数を増やす。
障がい者の特性は個々で違っており、身体の障がいからできる作業の幅が狭い人や決まった時間での就労が困難な人もいるため、個人対応で働かせてもらえる場所や障がい者への理解や障がい者雇用の場が増えるとありがたい。65歳を過ぎても働きたい（自己承認欲求）人もいる。しかし場所がない。
④障がいや障がい者に対する差別解消や理解促進について
差別解消法を知っている人がそもそも少ない。地域の中に浸透させているにも研修会やイベントなどで周知してみても？
小中高からの障がい者への理解を深める授業や障がい者との実際の交流による物理的環境・意思疎通の面など支援者（理解者）を増やす。スロープ、手すりの設置。

(2) 事業所ヒアリング調査結果

問 町全体をみたときに、不足していると思われるサービスや支援はどのようなものでしょうか。また、それらのサービスや支援が足りていない原因は何だと思われますか。

不足しているサービス	原因
居宅介護	介護保険と同じヘルパーが対応しているが、精神が不安定な利用者さんにはパートヘルパーが対応できず、常勤ヘルパーが対応しなくてはならない。負担増となっている。
障がい（児）者デイサービス児童関連サービス	障がい者（児）関連施策が少ない。障がい者デイサービス、グループホーム、障がい児放課後等デイサービス（日中一時支援）
児童に関するサービス	人材不足と採算性
一般就労体験のできる事業所・企業、相談支援、集う場所や移動手段	障がいに対する理解が不足している。スタッフ不足、経営の安定化
配食サービス（土、日）	人材不足

問 障がい者を取り巻く現状や身近で感じている課題、四万十町に希望することなどについて、自由にお書きください。

① 障がい児・者に対する福祉サービスについて
障がい福祉サービスに対する理解がまだまだできていない。勉強会が必要と思う。
障がい児等の対応として放課後デイサービスはぜひ一カ所欲しい。自立支援協議会の中でも討論・協議されており希望者は大変多いと思うので、実施に向けて取り組んでほしいものです。
障がい児に対する、日中や休日の受け入れ先の確保。また支援学校卒業後から20才くらいまで専門的で個々の状態に合わせた支援が受けられる場の確保（重度重複障がい者）
在宅生活を支えるため訪問介護や短期入所事業の拡大、出生からの切れ目のない支援。

② 地域での支えあいに向けた連携強化について
障がいサービスから介護サービスへの切り替えの時に不安がないように制度の説明等、スムーズに移行できる仕組み作りが必要じゃないかと思う。
四万十町は面積は格別広いですが、各種福祉・生活サービスを提供するには適性なゾーン（中学校区）で構成（旧自治体ではなく）されている地域が多く、そこが「集落福祉」の必要な地域と区切りができる。従って町内人口の過疎過密ではなく旧中学校区域を、あったかふれあいセンターを拠点として限界部落など進行させない様に町づくりをしていくのが良策ではないでしょうか。先行している県内の自治体を視ることにより検討できないか、あったかもその地域にそった内容運営が大切と思う。
医師不足により、医療機関も受診を拒否する状況となっているため、医師の確保また緊急の際の受け入れ先の確保
福祉教育の充実（障がい者の学ぶ機会の提供）。関係する支援者の連携がさらに強化されること。
障がい者の家族が近くにいない場合、安否確認や緊急時の対応に困る事がある。
③ 障がい者の社会参加について
本町は、障がい者の A 型・B 型の施設はありますが、在宅障がい者用の障がい者デイサービス、児童放課後等デイサービスなど生活介護・日中介護等が人口割に少ないので高南ブロックの中心町ですので、ぜひ取り組みを願うものです。仁淀川町では障がい者雇用（最賃保障）で雇用する法人（農業）が本年度スタートします。
企業（法人）の受入れする姿勢は勿論であるが、障がい者自身も働くという姿勢をしっかりと持ち、自身の強みも活かし、その職場に適應していかないと長続きすることは困難であると感じている。障がい者自身はそういったことを知る機会の確保が必要だと思う。
移動手段を町全体で考えていただきたい。
障がい者を受け入れる側が、障がい者に対しての理解や受け入れ態勢を整える事が大事。
④ 障がいや障がい者に対する差別解消や理解促進について
障がい者団体など（学校等も含）からそれぞれ参加して頂き、法に基づく町内の道や設備建物、店舗前などバリアーになっている所を点検し、マップ図をつくり、改善すべき箇所について自治体为主导に改善に向けて促進していくことが必要だと思います。常にバリアー危険箇所を点検するチームを作っておくことも大切ではないか。又議会にも〇〇〇を提出さすことも大切だと思います。又バリアフリーと改善された箇所のマップ地図を要所要所に掲示することが必要です。
交流の場や学習できる場所の整備。

4 計画策定の経過

年月日	内 容
令和5年8月25日	第1回四万十町障害者計画等策定委員会 (1) 委員長・副委員長の選任 (2) 令和4年度アンケート調査結果の報告について (3) 四万十町第3期障害者計画、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の振り返りについて (4) 四万十町第4期障害者計画、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の策定について
令和5年12月5日	第2回四万十町障害者計画等策定委員会 (1) 四万十町第4期障害者計画、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画（素案）についての協議
令和6年1月10日	第3回四万十町障害者計画等策定委員会 (1) 四万十町第4期障害者計画、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画（最終案）について
令和6年1月12日 ～令和6年2月1日	パブリックコメント実施 （公募方法）CATV文字放送、四万十町HP、意見箱5か所 （公募結果）意見提出0人

5 四万十町障害者計画等策定委員会設置要綱

平成 23 年 10 月 31 日告示第 80 号

改正

平成 25 年 3 月 29 日告示第 16 号

平成 26 年 5 月 29 日告示第 50 号

平成 29 年 12 月 22 日告示第 91 号

令和 2 年 7 月 31 日告示第 86 号

四万十町障害者計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条第 3 項に規定する市町村障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条第 1 項に規定する市町村障害福祉計画及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 20 に規定する市町村障害児福祉計画（以下これらを「計画」という。）に基づく、四万十町障害者計画等の策定及び推進に関する事項を協議するため、四万十町障害者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の推進及び見直しに関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員 25 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 障害福祉等団体の代表者
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 障害福祉サービス利用者又はその家族
- (4) 相談支援事業者
- (5) 民生委員児童委員
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 公募による者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱され、又は任命された年度の末日までとする。

2 委員が欠けたときは、これを補欠することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員の互選による委員長 1 人及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長は、会務を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 23 年 11 月 4 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日告示第 16 号）

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 5 月 29 日告示第 50 号）

この告示は、公布の日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 29 年 12 月 22 日告示第 91 号）

(施行期日等)

1 この告示は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の四万十町障害者計画及び障害福祉計画策定委員会設置要綱の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(準備行為)

3 改正後の第1条に規定する市町村障害児福祉計画を策定するために必要な準備行為は、附則第1項ただし書きに規定する施行の日前においても行うことができる。

附 則（令和2年7月31日告示第86号）

この告示は、公布の日から施行する。

6 四万十町障害者計画等策定委員会名簿

(任期：令和5年8月25日～令和6年3月31日)

	所属	役職名	氏 名
1	須崎公共職業安定所	所 長	赤堀 雅也
2	須崎福祉保健所	所 長	谷本 和広
3	幡多児童相談所	所 長	掛水 隆司
4	四万十町障害者自立支援協議会	会 長	大崎 和正
5	しまんと町社会福祉協議会	事務局長	尾崎 弘明
6	民生児童委員	代 表	○岩崎 千代喜
7	身体障害者相談員		中平 岩男
8	知的障害者相談員		戸田 利丕
9	くぼかわボランティア連絡協議会	顧 問	◎牧野 利恵子
10	就労継続支援事業所 代表	あさぎり	宮崎 三紀
11	地域活動支援センター 代表	やまびこ センター長	田村 輝雄
12	障害者支援施設 代表	障害者支援施設 オイコニア 施設長	岡村 理佐
13	相談支援事業所 代表	しまんと町社協相談支援 事業所相談支援専門員	本井 ゆき
14	当事者代表		弘瀬 佳和
15	四万十町家族会 ほほえみ	副会長	宮脇 利枝
16	発達障がい児親の会 カーネーション	代表	横山 実久
17	住民代表		山本 由美
18	教育委員会	教育次長	浜田 章克
19	地域包括支援センター	所 長	西原 愛
20	健康福祉課	課 長	国澤 豪人
21	にぎわい創出課	課 長	小笹 義博

◎ 委員長

○ 副委員長

(順不同・敬称略)

四万十町第4期障害者計画
第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

発行年月：令和6年3月

発 行：四万十町

編 集：四万十町 健康福祉課

〒786-8501 高知県高岡郡四万十町琴平町 16-17

TEL：0880-22-3115

FAX：0880-22-3725
